

BULLETIN

第 23 号

第7回日仏経済学会国際会議報告
経済グローバル化と金融・通貨問題
—日欧比較—

2004

日 仏 経 済 学 会

巻 頭 言

日仏経済学会会長 西 川 潤

『BULLETIN』第23号をお届けします。昨年は色々な事情からお休みさせて頂きました。その間にフランスの Centre d'Etudes Prospectives et d'Informations Internationales (CEPII) との共催で、第7回日仏経済学会を早稲田大学の国際会議場で開催することができました。この会議はフランス大使館文化部及び早稲田大学のご後援を得て開催が可能となりました。記して、厚くお礼を申し上げたいと存じます。

この会議では、現代世界のグローバリゼーション（フランス語ではモンディアリザションと言うことが多いようです）を理解するキー・ファクターとしての通貨・金融問題に日仏両国の専門家が照明をあてました。その記録を本号および次号でお届けする予定です。

グローバリゼーションの進行する中で、これを支えるアメリカの単独行動主義もますます強まり、2003年には前年のアフガニスタン戦争に続き、イラク戦争も引き起こされました。フランスはドイツ等と共に、アメリカの「先制攻撃」ドクトリンからは距離を置き、グローバリゼーションに対する異なった態度を明確に示しました。実際、フランス語でのモンディアリザションはかなり批判的な意味をもっているようで、本屋の店頭に積まれたこの主題にかんする本も多くは批判的な視点に立っているようです。日本がアメリカのグローバリゼーション政策に、政治的にも軍事的にも、また経済面でも、かなりの程度無批判的に追従しているように見える昨今、フランス的な視点を日本に伝えていくこともまた、世界に対する複眼的思考を養う上で重要であることを痛感します。

経済面では、ヨーロッパ統合が量質共に進展し、本年5月からは「25国のEU」が発足しようとしている時、この拡大ヨーロッパの中でフランスの占める比重もますます大きくなるものと考えられます。ドイツが「第2の日本病」にかかっていると言われている今日、「仏独枢軸」はどう変わっていくのか、また、ユーロ高を背景として、ヨーロッパの対外経済政策はどう進展していくのか、あるいはグローバリゼーションによる人流の増大の中で、いちど強まった排外主義の行方はどうなるのか、更にはアメリカの物質文明がグローバリゼーションの波に乗って世界大に広がっていくとき、文化政策を重視するフランスの対応はどう動くのか、等々、いまのヨーロッパ、なにかんづくフランスから眼を離すことはできません。確かに言えることは、フランスでは近年、アジアに対する関心が一段と高まってきているようです。もちろん、台頭する中国に対する関心はきわめて強く、フランス政治学院が北京にセンターを開くほどですが、それと共に日本に対する関心も再び高まってきているようで、私ども日仏経済学会でも毎月のようにフランスの学者をお迎えしています。

グローバリゼーションの中で、日仏経済学会が日仏の知的交流の拡大のためにもつ役割がますます重要になってきていることを確認し、会員の皆様にあらためて積極的なご協力をお願いする次第です。

2004年1月

日仏経済学会 BULLETIN 第23号

2004年

目次

巻頭言	西川 潤
-----------	------

●特集 第7回日仏経済学会国際会議報告＜経済グローバル化と金融・通貨問題―日欧比較―＞その1

円の国際化のもたらす問題	アンヌ・アンドルエ	1
	徳光由佳里／訳	
フランスにおける企業所有形態及び企業ガバナンスの変化	ドミニク・プリオン	12
―企業ガバナンス・モデルの変化に関する通説を批判する―	相馬和仁／訳	
日本型発展モデルの変容	エヴリーヌ・ドウリーユ＝フェール	28
	新井美佐子／訳	
画期的な変化…しかし不確実な前途	ロベール・ボワイエ、山田鋭夫	37
―日本資本主義の危機に関する「レギュラシオニスト」的解釈―	藤田菜々子／訳	
日本における地域通貨の現状	重 頭 ユカリ	53

●2002年度研究会報告

フランスにおける市民セクター	北 島 健 一	58
----------------------	---------------	----

●論文

フランス経済学・経済社会思想史研究の伝統	西 川 潤	64
―「早稲田大学学術研究史」より―		

●書評

新田俊三『ヨーロッパ中央銀行論』	西 川 潤	68
レヴィ＝ルボワイエ『市場の創出―現代フランス経済史―』	小 林 逸 太	72

●学会報告

活動報告	74
会計報告	75
会 則	78
会員名簿	79
役員名簿	83

円の国際化のもたらす問題

パリ第10大学 アンヌ・アンドルエ

＜概要＞

ユーロが国際舞台に登場して以来、金融システムの構造そのものが変化してきた。そして、円はとりわけアジア経済において、ユーロとドルとの間で以前よりも有利な条件で、良い地位を得ることができるようになり、その役割も増すことになる。これまでの円の歴史的な地位を振り返り、現在の地位と、今後、地域あるいは国際舞台での円の活用を増加させる際に起こりうる問題点について考察する。

＜INTRODUCTION＞

ユーロの誕生により、これまで機軸通貨として唯一ドルの存在を認めてきた国際通貨システムの中に変化が起こっていると多くの理論家と実務家が主張している。実際の制度は次の2つに分かれて進化するであろう。ひとつは、新しい国際システムにおけるドルとユーロ、そして、限定はされるが、機軸通貨としての役割を増大させる円である。

東アジアではユーロと円は国際通貨として機能し、通貨量は増大するであろうが、この図式の中でもドルは変わらず機軸通貨としての地位に留まるであろう。(内海、1998年)。円の歴史的な進化と現在の地位について検証しよう。

1. 国際経済における国家と各国通貨の位置

1.1. 世界経済の中でのアメリカの相対的な力

世界経済におけるアメリカの相対的な力は1980年代初頭より減少し続けている。経常収支はこの半世紀以来常に赤字を示しているにもかかわらず、ドルは機軸通貨としての役割を継続している。なぜなら、ドルは、国際間での貿易において、幅広く活用され、保持されているからである。こうして、国際貿易のコストと情報のコス

トは大幅に減少した。これと同じ理由から、個人がドルを、貯蓄目的の通貨として用いることが多くなってきた。こうした意味において、アメリカの通貨が作り出してきたネットワークの中で、ドルの流通とその流通量に伴う経済的利点が、ドルの活用と保持に大きな影響を与えてきた。この結果、アメリカのGNPの、ドルの歴史的な経緯と、その総額が、ドルを基軸通貨としてのドルの説明要因となっている。その逆のこともまた然りである。貿易、投資、金融面におけるドルへの信認は、貿易赤字という経済的なファンダメンタルズの悪化にもかかわらず、常に上昇してきた。そしてドルへの信認により、以前ほどは安定した地位を獲得してはいないが、ドルの役割は支持されている。ユーロのファンダメンタルズはドルよりも優れているが、新しい貨幣としての地位にとどまっている。(河合、1998)

1.2. ユーロ圏、ドル圏、円圏の比較 ・通貨圏の定義

一国の通貨当局、例えば、タイ中央銀行にとって、通貨(ここではタイバーツ)の安定とはアメリカドル、円、ポンド、シンガポールドルの組み合わせられた1つの通貨バスケットと関連しつつ実現される。この場合、タイは、この通貨バスケットに含まれる貨幣量に応じて、複数の通貨圏に属するものとして考えられる。一国の貨幣当局が、通貨バスケットに含まれる主要な通貨に対する、その通貨の安定性に貢献しないのであれば、この国は、いかなるどの通貨圏にも属さないものとして考えられる。この方法によれば、それぞれの国は、通貨圏に属する貨幣の量に応じてクラス分けされ、各国の合計が通貨圏により得られる。この方法により、世界経済全体における通貨圏それぞれの相対的な規模を算出することができる。

1999年の通貨圏の経済全体のGNPの計算によれば、

ドル圏は全体の46.4%、ユーロ圏は34.7%、円圏は17.5%となる。

これらの比率を説明しうる要因は以下のとおりである。

- ・ドル圏は、特に、発展途上国(アジア、ラテンアメリカ)において、為替相場を安定させることのできる通貨として考えられており、大変重要であると考えられている。
- ・ユーロ圏は、圏内のほとんどの国が先進国に属するため、比較的重要と考えられている。
- ・円圏の経済規模は、ほとんど日本経済のみ(17%)を含むので、まだまだ弱い。日本以外の円圏は、0.5%である

通貨圏を株式の時価総額を用いて計算とすると、ドルの優位は明らかである。ドル圏は51%、ユーロ圏25%、円圏23%である。

それぞれの通貨圏を貿易により計算すると、ユーロは最も重要な貨幣となる。ユーロ圏48%、ドル圏41%、円圏9%。

しかしながら、ユーロ圏が高い数値を示すのは、EU15カ国の貿易の合計が高額で、とりわけ、ヨーロッパ内での取引に偏っているからである。この意味では、ユーロ圏の規模は過大評価されている。そのため、実際には、貿易額について計算をしても、ドル圏が最も重要であると考えられる。

この計算によれば、国際システムにおけるドルの優位性が明らかである。ユーロは国際的な大きな通貨の位置からはいまだ遠く離れており、円の交換通貨としての役割は限られたものととどまり続ける。というのも、特に、株式市場の価値の増加を反映して、資本市場の要因は、国際金融システムにおいて、ますます大きな影響を与えているからである。

・ドルの歴史的性

現在ではいまだユーロは国際通貨としての機能を果たしてはいない。しかし仮にEUが16カ国、17カ国またはそれ以上に拡大を続けていくとすれば、その経済圏の規模、GNPの規模、貿易の量が増大し、ユーロは、前途有望な権力を獲得し、ドルと競合しうる国際通貨となりうるであろう。

1.3. 貿易における円の限定された役割と円の活用

貿易における円の国際的な活用はわずかであり、日本国内の商取引においても円の活用はわずかである。日本の最大の輸出先及び輸入元はともに、米国である。すなわち、貿易で、米国が日本の最も重要な相手国である。さらに天然資源の貿易では主にドルがともに用いられ、円で行われることは限られている。通産省(現経済産業省)によれば、1998年5月の統計では、円が活用された割合は、輸出全体の35.8%、輸入全体の22.6%である。また第三国での貿易では円が決済で使用される割合はさらに低くなる。(1999、益田)

図表1
日本の輸出入 1970—1998 (年は会計年度)

会計年度		(%)			
		1970	1990	1993	1997
輸出入	輸出の内訳				
	円で計算	0.9	37.5	39.9	35.8
	ドルで計算	90.4	48.8	48.4	52.1
輸入の内訳	円で計算	0.3	14.5	20.9	22.6
	ドルで計算	80	75.9	72.4	70.8

出所：通産省、1999、日本

益田(1999)

図表 2

通過圏別日本の輸出入 1992—1998 (年は会計年度)

輸 出

	アメリカ		ヨーロッパ		東アジア		世界全体	
	円	ドル	円	ドル	円	ドル	円	ドル
1992	16.6	83.2	40.3	11.3	52.3	41.6	40.1	46.6
1995	17.0	82.9	34.9	12.2	44.3	53.4	36.0	52.5
1997	15.3	84.5	34.2	12.3	47.0	50.2	35.8	52.1

輸 入

	アメリカ		ヨーロッパ		東アジア		世界全体	
	円	ドル	円	ドル	円	ドル	円	ドル
1992	13.8	86.0	31.7	17.9	23.8	73.9	17.0	74.5
1995	21.5	78.4	44.8	16.1	26.2	71.9	22.7	70.2
1997	22.0	77.8	49.3	13.1	25.0	73.0	22.6	70.8

出所：通産省、1999、日本

益田、(1999)

2. 戦後日本の経済システムの形成過程について

2.1. 金融市場と資本市場

ニューヨーク、ロンドンと比べると、東京の金融市場、資本市場は十分発達しているとはいえない。とりわけ、国債市場については、短期市場の市場の力が限られている。

金融市場の変動、市場情報、会計についても、監査システムがまだ国際レベルには到達していない。さらに、市場に存在する厳しい規制が、円取引の拡大に歯止めをかけている。こうした制約が東京市場に存在するため、海外の通貨当局や民間投資家が円で貿易や株取引を行うことに躊躇するのである。

2.2. 貿易

日本の貿易における東アジアの割合は、1998 年には、輸出が 42.8%、輸入が 37.8%である。この数字はアメリカや EU との貿易よりもアジアとの貿易が重要であることを示している。

東アジアについて言えば、1996 年には、日本への輸出は 13.3%、日本からの輸入が 19.9%である。(図表 3 を参照) この数字を見ると、ほぼ、アメリカ、EU との数値と同じである。すなわち、東アジアのアメリカ向けの輸出は 19.6%、東アジアの EU からの輸入は 14.0%である。さらに、東アジア内での貿易はそれよりもさらに多い。輸入は 38.2%、輸出は 39.1%である。東アジアの最大の貿易相手国は、東アジアそのものである。すなわち、アジア新興工業国 (韓国、台湾、香港、シンガポール) と、アセアン 4 カ国 (マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン) と中国である。東アジアは、日本にとっては大変重要な貿易相手国であると考えられているが、東アジアにとっては日本は多くの貿易相手国のうちの一国にすぎない。東アジア諸国はアメリカとの貿易における通貨としてはドルを用いるし、同様に東アジア内での貿易においてもドルを好んで使用する。つまり、アジア各国では、通常はドルを使用し、円を使用することは稀である。

図表 3

日本とのアメリカ、東アジア、EU との貿易 (1996 年)

(%)

貿易	世界	東アジア	日本	アメリカ	EU	その他
日本の輸出	100.0	42.8	—	27.5	15.3	14.4
日本の輸入	100.0	37.8	—	21.2	14.2	26.8
東アジア諸国の輸出	100.0	38.2	13.3	19.6	13.8	15.1
東アジア諸国の輸入	100.0	39.1	19.9	13.0	14.0	56.0
EU の輸出	100.0	6.2	2.3	7.2	60.8	23.5
EU の輸入	100.0	6.6	3.3	6.8	64.7	18.6

注) 東アジアはアジア新興工業国 (韓国、台湾、香港、シンガポール) とアセアン 4 カ国 (マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン) と中国を含む。

出所) IMF, Direction of Trade (1998), ワシントン

JETRO,貿易白書 (1997)、東京

2.3. 歴史的な要因

戦後日本における経済システムの構築と高度成長に向かうことになる経済復興は、日本の輸出先となったアメリカの金融支援によって実現可能となった。アメリカは、こうして日本製品の最大の輸出市場となったのである。ドル圏は戦後日本を他のアジア諸国や西ヨーロッパ諸国と同様に組み入れることとなる。ドル圏はこうしてアメリカ経済の周辺に形成されていったのである。西ヨーロッパ諸国では、経済成長は直接投資と産業間の水平的特化により実現していった。貿易は徐々にヨーロッパ通貨で行われるようになった。(関、1998) この過程で、ドイツマルクがヨーロッパの機軸通貨となった。西ヨーロッパ諸国におけるドイツ経済の規模も大きく、またドイツ中央銀行の反インフレ政策が評価され、ドイツマルクは、海外の投資家から信頼の厚い通貨となった。

それに対して、アジアでは、戦後の差し迫った日本経済の発展は日本にのみ重要であったため、アジア諸国との日本の貿易は産業間の垂直的特化により行われた。(関、1998)。またアジア諸国との間の貿易の決済は、ドルで行われた結果、ドルがアジアでの主要な貨幣となった。こうしてアジアはドル圏に属することとなった。その結果、国際通貨としての円の役割は、日本経済が成長し、戦後日本の貿易が拡大したにもかかわらず、低い位置にとど

まることとなったのである。

2.4. 円高

アジア諸国の貨幣が今後円にベッグしていくことが考えられる。アジア諸国は 80 年の終わりから 1990 年代の半ばまで、円の急速な高騰と、1985 年のプラザ合意後のドルの下落によって、著しい経済発展を遂げた。これらの国は大部分が日本の投資により高度な成長率を示している。日本の製造業は円の急速な高騰により、大きな打撃を受けた。そして、国際市場での価格競争力をつけるため、日本は、アジア (すなわちアジア新興工業国、アセアン、中国など) における対外直接投資を増やすこととなった。その結果、この地域で市場を取り戻すことになった。アジア新興工業国の世界に対する輸出の増大により、アジア諸国の経済はさらに強められることになる。輸出によってこの地域の急速な経済成長が支えられたのである。アジア諸国の通貨と円との為替レートが安定していたとしたら、アジアでのこうした急速な経済成長はありえなかったであろう。80 年代半ばには、日本のアジア新興国への海外直接投資が増大し、これらの国々の経済が成長するとともに、賃金が上昇し、為替レートも上昇した。その結果、90 年代後半には、アジア新興工業国はアセアンへの海外直接投資を行うことができるように

なる。この過程によって、東アジアの地域における相互の経済関係が強化された。

2.5. アジア諸国の為替政策と対ドルベッグ

アジア諸国は2つの制度を採用している。唯一の通貨へのベッグ、あるいは通貨バスケット制で、自国の通貨の為替レートとドルを安定させるためである。アジアの多くの国は、為替レートの安定を保つために、自国の通貨とドルの為替レートを安定させたり(香港、インドネシア、フィリピン)、また、ドルの比重が高い通貨バスケット(シンガポール、マレーシア、韓国、台湾)を採用している。だが、ミャンマーは例外で、IMFの特別引出権により自国通貨を安定させている。アジアでは、1998年の統計によれば、80%の国々がドル圏に属し、円とユーロ圏に存在する国はそれぞれ、ともに10%以下である。従って、東アジアの機軸通貨としてのドルの役割を強調しなければならない。

タイの金融危機以来、アジア諸国は、より柔軟な為替制度を採用したため、ドルに連動することにより為替制度を安定する政策が断念された。タイでは1997年7月通貨バスケット方式から管理フロート制へと移行した。またインドネシア、韓国、フィリピンは管理フロート制から自由なフロート制へと移行した。フィリピンでは、管理フロート制を持続することが認められた。この結果、アジアでの機軸通貨としてのドルは変動相場制への移行とともに力を弱めることになった。アジア圏の国々は、この移行により、競争や貿易の相互依存、直接投資の増大と結びついた為替相場の大きな変動を回避することができた。AFTA加盟国は、為替レートの急激な変化によって国際市場における価格競争力を修正することが可能となった。この結果、AFTA加盟国の間での決済を実現するための諸困難を引き起こすリスクが生じた。AFTA加盟国で相互に為替レートの安定させるメカニズムが不可欠となった。アジアにおける最も合理的な為替制度は、より安定した通貨バスケットを整えて、自国の通貨をドル、ユーロ、円を適切に含んだ通貨バスケットの中で安定させることである。

2.6. 新通貨バスケットにおける3通貨の比重の決定の方法

この新しい通貨バスケットは、アメリカ、日本、EUとアジア各国の経済関係、貿易関係の濃密度によって決まる。

図表4では、東アジア諸国とアメリカはお互いに最も重要な貿易相手国ではないことを示している。他方、東アジア諸国との交易において、日本とEUはアメリカと同じ程度、あるいはそれ以上の比重を占めていることを示している。東アジア諸国自身が、貿易、海外直接投資において、一層大きな比重を占めていることを示している。東アジア諸国の最大の輸出先は、東アジア自身とアメリカである。

東アジアのアメリカに対する輸出は19.8%、東アジアの輸入のうちアメリカの占める割合は14.3%である。海外直接投資については、アメリカのシンガポールへの海外直接投資のフローが39.6%を占めている。東アジアで最も重要な輸出国、投資国は日本である。EUは東アジア諸国の銀行融資残高においては、最大の貸付国であり続けている。データに反して、東アジア諸国は常にドル圏に属している。この数字を重視して、通貨バスケットにおける外国通貨の比重の再分配が提案された。ドルは80%から50%に減らし、円は10%から20%に増加、ユーロも同様に10%から20%に増加、残りのアジア通貨の割合は10%に増加する。

このバスケットによれば、アメリカドルの比重は各国の為替制度において、前年までと比較して減少することとなる。(図表4)

韓国については1990年3月以降、市場平均レート・システムが整ったことにより、この平均レートに対してある程度の上昇、下落が認められるようになった。タイでは、1984年以来、通貨バスケットでは、各通貨の構成は持続的に固定していなくて、ドルに対して80%、円に対して10%、その他の通貨(ユーロ、スイスフラン、など)に対して10%前後の数字で保たれることとなっている。

図表4 東アジア諸国との貿易におけるアメリカ、EU、日本の比重

(%)

	輸出 (1996)					輸入 (1996)				
	アメリカ	EU	日本	東アジア	合計	アメリカ	EU	日本	東アジア	合計
香港	21.3	14.9	6.6	45.1	100.0	7.9	11.1	13.6	60.4	100.0
台湾	26.8	13.6	12.9	45.0	100.0	18.2	15.3	25.7	23.0	100.0
韓国	16.7	10.8	12.3	35.9	100.0	22.1	14.1	20.9	15.9	100.0
マレーシア	18.2	13.7	13.4	43.2	100.0	15.6	14.5	24.7	32.6	100.0
タイ	18.0	16.0	16.8	32.7	100.0	12.6	14.5	27.8	24.3	100.0
フィリピン	33.9	15.9	17.9	25.3	100.0	19.7	9.4	21.8	28.3	100.0
インドネシア	16.4	16.6	28.5	29.7	100.0	10.2	22.2	23.2	29.4	100.0
中国	17.7	13.1	20.4	35.0	100.0	11.7	14.3	21.0	34.0	100.0
ベトナム	4.5	24.3	26.4	24.1	100.0	5.0	13.0	9.2	57.1	100.0
東アジア	19.8	13.7	13.5	40.0	100.0	14.3	14.0	20.3	35.1	100.0

	海外直接投資 (1996)					銀行融資残高 (1996)				
	アメリカ	EU	日本	東アジア	合計	アメリカ	EU	日本	東アジア	合計
シンガポール	39.1	23.1	34.3	n.d.	100.0	2.5	53.7	30.8	n.d.	100.0
香港	9.8	18.1	45.4	2.7	100.0	4.0	44.7	39.3	n.d.	100.0
台湾	19.3	5.0	22.2	18.6	100.0	10.0	57.4	12.0	n.d.	100.0
韓国	27.4	27.9	7.9	29.9	100.0	9.6	35.1	22.9	n.d.	100.0
マレーシア	17.0	5.1	27.0	36.8	100.0	8.3	44.0	36.4	n.d.	100.0
タイ	21.1	16.3	47.2	44.3	100.0	5.8	28.5	54.4	n.d.	100.0
フィリピン	3.4	17.5	6.0	41.0	100.0	20.0	48.1	14.9	n.d.	100.0
インドネシア	2.1	16.8	25.6	30.2	100.0	7.8	38.3	39.4	n.d.	100.0
中国	8.3	6.6	8.8	68.7	100.0	5.1	48.5	32.3	n.d.	100.0
ベトナム	8.1	16.8	17.3	35.3	100.0	6.9	67.3	16.6	n.d.	100.0
東アジア	10.7	12.1	21.2	46.7	100.0	5.5	44.7	34.3	n.d.	100.0

出所：IMF(1996),Direction of Commerce, Washington

JETRO(1997), 直接投資白書、東京

IRB(1998),バーゼル

しかしながら、東アジアの各国が、ドルの比重を減少させ、円とユーロの比重を増加させるというコンセンサスを形成するというアジア諸国の相互の合意を持たずに、制度を変えることは不可能である。さらに、全ての国が、この制度の変更を同時に、且つ、相互協力の下に行う必要がある。半世紀以上のドルとの歴史的な関係が存在す

るので、複数の基軸通貨の中から1つの通貨を選択することを困難にしている。ユーロと円は、東アジア諸国において、利用される機会が徐々に多くなっているが、現実的には、基軸通貨としてドルの代わりに位置づけるという可能性はいまだ低い。円については、日本向けのアジア製品の輸出と日本向けの海外直接投資がいまだ極め

て少ないので、主要な通貨となる可能性は低い。

3. 円の役割の増大と国際化に関する諸問題

3.1. アジア諸国と日本経済の関係の進展

1988年から1998年の10年間に、日本の貿易構造は変化した。アジアからの輸入品は、貿易相手国の多様化と、水平的特化の拡張に伴い増加している、この傾向は今後も継続すると思われるので、貿易における円の活用も増加するものと考えられる。

・金融市場と株式市場は自由化されるだろうか。

この自由化は次の3方向に従って進行するだろう。

ーアメリカの圧力

ーユーロ誕生とヨーロッパ株式市場の統合がもたらす競争による圧力

ー日本の金融市場の空洞化に対する日本政府の懸念

日本では金融ビッグバンが1996年11月に発表されている。資本の自由化は、2001年には達成される予定であったが、東京の金融市場は、世界3大金融市場の1つにはなっておらず、円の国際的な地位も強化されないでいる。

・東アジアと日本の密接な経済関係は達成可能か。

円とアジアの通貨との関係及び、とりわけ、一般機械機器と呼ばれる製品の貿易における垂直的特化との関連においてこれらの経済関係を評価することができる。さらに、アジアにおける日本の海外直接投資は増加しつつある。近年、新しい直接投資は増加していないが、内部利益による再投資が増加し、この再投資という現象は東アジア諸国における日本の海外直接投資において重要な役割を果たしている。1997年の金融危機を乗り越えてから、日本と東アジア諸国との間の国際的な分業システムが強化され、日本と東アジアの経済関係がより密接なものとなった。この過程に従えば、東アジアでの円の地域化が進むことになる。

80年代に、東アジア諸国は、対外債務を賄うための通貨をドルから円に移動したのであり、現在では、長期債務の大部分が円で表示されている。このことは、円の活

用を増大させる決定的な要因となった。(TAVLAS & OZEKI, 1992 et KAWAI, 1996)。

・円の一層の活用

日本の低いインフレ率と経常収支の恒常的な黒字が存在するので、円を活用する機会が増える。日本の貿易における決済において、経常収支の黒字に伴って円の活用が増えた理由を2つ挙げよう。一般的に、輸出における円の決済の割合が、輸入における円の決済よりも多い。従って、輸出の総額が、輸入の総額を上回る場合、輸出における円の活用度が増加する。日本の投資家が為替レートのリスクを考える場合、海外直接投資を行う場合に円を使用する傾向が生まれる。

反対に、経常収支の恒常的な赤字を抱えるアメリカにとって、ドルに対して不安が残るので、ドルの国際通貨としての価値は減少する。従って、東アジアでのドルの役割が低下すると、円の役割が増加するだろう。しかし、これまでの歴史的経緯に従ってドルは近い将来も重要な役割を持ち続けるであろう。東アジアの通貨当局が円の比重を増やす通貨バスケットを作ることになれば、円は国際通貨としての潜在力を高めていくであろう。

3.2. 円の国際化に向かうのか

さて、ユーロがドルと同様に国際通貨としての役割を果たすことになれば、円はどうなるであろうか。また他方、日本の金融システムに改革が起こりビッグバンと呼ばれる事態が成功を納めたとしても、日本の円はユーロがドルほどには大きな影響を及ぼすことはありえないだろう。アジア金融危機以来、通貨バスケットでの円の活用が為替市場で積極的に受け入れられるようになり、ドルベッグを次第に弱めてきたといえよう。しかし、円の活用を広めるためには、円は東アジアにおいてさらに活用される通貨とならなければならない。そのためには、日本の金融市場の改革が必要であり、アジア各国の市場における円の利用額が十分に多額でなければならない。日本は、金融危機を乗り越えるために、アジア諸国へ多額の資金援助を行った。アジア地域での円資金の備蓄は、この地域の通貨システムに莫大な影響力をもち、円の国際化が進行するのを助長することになる。

日本政府は1998年秋、アジア諸国財務相・中央銀行総裁会議において、ある提案を行った。これは、“新宮沢プラン”とよばれる提案である。新宮沢プランは、総額300億ドルの資金援助を、2年間にわたってASEAN5カ国と韓国に対しておこなうことになる。具体的には、150億ドルが中期的な資金援助に、150億ドルが、短期資金調達に授与された。この資金は、不良債権の解決、公共事業の促進、雇用政策支援の目的で使用された。この新宮沢プランは、日本とアジア諸国との経済的、商業的、財政的関係を強化するシンボルとなった。

3.3. アジア通貨圏の兆候

・域内貿易で結束するアジア経済

アジアの開放経済は、域内の貿易に依存しており、為替のフロート制(変動相場制)から、ドル、ユーロ、円の混在した通貨バスケットへのベッグ制に転換することができよう。この通貨バスケットのベッグ制は、アジア通貨の組織化と、国際的投機からアジア通貨を保護するために必要である。1997年の教訓はその証拠である。さらに、アジア域内の経済の協力体制は、実現可能な通貨圏によって強化されるであろう。日本は、この基金の主要な貢献者となるであろう。初期段階では、円は、バスケットの構成通貨の1つにすぎず、直接本来の意味でのベッグ制に関与しない。

・アジアの長期的な通貨安定性

長期的な目的は、徐々にアジア通貨圏の安定性を実現することであり、この地域をヨーロッパの制度にあわせるという考えがある。アジア通貨システムはアジア各国と環太平洋諸国の通貨から構成されるであろう。しかし、この地域の経済発展の度合いに応じて、通貨の変動性を考慮しなければならない。現実には、1つの通貨バスケットが確立されれば、ドルやユーロのような通貨は、バスケットの中に含まれる割合が減少し、他方で、円を含めたアジア通貨がその代わりに入ってくる。こうして円は、将来的にはベッグされる通貨となるであろう。しかし、そのためには、この地域における金融のインフラと、アジア資本市場を準備し確立しなければならない。

・アジア通貨圏の実現に向かうのか

アジア通貨圏を設立することは、経済機構なしには不可能である。ドル圏がこの地域で減少することになるので、アメリカが抵抗することについて十分考慮にいれなければならない。しかし、アジア通貨圏は、日本と他のアジア各国に利益を与えるので、長期的に、EUの歴史的制度と過程(経済、政治、社会)、とりわけヨーロッパ通貨共同体を参考にしながら、この地域全体のコンセンサスを得ることが目的となる。そのような通貨地域は、機構のもつ柔軟性(OPEN REGIONALISMと呼ばれる)と、ヨーロッパでも行われたように、強力なリーダーシップを併せ持つことになる。しかし、どの国がアジアでのリーダーシップとなるのか。

3.4. アジア諸国による日本のプランの受け入れ

現在まで、日本は、過去の歴史的なきさつによって、アジアでは強力な経済活動のリーダーであるにもかかわらず、好意的に受け入れられなかったが、このプランは、アジア諸国に好意的に受け入れられた。アジア経済危機以降、アジア諸国の態度が急変したのであって、この変化は、新プランに対するアジア各国の反応によって証明することができる。

・アジア通貨基金(AMF)創設の提案

日本は、アメリカの反対にもかかわらず、新プランを準備した。1997年9月、日本は、AMF、アジア通貨基金の創設を提案した。しかしアジア通貨基金は、この地域でIMFと競合する恐れがあったため、失敗に終わった。AMFとは異なる新宮沢プランでは、アジア経済危機から抜け出すための支援を主要な目的として、経済援助を行う考えが示された。当初アメリカに反対された新宮沢プランは、翌年には、AMFと別のスタイルをとることによって承認された。日本政府はそれまで、大方アメリカの影響を受けてきたが、アジア通貨危機以降は、アジア諸国に対する責任を持ち始め、その結果、アジア諸国側も、日本政府に対する対応を変えるようになった。

・日本の通貨援助

300億ドルの日本の通貨援助によりアジア通貨システ

ムのバランスを回復させることができた。東アジアの国々の中には、経済体制の安定化を目的とした新しい通貨システムの構築を検討した国もあった。新通貨システムの中で最も評価されたシステムは、円が十分な比重を占める通貨バスケットのひとつにベッグするシステムであった。しかし、アジア諸国はそれまで、ドル・ベッグのシステムに慣れてきたため、ドルに対する対応を変化させ、円の比重を通貨システムの中で増やしていくためには時間が必要である。こうした状況の下で、アジア諸国は、日本だけが危機から救いだしてくれる国ではないという感情を抱いているにしても、アジアの新しい通貨システムにおいて、通貨バスケットを構成する通貨の比重が選択されることによって、徐々に、日本の円が国際化に向けて加速してゆくことは確実であろう。

3.5. 円の国際化の議論の段階と歴史的経緯

円の国際化について言及した最も古い報告書は、1967年、日本政府の経済研究委員会によって発表された円の国際的位置についての報告書である。この報告書によれば、円が他の国によって、準備通貨として使用されることはあまり現実的ではないと、指摘されている。なぜなら、40年前のこの時期には、ポンドとドルが国際的な流通貨幣として一般的であって、円は決済手段にとどまっていたからである。貿易や資本の取引にとって、円の活用をはかるべく、支払を容易にする見通しも必要だった。しかし、日本銀行、大蔵省の官僚たちは、円の国際化は予想外のことであり、円の国際化によって国内の通貨政策が混乱に陥るかもしれないと考えていた。こうして、日本政府は、この時期、円の国際化に対して慎重な姿勢を示していた。

その後、1971年に、ニクソンショックが起り、1972年に、ブレトンウッズ体制が崩壊し始めて、先進国の為替レート体制は変動相場制へ移行する。それから25年かけて徐々にグローバルな金融の国際化への道をたどってきた。日本の金融システムは、より透明性を高めるため、規制緩和を開始した。1972年5月に、外国通貨の独占的取扱いのシステムが廃止された。(それ以降、日本国内の居住者から得た外国通貨は、いくつかの許可を与えられた銀行、(例、東京銀行)で、取り扱われることになった)

1978年に、在留外国人は、日本で外国通貨による預金が可能になり、1980年12月、為替に関する新しい法律がつくられた。そうして、海外との取引、外国通貨での取引が(原則的に)自由化された。しかし、この時期、日本政府は常に円の国際化に対して、警戒心を表明していた。大蔵省国際金融局年報によれば、円建ての投資(アメリカ市場における日本の債券発行)と円建ての対米流出が為替市場の不安定性を増加させ、その結果日本経済に不利な影響をもたらすと報告されている。大蔵省は、円の国際化に対してむしろネガティブな態度を表示することになった。その後、1984年5月に初めて、日本政府は、公式に、円の国際化に対して、ポジティブな姿勢を示した。これが、有名な日米円ドル委員会報告である。この報告では、当事者たちが、必要に応じて円での売買を行うために有利な状況を作り、障害を除去することが示されている。1985年3月、円の自由化に関する為替制度委員会では、円の国際化に向けての具体的な方法がいくつか提案されている。つまり、国内金融市場の自由化、ユーロと円の取引自由化、オフショア市場の設立など。こうして、この時期以降

日本政府は、円の国際化について肯定的な態度を示すようになった。

・円の国際化を支持する議論

日本は、ヨーロッパの統合とユーロの誕生によって、円が地域的な通貨のまま取り残されるのではないかと懸念を抱いたのであって、その結果、数多くの議論が起こった。円が高くなると、円の国際化に対して肯定的な意見が起こるが、円安になると、反対に円の国際化に対して否定的な意見が起こる。それは、円高の場合、輸出業者の利益が少なく、生産品の輸出が日本円(円建て)で行われる場合、輸出側は為替レートのリスクを負う必要がないからである。ユーロの地位が上昇するとともに、日本円は地域通貨のレベルでとどまる可能性が高くなる。

・アジア通貨システムにおける円の利用をめぐる日本政府の対応

1998年5月のAPECサミットで、日本の松永蔵相は円の国際化政策について表明をした。為替制度委員会は政府

レベルで、円の国際化委員会を設立した。日本銀行総裁は1998年4月に任命されて以来、円を国際化する意向があることを繰り返し主張した。特別委員会は短期金融市場を改善し、円が国際的により重要な地位を獲得するように、提案を行った。民間企業からも同様に、円の国際化の要請が高まっていた。経団連、関経連も、1998年6月、円の国際化を促進するべく金融市場の改革計画を発表した。こうして、政府側からも民間企業側からも、日本の金融市場を改革する方法と、円の活用方法についての議論が高まった。

3.6. 中国の経済力の過大評価

1997年のアジア通貨危機に対する反応として、日本の経済力が過小評価にされているのに対して、中国経済の力が、過大評価されているように見受けられる。

・中国の急速な経済成長は円ブロック、あるいは元ブロックにも役立つのか

1994年1月の元の切り下げが、1995年夏の円の下落と同様に、1997年におけるASEAN各国通貨の連続的切り下げの間接的な原因であると説明するエコノミストが存在する。円と元の安定は、アジア経済危機から脱出するために不可欠な要因として考えられてきたが、中国元の変動は、日本円の変動と同様にアジア経済における影響力を持ちうるであろうか。さらに、中国はアジア地域で、日本と同様の経済力を持つ国家となったと言えることができるだろうか。確かに中国は、大変大きな経済成長率を示してきたが、低い経済成長率からスタートしているので、経済成長のレベルは他の東アジア諸国と比べると低い。中国の人口は、日本の人口の10倍であるにしても、中国の一人当たりのGDPは、いまだ日本の50分の1である。中国経済は日本経済の規模のおよそ20%ほどにしかない。アジア諸国間での貿易、投資についていえば、日本に大きく遅れをとっている。(ただし、中国特別区域に隣接する台湾と南部の三角地域は除外する。)近隣諸国への中国の影響力は、経済成長率の変動による所得の効果を考えても、為替レートの変動による価格効果を考えても、急速であるが、いまだわずかである。従って、アジアにおける中国の影響力は、アジア通貨危機の際に

は、過大評価をされていたことになる。元の切り下げがなされても、近隣諸国への影響は微少にとどまる。

・東南アジアにおける日本経済の影響の過小評価

アジア経済危機以降、日本は総額で420億ドルの資金援助を行っている。そのうち190億ドルはIMFとの共通の資金援助であり、日本輸出入銀行も、貿易保険の融資を行っている。

この420億ドルという額は、アメリカを含む先進国の中でも高額であるだけでなく、IMFの援助の合計を上回る金額である。アジア通貨基金構想は失敗に終わってしまったが、それは、ただ単に延期されたにすぎず、新宮沢プランが代わりにその機能を果たしている。しかし、新宮沢プランの宣伝が不足していたために、この資金援助は正しく評価されず、実際の資金援助の総額も完全には知られていないということが現状である。

・結論に代えて

アジア諸国においてマクロ経済的な政策が安定することによって、結果的に各国の為替政策が変化することになった。これらの国々はドルへのベッグ制から円との関係を強めるようなシステムへと変更していくはずである。この為替制度の変更によって、為替リスクは円での取引において軽減される方向をたどり、円は、さらに地域性の高い、また国際的な性質を持つ通貨となるであろう。円とドルの為替レートの変化は過去において、アジア各国の経済情勢の変動を増大させる結果を引き起こしてきた。アジア各国の経済を安定させるために、ドルと円との自国の通貨の安定的な交換を実現すべく、アメリカと日本の経済政策を考慮に入れる必要があると思われる。しかし、円とドルの為替レートは異なった方向に変動することがあるため、これら2つの通貨とアジア各国の関係を同時に安定させることは困難である。適当な相殺的方法を用いることによって、これらアジア諸国と日本との経済関係に応じて円の比重が決定する通貨バスケットにベッグする方法を作り出すことが可能である。通貨バスケットにおける円の比重が大きい場合は、関連諸国の通貨と日本の関係が密接であるということである。タイバーツは通貨バスケットにベッグしていた際、円の比重

がこの通貨バスケットでは大変弱く、パーツの切り下げを阻止できなかった。これまでの円の国際化を抑制してきた主要な原因は、東京の金融市場及び、株式市場での高額な税である。さらに、アジア諸国が、ドルへのペッグに対して受身の姿勢をとる限り円で取引を行う場合には高い為替リスクを抱え続けることになる。アジア諸国が、ドルによって安定性を保つ政策をやめて円により安定性を保つ政策を採用すれば円取引における為替のリスクも低くなるであろう。その結果、円は、貿易において、また資金運用、外貨準備金などにおいても、国際通貨として、より広範囲で活用されることになる。アジア諸国が、日本の通貨をこれまで以上に活用することになれば、アジア経済は、そのことから利益を得るのであって、円の国際化を前進させることになる。

参考文献

- Cargill, T.F., Hutchison, M.M., Ito, T.(1997), The political economy of Japanese monetary policy, MIT Press, Cambridge, Mass.
- Cigogne, Ph., Schwob, T. (1985), Le Jaon à l'âge Mûr, Observations et diagnostics économiques, Revue de l'OFCE, Paris, no.12, juillet.
- Dinand, J.M. (1990), La baisse des excédents japonais dans les années 90, numéro Spécial "La puissance financière japonaise", Futuribles, Paris, no.143, mai.
- Fujioka, M. (1979), Japan's International finance - Today and tomorrow, The Japan Times Limited, Tokyo.
- 上川孝夫、今松英悦 (2001,) "円の政治経済学 アジアと世界システム", 同文館、東京

吉川元志(1999)、日本アジア新経済戦略 月間 Voice、東京、2月

吉川元志(1999)、日本よ、円を捨てなさい、文藝春秋、5月

関志雄 (1995) 円圏の経済学―アジアにおける通貨統合の展望、日本経済新聞社、東京

関志雄 (1995) 円と元から見るアジア通貨危機、岩波書店、東京

益田安良編(1999) ユーロと円：円の国際化へのシナリオ、富士総合研究所、日本評論社、東京

Meyer, Cl. (1996), La puissance financière du Japon, Paris, Economica.

村瀬哲司 (2000) アジア安定通貨圏―ユーロに学ぶ円の役割―、東京、頸草書房

Nicolas, F. (1999), Crise mondiale et marché financier, Les Cahiers Français, no. 289, janvier-février, Paris, La Documentation Française.

大場智満、大野健一、関志雄、田中素香(1999) ユーロ発足で三極主要通貨体制はどうなる？、世界、東京、4月

Shibata, T. (1986), Public finance in Japan, University of Tokyo Press, Tokyo.

内海 孚 (1997), アジアの成長と金融、東洋経済新報社、東京

内海 孚編 (1999), ユーロと日本経済、東洋経済新報社、東京

Yamazawa, I. (1999) Strengthening co-operation among Asian economies in crisis, IDE and JETRO, Tokyo.

訳／徳光 由佳里

フランスにおける企業所有形態及び企業ガバナンスの変化

——企業ガバナンス・モデルの変化に関する通説を批判する——

パリ第13大学 ドミニク・プリオン

1980年代初頭以降、大陸ヨーロッパの国々は大きな変化にさらされ続けている。ヨーロッパ統合市場や資本市場のグローバル化へ適応するために、近年ヨーロッパ各国では企業リストラクチャリングが進行している。おそらくフランスは、ヨーロッパの中でも急速に、かつ広範囲でこのような変化を経験している国ではないか。

第1章では、フランス経済の変遷を分析する。ここでは、金融システムや企業所有形態、企業ガバナンスの発展に焦点を置く。また、ライン型資本主義と言われるフランスやドイツと、アングロサクソン型資本主義と言われるアメリカやイギリスの比較も行なう。本論文の主たる結論として、新たな形態の資本主義が、グローバル化した金融市場に導かれつつ現れている、ということを示そう。

第2章では、企業ガバナンス・モデルの変化に関する仮説を解説する。通説では、「統制主義的」或いは「ステークホルダー」モデルをとる企業ガバナンスは、グローバル化する資本市場の影響により、英米式の「株主」モデルへと移行を余儀なくされているという。本論文では、このような見解を批判し、その上でこの両企業ガバナンス・モデルは、それ自体の限界から絶えず変化し続けているという議論を展開する。本論文における仮説は、企業ガバナンス・モデルとしては両モデルとも「ハイブリッド」の形態を取る方向への変化が見られる、ということである。この変化の要因としては、第一には、力を持つ少数の株主が経営陣を超えて企業活動をコントロールすることが多くなったこと。第二には、このように金融市場による企業へのコントロールが強まりつつあるものの、しかしそれは企業の社会的責任に関する要求が増えたことによって、バランスが保たれている、ということである。

1. フランス資本主義の変遷

1980年代初頭、フランス資本主義では、官が製造セクターや金融セクターを強く統制するという特徴が見られた。また後者の金融セクターでは、商業銀行が強い優位性を持っていた。インフレ率や名目利子率は高く、経常収支や政府予算は大幅な赤字で、企業収益も次第に減少していった。

以上のような不安定要素への対処のため、そしてフランス経済をグローバル化に適合させるために、1980年代以降の諸政府は、新たな政策を次々に実行し、フランス資本主義の性質に大きな影響を与えることになった。これらの新しい政策とは、次の3点に要約できる。

1.1. 金融システムの近代化

1980年代半ばに、フランスの金融システムには2つの大きな特徴があった。一つには、銀行をベースとした金融システムがある。企業の外部からの資本調達において、銀行は重要な役割を果たし、そして金融市場での直接的な資金調達はまだ極めて少なかった。更には、この金融システムは政府による規制対象となっていた。利子率は主として政府諸機関によって管理され、外資を除いた銀行や主要金融機関は全て国有であった。

1985年を皮切りに大掛かりな改革が断行され、そしてこれが例えば預金証書あるいは約束手形といった新たな証券を導入し、また市場を金融派生商品へと開放することになった。また、思い切った規制緩和と計画が実施された。1986年から2001年の間に、ほとんど全ての銀行や金融機関が民営化される一方で、利子率への規制もほぼ緩和された。

以上の政策の結果として、パリは世界有数の金融センターになった。2000年において、パリ証券取引所での株

式発行高は、フランスの GDP の 100%を超えた（1980 年当時は 8%）。この数字はアメリカよりは低いものの、ヨーロッパのユーロ圏の平均を超えるパーセンテージである。これと同年のフランス銀行が算出した推定によると、パリ証券取引所における取引の 80%以上が、フランス国外の投資家によるものであった。

1.2. マクロ経済政策の転換

1980 年代を通じて、EU に加盟する全ての国の政府は、インフレ対策とユーロ導入の準備のために、緊縮的な金融・財政政策を実行した。フランスでは 80 年代以降の歴代政府も、インフレ緩和を進めるための手段として、賃金決定のプロセスをも利用した。大企業や政府の直接の管理下に置かれている金融セクターでの賃金交渉に対して、政府は強い圧力をかけた。政府の目標は、賃金と物価の悪循環を断つために、この 2 つの上昇を抑えることであった。

以上の政策は、インフレや利子率、経済成長、失業に対して強い影響を与えた。それらはまた、所得分配へも重大な影響を与えた。図 1 で示したように、多くのヨーロッパ諸国で、労働所得のシェアには一律の減少が見られる。フランスでも同様に過去 20 年の間に、それは大きく落ち込んだ。この結果として、資本所得のシェアや収益率が大きく上昇した。企業はその収入を用いて、資本の蓄積や銀行への債務の圧縮を行い、財務構造を改善した。大企業はこのような資源を、乗っ取りや買収の資金としてもまた利用した。

図 1：GDP に占める賃金シェア a

国名/年代	1971-80	1981-90	1991-2000
アメリカ	70.0	68.7	67.3
EU(15 ヶ国)	75.8	73.0	69.7
フランス	76.6	75.4	69.4
ドイツ	73.7	70.9	67.9
イギリス	73.2	72.7	73.4
イタリア	76.7	74.3	70.4

注 a：賃金シェアは賃金労働者の割合を指す

出典：Eurostat.

1.3. 民営化政策

1936 年、1945 年から 46 年、1982 年から 84 年に生じた、3 度にわたる国有化の波によって、フランスの金融・生産セクターの大半は 1980 年代の半ばには国の管理下に置かれることとなった。そして、1986 年から 2001 年にかけて、フランス政府は大規模な民営化政策を実行し、国有の銀行や事業会社の殆どを市場に売却した。民営化の結果として、国有銀行による融資のシェアは、1985 年の 80%から、2000 年には 20%以下になった。金融業以外の大手 50 社における国有企業比率は、1984 年の 74%から、1999 年には 23%にまで下がった。

フランスでの民営化へのプロセスは、2 つの連続した段階から成り立っていることに注意を払っておく必要がある(Morin,1998)。第一段階では、1986 年から 1995 年にかけて、フランス政府は新たに民営化された銀行や企業を仲間内のフランス資本家の管理下に置いておきたいという意図から、国有の銀行や企業を選りすぐりの国内の投資家（“noyaux durs”、つまり中核層と呼ばれる集団）に売却した。フランス政府は次のような割合で、民営化された企業を民間の投資家に売却した。10%は従業員に、15%は外国人投資家に、50%はフランスの個人あるいは機関投資家に、そして 25%は大口株主に、それぞれ売却した。この後者の大口株主は、民営化された企業間での株式の持ち合い(“participations croisées”)によって、影響力を強めつつあった。この段階では、株主（または大口の株主）を意図的に選んでいたために、企業所有は依然としてフランス国内に集中していた。1900 年代半ばまでは、フランスの企業ガバナンス・システムは、大陸ヨーロッパの多くの国や日本でよく見られるような、仲間内によるシステムであったことは明らかであった。

1.4. 企業所有の国別形態に大きな変化が起こる

しかし 1995 年以降、フランスにおける企業コントロールに根本的な変化が起こるようになった。フランスの産業・金融グループは、海外の投資家に資本を開放する必要があった(Morin,1998)。「中核層」や「企業間の株式の持ち合い」は崩壊した。これらが管理していた大口の株式は、徐々に独立した機関投資家の手に渡った。これによって、フランスの企業による多数派形成、また仲間内

によるコントロールが弱体化するようになった。そして、企業所有も徐々に分散化されることとなった。

海外投資家への資本の開放には、主に 2 つの理由がある。第一には、激化するグローバル・レベルでの競争によって、最適な企業規模が大きくなったことに対処するために、更により多くの資本が必要になったことがある。1990 年代の間、フランスの企業グループの多くは、M&A（吸収合併）の渦中にあった。企業の成長のために調達する必要がある資金は、フランスの大口株主の資金力を遥かに超えるものであった。この一連の流れは、ヨーロッパ統合市場の創設によって促進されたものである。フランスの企業グループをも巻き込んだ多国間での M&A は大きな重要性を持つようになった。M&A の総規模は 1991 年の 850 億ドルから、1998 年には 5580 億ドルに伸びている。そしてその平均規模は、1991 年の 2100 万ドルから、1998 年には 1 億 400 万ドルに伸びている。このような吸収合併への支払いの大半は現金でなされた。

第二には、フランス企業グループの経営者達が、我が身を敵対買収から守りたかったからである。これは、逆説的ではあるが、競合他社による支配を免れるために、多くのフランス企業は、少数派の投資家として時には持ち株会社を率いる、海外の投資家に門戸を開いた。言い換えれば、外資への財務上の依存が戦略的な依存よりも好まれた、ということである(Commissariat Général du Plan,1999)。

今日では、CAC40 株式取引指数〔訳者注：フランスの代表的な株式指数。パリ市場に上場されている銘柄の中から、時価総額や出来高が大きく、代表的業種に属する 40 銘柄を選出して作成されたもの〕に含まれる、フランスにおける 40 の大企業グループの半数以上が、依然として 30%以下の大口安定株主を持っている。この安定大口株主の占有率は、15 の企業グループで 20%以下、5 つの企業グループで 5%以下である(Commissariat General du Plan,1999)。Becht and Mayer(2000)によれば、主な大口株主の平均占有率は、CAC40 のグループ内では 20%である。この率は、イギリスでは 9.9%、アメリカ（ニューヨーク証券取引所上場）では 5.4%である一方で、ドイツでは 57.5%、イタリアは 54.5%、オランダでは 43.5%であることを考えれば、先進主要国の中でフランスは中

間の立場に位置すると考えられる(Beck & Mayer,2000)。

フランスにおける、独立機関投資家による外部所有は急速に伸びており、今では 50%以上にまで昇っている。この割合は、アメリカとはほぼ同じ数値である(Ponssard & Plihon,2002)。この数値を見る場合に、フランスは投資信託業界において、アメリカには引き離されているものの、イギリスやドイツを抑えて世界第 2 位にあることを思い起こしてよいだろう。

フランスの企業グループにおける海外投資家による株式所有比率は、驚異的なペースで上昇している。表 2 に示されているように、CAC40 指数に含まれる 40 社における海外投資家による株式所有比率は、平均して約 40%である。そしてこの大半は、アメリカやイギリスの投資家である。

表 2：フランス大企業における海外投資家による株式所有のシェア(2001 年)

銀行、保険業	外国投資	アメリカ&イギリスによる投資
BNP(パリ銀行)	45	20.4
Crédit Lyonnais	34.4	9.5
Société Générale	50	29
AXA	46	21
事業会社		
Total-Elf	65	35
Aventis	60	31.6
Lafarge	58.5	31
Alcatel	50	40
Accor	49.4	30.4

出典：Le Monde -Georgeson Shareholder

表 5 に見られるように、フランスはヨーロッパの中では、イギリスやドイツと同様に、海外投資家による株式所有が比較的発達した国の一つである。こうして見ると海外の機関投資家は、フランスで実行された民営化政策の一番の受益者であると言える。

海外投資家による株式所有の増加は、フランスの企業グループにおける大口株主集中の減少と、明確な相関関係にある。例えば石油会社のエルフでは、1997 年におい

て安定した大口株主の占める割合は 8%であるのに対して、海外投資家による株式所有は 51%を占めている。ハイテク企業のアルカテルのこれに対応する割合は、それぞれ 7%と 40%、ヴィヴェンディ(Compagnie Générale des Eaux)は 15%と 42%、銀行業の BNP は 16%と 35%、などである(Commissariat Général du Plan,1999 の試算による)。

フランスの大企業グループでは、海外投資家による株式所有比率がかなり上昇しているが、しかしこれが中堅企業に当てはまるかどうかは定かではない。更に海外投資家による株式所有には、投資家の分散という大きな特徴があることに注目することも大事である。表 3 に示されているように、アメリカの大きな年金基金や投資信託は、少数派のオーナーの立場にあり、フランスの企業グループへの経営には概して口出しをしていない。

表 3：1997 年におけるフランス企業グループへの、アメリカの投資ファンドによるオーナーシップの占める割合 (%)

フランス企業	アメリカのファンド		
	Calpers	Fidelity	Templeton
AGF	0.20	0.09	0.20
Alcatel-Alsthom	0.30	10.04	1.90
AXA-UAP	0.36	0.26	1.90
BNP	0.24	0.15	4.90
Bouygues	0.21	0.05	—
Canal +	0.20	1.31	—
ELF	0.26	0.43	2.10
Générale des Eaux(Vivendi)	0.41	0.07	—
Havas	0.21	0.04	—
Paribas	0.21	0.18	—
Saint-Gobain	0.36	0.06	0.17
Société Générale	0.39	0.68	—
Suez Lyonnaise	0.53	0.13	2.50
Total	0.33	5.14	1.50

出典：Morin(1998) に引用された Sisife - Lerep

1.5. フランスにおける株主資本主義の出現

多くの工業国で見られるように、フランスでもここ 20 年間で資本主義の性質が変化しているというコンセンサスが、フランスの経済学者の間で広く形成されている。

レギュレーション学派によれば、《フォード主義的》[訳者注：アメリカのフォード自動車に発する、大衆規格品の大量生産消費の経済システム。テラー主義という階層的経営に基づくものでもある。労働者は流れ作業の中で単能工として機械的に特化される一方で、生産性の向上によって得られた富の一部が労働者に分配された]成長の形態(“régime de croissance fordiste”)は、次第に「世襲型」(“régime patrimonial”)、もしくは「金融主導の成長の形態」と呼ばれる新しい成長の形態に取って代わられるという。これを「株主資本主義」と言う者もいるだろう(Plihon, 2001)。多くの点を考慮に入れると、株主資本主義はアメリカとイギリスで既に存在していると言える。この形態の資本主義で特筆すべき点は、フランスでは例えばドイツのような大陸ヨーロッパの他の国よりも、一層明確な形で現れたことにある。以上で説明したように、フランス経済を改革する上では右寄り左寄りを問わず、政府が積極的な役割を果たした。このことから、フランスの特徴が知られるだろう。

フランス企業グループにおける株式所有形態の変化は、確かにより大きな重要性を持つものである。国家所有から、オーナーシップの分散化傾向と増加する海外投資家によるオーナーシップの増加という傾向を持つ、新しい「地理的」オーナーシップ形態へと移行が進むにつれて、フランス企業は戦略をこの変化に大胆に適合させていかなければならなかった。

もう一つの主な変化は、銀行貸付を通じた間接金融と比較すると、証券市場を通じた直接金融のシェアが伸びていることである。フランスの金融システムは、伝統的な銀行ベースの金融システムから、市場をベースとした金融システムへと進化している。金融全体に占める銀行貸付の比率(つまり仲介比率)は、1978 年の 71%から、2000 年には 43%にまで減少している。銀行の活動は、ますます市場での売買に向けられている。1998 年から 2000 年において、フランスの銀行が市場での売買から得た収入(利子所得は除く)の、総収入に占める割合は 43.6%にまで上昇した。この比率は、イギリスでは 57.6%、イタリアでは 50.2%、ドイツでは 38.8%である(l'Association française des Banques の試算による)。

表 4：フランス企業の資金調達源 (10 億ユーロ)

	1980	1990	2000
A.株式発行額	7.9	33.7	113.7
B.市場での借入額	2.6	15.1	42.7
C.銀行からの借入額	18.1	59	60
D.外部金融総額(A+B+C)	56.8	205.4	343.1
銀行借入のシェア(C/D)	63%	45%	28%
債券による資金調達シェア(B/D)	2.7%	30%	52.5%

出典：INSEE (国民経済計算) et Conseil national du crédit et du titre

表 4 で示したように、企業の資金調達の構造もまた大きく変化した。最も顕著な変化としては、(1)企業の銀行からの借入が、1980 年から 2000 年の間に 63%から 28%にまで減少したこと。そして、(2)同期間における債券発行による資金調達は、2.7%から 52.5%にまで急速に上昇したことがある。フランスにおける以上のような企業の資金調達の新たなパターンから、他の研究によって発見された結果にもあるように(Schaberg,1999)、アメリカやイギリスで見られる資金調達のパターンへとかなり近づいていることが分かる。

株式市場の取引規模は、1980 年代半ば以降のフランスでは 4 倍になった。上場企業への外部資金の供給という役割の他に、株式市場は国家から民間の株主への民有化のプロセスを通じて、所有形態の変化を進めるための重要な手段となった。第 3 には、株式市場は、M&A の基本的手段である。M&A は、その大半が株式の売買を通じて行なわれるからだ。第 4 には、株式はストックオプション[訳者注：業績向上意欲刺激などを狙い、経営者や従業員に与えられる自社株購入権。通常 2～8 年の一定期間の後に権利行使が可能となった段階で、株価が上昇していれば大きな報酬が得られる。フランスでは、乗っ取り防止と従業員の企業への帰属意識を高めるために供与されることが多い]のメカニズムを活かした、経営陣への給与としても用いられている。ストックオプションを受け取る従業員の割合が、アメリカの 10%に対して、フランスでは推定で約 1%と依然として低い水準にはある。けれどもフランスは、ストックオプションの発達という点において、ヨーロッパ各国の中では先を行く国の

中の一つであると言えよう。

以上の分析から、フランス経済においては、今日では株式市場が、そしてこれからは株主が重要な役割を担っていくということが分かるだろう。これは確かに、最近 20 年間にフランスで生じた《新しい株主資本主義》の主な特徴の一つである。

1.6. 「良い」ガバナンス原則の採用

フランス事業会社はその戦略を、役割が増す株式市場と海外投資家たちに合わせなければならなかった。先行研究によって示されているように(Bompont & Marois,1998 ; Morin,1999 ; Plihon,2001 ; Plihon & Ponssard,2002)、二つの大きな変化を、株主と投資家の役割との関連から見てとることが出来る。(1)《フォード主義的》時代の間は、主に生産性の上昇が企業の目標だったが、今では株主利益の増加へとシフトしている。そして、(2)企業は外部投資家が被るエイジェンシーコスト[訳者注：企業の所有者である株主と、株主の依頼を受けて経営を代行する経営者との間で、利害が完全に一致しない場合に発生するコスト。所有者が直接経営をする場合にはもちろん発生しない]を減らすような企業コーポレートガバナンス原則を取り入れる傾向にある。

フランス経団連(MEDEF と呼ばれている)は、例えば透明性、説明責任、株主間の平等といった、「良い」企業ガバナンスの基本原則の実行を加盟企業に勧めた内容の、3つの報告書(Viénot,1995 & 1999 ; Bouton,2002)を発表した。これらの原則はいずれも、ファンド・マネジャーたちにより、その実行を強く求められているものである。2001 年において、フランス政府は「良い」コーポレートガバナンスの規則の一部を義務化した法案(《loi sur les nouvelles régulations économiques》)を可決した。この新たな法案の主なポイントは、株主に対する透明性の向上、独立取締役の任命、代表取締役(“président directeur général”)への権力集中の防止、少数株主の権利の確認等である。この 2001 年の法案には、特筆すべき特徴が 2 つある。第一には、従業員株主が持つ明確な権利(“actionnaires-salariés”)が確認されていること。第二には、例えば透明性の義務化といった「良い」ガバナンスの主要素が、上場か非上場を問わず、全ての企業に適用さ

れることである。

2000 年代の初頭には、フランスにおける株主文化は、財界や政府を超えて広く普及した。伝統的に株式投資に対して消極的なフランス家計の行動には、徐々に変化が見られる。2000 年においては、総人口の 10%にあたる 600 万人が株式を直接保有している。そして、社内の持株制度を通じて株式を所有している従業員は約 200 万人であり、また彼らが所有する株式はフランスでの株式発行高の約 3%に相当する。フランス政府は 2001 年に、従業員の給与貯蓄(épargne salariale)に、大幅な優遇税制を組み入れた〔訳者注：例えば、企業財形貯蓄で自社株を中心に運用すれば、売却益や所得への課税が免除される〕。この新たな制度は、将来的なフランスの家計による株式投資の底上げを狙ったものである。フランスの各労働組合もまた、この新しい株主資本主義ゲームに参加している。この理由としては、従業員の貯蓄を管理する投資ファンドを格付けする機関の創設を決定したからである。その格付けは、「よい」ガバナンス原則と、倫理的(社会や環境)基準に基づくものであると、これらの労働組合は述べている。

1.7. 英米型資本主義への移行

他のヨーロッパの国々でもなされているように、近年におけるフランス資本主義の変化の性質と重要性についての議論がフランスでも行われている(Mayer,2002)。⁶この議論では主に、企業ガバナンスに関する問題が大きく取り上げられている(OECD,1999)。ヨーロッパの国々は近年大きな変化の波にさらされてきたことについては広く意見が一致しているが、しかしその変化の内容に関しては全く異なる意見が示されている。

フランスの場合については、Morin(2000)は、フランス資本主義はその特徴を失い、英米型モデルへと移行しつつあると結論付けている。一方で、Lazonic と O'sullivan(2001b)は、フランス経済において大きな変化が起こっていることが事実であるとしても、フランスと英米資本主義モデルとの間には、まだなお大きな違いがあるという見解を示している。

ドイツでも資本主義の変化に関する議論について対立が見られる。ある者は、資本市場からの圧力によって、

例えばオーナーシップの集中や共同決定方式といったドイツ資本主義の中心の特徴が変わったという事実はないと主張している(Vitols,1999; Franks and Mayers,2000)。一方で、3 つの理由からドイツ資本主義は英米型の資本主義へと移行しようとしているという見解をもつ経済学者もいる。その 3 つの理由とは、海外機関投資家が果たす役割の増加、M&A の結果としてのドイツ産業のリストラクチャリング、そして税および年金体系の改革を含めた新たな公共政策が挙げられる(Commissariat général du plan,2001; Gehrke in Plihon and Ponssard(eds),2002)。

以上の分析から考えると、英米型資本主義へ変化が進行する一方で、主要先進各国はそれぞれの資本主義の特徴的な差異を保持していると考ええる人もいるだろう。

多くの大陸ヨーロッパ各国のように、フランスにおける株式市場の役割がかなり増大していることは明らかである。これはしばしば、1980 年代半ば以降に現れた「新しい資本主義」の重要な特徴として考えられている。しかし、イギリスやアメリカの株式市場と比べれば、多くの大陸ヨーロッパ各国と同様に、フランスでは株式市場はそれほど重要視されてはいないということもまた事実である。例えばフランスの上場企業数は、1986 年の 598 から、1999 年には 808 にまで増えてはいるが、この数字は上場する国内企業数が 1926 社にのぼるイギリスや、ナスダックやニューヨーク証券取引所に上場する国内の企業数が 6675 社にのぼるアメリカと比べれば、かなり少ない数である。

同様に、直接的もしくは間接的に株式を保有するフランス家計の数は、1990 年の約 500 万から、2001 年には 700 万にまで伸びた(この数字は総人口の 15.8%に相当する)。しかし、この数字はアメリカのそれと比べればかなり小さい。この主な理由としては、年金が労働所得をベースとした源泉徴収体系に基づいているため、フランスには年金基金がないということがある。

年金基金が存在しないことは、例えばフランスやドイツのようなヨーロッパの数カ国のもう一つの顕著な特徴である。今日のアメリカとフランスにおける機関投資家が所有する株式の割合が約 50%であることが事実であるとすれば、表 5 で示されているように、フランスにおける海外投資家が所有する株式の割合はかなり高い数値

にある。2000 年における上場企業における海外投資家のシェアは、フランスでは 36.6%、イギリスでは 22.4%、ドイツでは 25.5%、アメリカでは 11.5%であった(Commissariat Général du Plan,2002a)。

表 5: 海外投資家による株式所有—2000 年末における総資本に占める割合— (%)

	フランス	ドイツ	日本	イギリス	アメリカ
上場企業	36.3	25.5	12.0	22.4	11.5
全企業	26.6	14.8	18.2	37.2	11.4

出典：フランス銀行；Caisse des dépôts et consignations / IXIS

コントロール構造は徐々に変化しようとしている。企業のコントロールは、次第に銀行、大株主、少数株主という 3 つのプレーヤーの手中に入ろうとしている。最近のフランスの変化によって、例えばアメリカの年金基金や投資信託のような、少数の機関投資家が担う役割が増加するようになった(Jeffers,1998)。これは銀行や大株主の役割の減少によるものでもある。民営化と、「中核となる」大口の株式保有者と国営企業間による株式持ち合いの解消の結果として、オーナーシップはより分散化されるようになっている。

企業のコントロール構造という点から、フランスは中間の立場にあるように考えられる。フランスの CAC40 に属する企業を見ると、最も主要な株主(もしくは大口株式所有者)は平均して議決権の 20%を支配している。この割合は、例えばドイツ(57%)、イタリア(54.5%)、ベルギー(56%)、オランダ(43.5%)のような、他のヨーロッパ諸国では極めて高い数値を示している。しかし一方でこの割合は、イギリスの 9.9%やアメリカのニューヨーク証券取引所に上場する企業の 5.4%と比べれば、同様に低い数値にあるとも言えよう。

先行研究によると、静的観点から見れば、大陸ヨーロッパではそれぞれの国によって、置かれている状況は大きく異なっているという。しかし動的観点から見れば、変化のペースは国によって異なるものの、これら大陸ヨーロッパの国々の多くは同じ方向に進んでいるように見えるという。

多くのヨーロッパの国々では、株式市場が果たす役割が増加の一途を辿っている。企業資本の多くが、独立した機関投資家の手に渡っている。この個々の機関投資家を見ると、限られた数の株式しか保有してはいない。株式の持ち合いは解消されようとしており、そしてこの持ち合いと大口投資家の所有という 2 つの種類の株式所有も消滅しつつある。前例のない M&A の波が押し寄せ、民営化の第一段階もスタートしている。大陸ヨーロッパの国々の多くは、近年において企業法や金融市場の制度を改革している。国際投資家にとって自国企業に対する投資を魅力あるものにするために、企業ガバナンスに関する国の法律の改正も、多くの国々においてそれぞれ似たような方向性でなされている。

以上述べた企業ガバナンスの変化においては、一体何が重要なのだろうか。英米型モデルの大陸ヨーロッパモデルに対する優越性を誇示するものなのだろうか。国際投資家からの圧力と資本市場のグローバル化のもとで、独自の企業ガバナンス・モデルの創造への「変化」が存在するのだろうか。企業ガバナンス・モデルへの移行という共通したトレンドの存在と、その反対としての先進国間の国家ないしは地方レベルで存在する特徴とを、我々はどうのようにして折り合わせる事が出来るのだろうか。

本論文の第二章では、以上の問いに対する答えを提案する。

2. 企業ガバナンス・モデルは一元化するのか、もしくは並存するのか？ 株主モデルとステークホルダー・モデル—一元化仮説を検討する

企業ガバナンス・モデルの変化については、ここ 10 年間議論が聞かれている。法学や社会学、あるいは経済学の研究者たちは、その国ごとのモデルはそれぞれの特異性を保持していくであろうと考えているが(e.g. Roe,1990,1994)、その一方で、その国ごとのモデルはアメリカ型の企業ガバナンス・モデルとの並存を進める過程にあると考える者もある(Berger and Dore,1991 ; Morin,1998)。

本論文では、その国ごとのモデルが、伝統的なステー

クホルダー・モデルと株主モデルとの「ハイブリッド」と見なされるような特徴をもつ、新しい企業ガバナンス・モデルへと変化しているという議論を展開する⁽¹⁾。

基本的な企業ガバナンスの範疇において、力を持つ少数の株主たちは、企業の経営陣による意思決定や行動へのコントロールを強化している。この緊密なモニタリング行動は、ステークホルダー・モデルの中でより発達しやすいものである。しかし少数株主は、企業に対する外部からの後援者に留まっている。またこのような姿勢は、株主モデルでの株主における特徴でもある。

一方では、株主利潤の最大化という単一の目的ばかりでなく、例えば倫理性や環境への配慮といった、多面的な目的に企業は配慮しなければならなくなっていくであろう、という議論もある。多様な目的への配慮は、ステークホルダー・モデルの企業ガバナンスによく見られるものである。しかしながら、主に伝統的な株主モデルの特徴付ける議事公開の過程を経ることで、以上のような多面的目的が外部のアクターによって企業へと課せられることにも注意しよう。

企業ガバナンスが「ハイブリッド」モデルに変化しつつある、と考える我々の仮説についての議論は、4つの節から構成される。第1節では、2つの伝統的な企業ガバナンス・モデルの主な特徴を要約する。第2節では、株主モデルの企業ガバナンス(アメリカあるいはイギリス)や、もしくはステークホルダー型のモデル(ドイツやフランス)という特徴をもつ国々における、経営陣に対して行使されるコントロールの実際の効果について論じる。

伝統的な企業ガバナンス・モデルの短所をきっかけとして、経営者に対するモニタリングの新しい形態が示されるようになっていく。第3節では、ハイブリッド・モデルの企業ガバナンスの特徴を示す。この新しいモデルへと変化をもたらす主要な要素が、第4節において分析されている。終節では、その国ごとの企業ガバナンス制度の限界となるような要素に焦点を当てる。

2.1. 伝統的企業ガバナンスの諸モデル

企業のガバナンス

コーポレートガバナンスに関する問題は、大企業にお

ける所有と経営の分離から生じている(Berle and Means,1932)。規模の経済から利益を搾り出すことで、大企業は単独の投資家では満たすことの出来ない程の資本を必要とする規模にまで更に成長していった。このようにして、金融市場は個人投資家の貯蓄の企業へのチャネルとして発達した。そして企業は、経営におけるマネジメント能力や専門的なスキルを持ったプロフェッショナルの経営者の支配下に置かれている(Chandler,1977)。所有と経営の分離は、株式が分散化するという状況のもとで、このようにして制度化された(Berle and Means,1932)。ただ統制がなければ、企業の経営者が株主の利益に反して自己の利益を実現しようとするのが可能となるので、所有と経営の分離は経営者の自由裁量を増やすことにも繋がるのだ。

企業のガバナンスは、伝統的に二つのコーポレートガバナンスモデルを通じて概念化されている。株主モデルでは、企業は活発な金融市場を通じて外部からコントロールされる。ところがステークホルダー・モデルでは、企業は銀行や保険会社、公共団体や企業、従業員や労働組合といった、様々な後援者の間で行なわれる交渉を通じて内部からコントロールされる。

株主モデルによる企業ガバナンス

アメリカやイギリスといった国々では、株主が経営活動をコントロールしており、それが伝統的な株主モデルによる企業ガバナンスだと言われている。しかし、例えば取締役会や株主総会といった、会社法によって定められた企業ガバナンスは、経営陣をモニタリングする上で、重要な役割を果たしてはいない。株主総会での個人株主の介入も、集団的行動を通じて行なわれるという問題点をもつ(Olson,1965)。社外取締役はしばしば企業の経営陣の発議に基づいて指名される。このようにして、取締役と企業の経営陣は、共通の社会的ないしは専門職のネットワークに所属するのである。

企業の経営陣の活動規制は、従って外部市場による企業コントロールという形で逆行される(Jensen and Meckling,1976; Jensen,1986; Jensen and Fama,1983)。競争的資本市場では、業績の悪い企業の株式に対する需要は収縮し、市場での株価が下落する。このようにして収益

性が低い企業は、敵対的テークオーバー・ビッド[訳者注:経営権の獲得を狙って、買い付け価格、買い付け数量、買い付け機関などを公示して株式を不特定多数の株主から買い集める申し出]の潜在的ターゲットになりやすくなる。敵対的企業買収の脅威それ自体は、理性的な経営陣であれば認識出来るものであり、また経営陣に対して、株主利潤の増加という目的に基づいた業務や戦略の見直しを迫るものである。実際に、敵対的買収がなされた例も少なくはない。これが成功すれば、新たな有力株主は、現在株主利益と可能なそれとのギャップを埋めるための経営方針を実行させることに力を入れるだろうし、それ故に買収された企業の現経営陣に対して退陣を迫るであろう。企業に対する評価は、経営者市場に影響を与え、そして金融市場を通じた経営者の行動を律し、そして市場による企業へのコントロールを強化するものとなるのだ。

株主モデルにおける統制メカニズムが効果を挙げるには、市場による企業コントロールが効果的になされることが条件となる。これはつまり、敵対的企業買収の障壁となるようなボイゾン条項[訳者注:経営者が敵対的買収から経営者自身と企業を防衛するために、買収を難しくしたり、買収のメリットをなくしたりするような条項を定款に盛り込んだもの]やゴールデンパラシュート[訳者注:買収された企業の経営者に支払われる高額の退職補償金といった、退職への経済的インセンティブ]といった手段を使い、企業の経営陣を守るべきではなく、彼らは金融市場の統制にされされるべきだということである。このモデルは同時に、高い基準を具えた、金融に関する情報公開をも要求するものである。

ステークホルダー・モデルの企業ガバナンス

ステークホルダー・モデルによる企業ガバナンスのもとでの金融市場は、株主モデルのもとでのそれと比べれば成熟度が劣っている。企業に必要な資本は、個人的にも集会的にも、絶大な支配力を持つ有力株主たちによって調達される。伝統的にフランスとドイツでは、他の企業と同様に銀行あるいは保険会社が、有力株主としての役割を果たしてきた。この国々では有力株主たちは現経営陣を、金融市場から寄せられる否定的な圧力から守る

のである。しかしステークホルダーたちは、株主と同様に経営トップの行動を綿密に監視している。

しかしながらこのモデルでは、例えば銀行や顧客、従業員あるいは労働組合といった他の利害関係者たちも同様に、経営陣の行動を監視することがあり得る。それゆえに、企業に課せられた目的は、株主利潤の最大化をもっぱら監視するにとどまらず、しばしば多面的なものとなる。ステークホルダー・モデルでは、金融市場は二次的な役割のみを果たしている。希少な金融資源の配分は、経営資源と同じく内部で行われ、そして取締役は多様な利害関係者たちによる内部コントロール相互間のバランスを保つことを委託されている。企業それ自体は、暗黙の長期契約に基づいて関係を発展させている、様々な利害関係者の交流ネットワーク的な場の一部である。銀行と企業との強いつながりを中心として構築された、ドイツの伝統的資本主義モデルは、従業員あるいは労働組合と雇用者との間の内部コミュニケーションが、会社法の中で制度化されているステークホルダー・モデルによる企業ガバナンスの典型例である。

このモデルがどれだけ有効となるか、について2つの条件がある。1つは、それぞれのステークホルダーの役割を明確に定める法的枠組みの存在と、第2には、会社の利益を伸張するために行動できるステークホルダー諸代表者の能力である。

2.2. 伝統的企業ガバナンス・モデルの欠点

制度的あるいは社会学的分析によると、伝統的な株主及びステークホルダー両モデルにおいて、企業の経営陣は経営における自由裁量を何とかして増やそうとしていることが明らかになっている。経営者が自己の個人的利益を満たすことを目的として実行する政策を阻止できる、効果的なコントロールシステムは、内部にも外部にも存在しない。

株主モデルの欠点

経営上の自由裁量への、市場による企業コントロールを通じた外部からの監視は、株主モデルの重要な要素である。しかしながらアメリカにおいてですら、経営者は金融市場からの外部コントロールから我が身を長期にわ

たって効果的に守る事ができるのである(Roe,1990,1994; Davis and Thompson,1994)。エンロンやワールドコム、あるいはヴィヴェンディ・ユニバーサルのような最近の事件は、外部による監視の欠陥を説明する上でよい事例であると言える。

外部金融市場からの監視から経営者を守る障壁には、二つの特徴的な要因がある。

Mark Roe(1994)によれば、アメリカにおける株式の分散は、技術面や金融面での理由だけではなく、政治的理由でもまた説明できないものである。1929年に起きた金融恐慌では、アメリカの世論は銀行や保険会社、投資信託といった機関投資家に対して敵対的であった。これは、1929年の金融恐慌を引き起こした原因が、当時企業の株式を大量に保有していた銀行による投機的行動だと、広く考えられていたことによるものである。世論による圧力が政治家を動かし、法的枠組みの実行を後押しした。そしてこの枠組みによって、株式の分散構造が長期に渡って今日までまとめられてきたのである。機関投資家が企業の株式を持ち、経営を監視する機会は極めて限られている。最も厳しい連邦法が、ニューディール政策の一部として1933年と1934年に可決された。この法では、商業銀行と投資銀行が厳しく分けられ、保険会社の株式保有が禁じられた。

しかしながら企業の経営陣は、経営上の自由裁量を減らし、彼ら自身を金融市場からの圧力にさらすような方向へと会社法が改革されることには、断固として反対する利益集団としても活動した。彼らは特に、株式の分散や、敵対的テークオーバー・ビッドを阻止するべく活動した。経営者としてのインセンティブが、経営する企業の市場価値の変化とは無関係である時、金融市場からの圧力から効果的に身を守ることで、企業の経営陣が業績以上の報酬を労せずして得ることが可能であったのだ(例えばディズニー社会長であるマイケル・アイズナーの例を見よ[訳者注：ディズニー社の2001年度決算はインターネット事業の不振等が影響し、前年度の約9億2000万ドルの黒字から約1億6000万ドルの赤字に転落した。人員削減や販売不振のディズニーショップの閉鎖といった大規模なリストラを実施したが、景気後退や同時多発テロの影響などにより、業績悪化が鮮明になった。]

そのため、アイズナー会長は2001年度のボーナスを返上し、経営上の責任を取った。しかしアイズナー会長は、前年度には1150万ドルのボーナス、そして1984年以降において合計で約10億ドルにのぼる巨額の報酬を得ている[Rapaport,1998からの引用]。

ステークホルダー・モデルの欠点

ステークホルダー・モデルがもつ諸欠点はこれまでに色々な論者によって強調されてきた。ここ10年、フランスのクレディ・リヨネやドイツのフィリップ・ホルツマン社で起こったような金融不祥事は、ステークホルダー・モデルの限界、つまり、経営者の自由裁量をコントロールする限界を示すよい例である。フランスでは、このコントロールの限界はある程度、政治権力と経営者の密着した関係から生じている(Bourdieu and Saint-Martin,1978; Bauer and Bertin-Mourot,1987)。財界や政界のエリートを育成するフランスの教育システムや[訳者注：国立行政学院(ENA)や国立理工科大学(ポリテクニク)、政治家養成の国立政治学院等の「グランド・ゼコール」システムのこと。フランス企業のトップの多くは官僚OBであることが多いが、このエリート官僚の大部分はENAの出身である]、産業界や金融サービス業界の主要株主としてのフランス政府の歴史的重みを考慮に入れば、このような状況に説明をつけることが出来るだろう。ドイツでは、取締役会に従業員や労働組合の代表が参加することで、企業ガバナンスに関する実質的な議論に時間がかかることもある。企業の経営陣と、メインバンクが主導的立場にある有力株主代表との間の非公式の個人間での会合で、重要な問題が公式のガバナンス構造の外で議論され、そして解決される傾向がある。この銀行の主な関心は、企業と提携することで密接な関係を築き、これを足掛かりに金融サービスを提供することにあるため、実務上や戦略上の決定への株主によるモニタリングが、結果として無視される危険性がある。

ステークホルダー・モデルの企業ガバナンスが持つもう一つの目立った欠点としては、少数株主との対話が必ずしも保障されていない、ということがある。これは、海外の機関投資家が撤退する主な理由でもある。ここ10年間、ステークホルダー・モデルの企業ガバナンスに分

類される国々(例えばドイツ、フランス、また同様に日本や韓国)が経済の不振に直面したことで、マクロ・レベルにおけるこのモデルによる企業ガバナンスの効率性に関する批判を、アメリカやイギリスとの経済情勢の比較からしやすくなった。

2.3. ハイブリッド・モデルの企業ガバナンスへの変化の方向

二つの伝統的企業ガバナンス・モデルがハイブリッド・モデルに集約され得るという我々の仮説は、アメリカと大陸ヨーロッパにおける、主にアメリカの機関投資家(年金基金や投資信託)の台頭や、これらの国々での経済および制度上の環境が近年発展してきたことに基づくものである。このモデルには、二つの目立った特徴がある。一つは、影響力を持つ少数株主が、企業の経営陣による戦略上および実務上の意思決定を厳しく監視する立場にあること。もう一つには、株主利潤の最大化という単一の目標とは反対の、多面的な企業の目標が可能になることである。

機関投資家は外部から企業の活動をコントロールしているが、またこれは株主モデルによる企業ガバナンスにおける少数株主の特徴的行動でもある。機関投資家が運用する資金総額のわずかな額を占めるにすぎないヘッジファンドや乗っ取り屋といった例外を除けば、機関投資家のファンド・マネジャーは、投資する企業の経営陣が決定する戦略上および実務上の戦略に対して、直接的に介入しようとはしない。ファンド同士の競争や、法律や規制による制約のため、ファンド・マネジャーはポートフォリオ投資によるリスク分散の最適化と平均的収益の最大化を求めるようになる。最善の企業ガバナンスの実行という点から、ファンド・マネジャーが企業の経営陣に対して期待することは、必要条件としての金融リスク最適化の達成と、ポートフォリオ投資の特質から利益を生み出すことであると理解されている。この期待の中には、企業の財務情報開示の透明性、企業経営陣の意思決定とその実行に関する説明責任、株主間の対応の平等(1株1票の原則)が含まれている。

しかしながら機関投資家は、伝統的株主モデルにおける少数株主とは異なる。機関投資家は企業経営陣に直接

的および間接的に圧力をかけることに対して、関心と可能性を持っている。この点から、機関投資家の企業を監視する力を、ステークホルダー・モデルの企業ガバナンスの特徴として、理論的には分析することが可能であろう。

投資ファンドが集团的行動を取ることから生じる問題点は、伝統的株主モデルの企業ガバナンスにおいて、企業に対してバラバラの利害を持つ少数株主たちに関する問題点とは異なるものである。

アメリカの投資ファンドは、少なくとも国内市場では、ポートフォリオ投資の対象から外すことで、その企業の経営陣に対して不満を表明することがもはや出来なくなっている。もしある投資ファンドが、業績の悪化した企業に対して既に投資しているとすれば、この株式を売却することは、ファンドの業績に影響を与えるような損失が発生したということを、暗に示すことになる可能性がある。ファンドの投資行動が流行の投資パターンに反映されるので、この損失はなおさら重要な意味をもつようになる。更には、市場価格と株主収益とのギャップが殆ど見られない業績の良い企業よりも、業績が悪い企業の方が市場価値の回復と上昇がより見込まれるので、反対に業績の悪い企業への投資は、戦略上好まれるのである。これらの要素によって、投資ファンドのマネジャーが業績の悪い企業の経営者に圧力をかけるようになる。個人株主とは反対に投資ファンドは、企業の経営陣の行動に影響を与えるために必要な社会的・政治的・制度的資源を集める立場にあることを自覚している(Davis and Thompson,1994)。そしてこのような考えから、投資ファンドの集团的利益を守ることを目的とした、アメリカの機関投資家協議会(CII)のような機関が創設されている。投資ファンドの行動主義は、幾つかの企業の経営陣を標的にして行動するという形態を取る。そしてこの行動主義は、「ゲームのルール」を変えること、つまり機関投資家が好む企業ガバナンス原則の普及と適用の促進を目的とした行動から形成されるものでもある。この原則の普及と適用は、企業の経営陣の自律的行動によって進み、また法律によって経営陣に課されるものである。機関投資家の行動は、このようにして企業の経営陣や経営の専門家、政治的機関や公的機関、メディアや世論といった

様々な利害関係者へと、広まり発展していくのである。

しかしながら、大きな力を持つ機関投資家が存在すれば、企業が株主利潤の創造を目的にするようになるという訳ではない。そうではなく、我々は例えば倫理や環境といった多面的な目的を次第に企業が考慮するようになると仮定したい。環境や倫理面の目的への考慮に対する圧力は、倫理投資ファンドや、あるいはメディアや世論から生み出されるものである。企業の多様な目的はステークホルダー・モデルによく見られるものなので、このような特徴はハイブリッド・モデルの企業がバナンスへと変化しているという仮説を後押しするものである。これに加えてこの多様な目的は、主に現在の事例では外部のアクターによって株主モデルを特徴付け、議事公開を通じて企業に対して課されるものである。伝統的ステークホルダー・モデルでは、これとは異なり、不透明な交渉を通じて、異なる利害関係者の間で内部的に企業の目的は設定されたものだった。

2.4. 両企業ガバナンス・モデル間に起こりつつある、変化はどのようなものか、その要因は何か

前節で示したハイブリッド型企業ガバナンスへの変化の過程については、力強い経済的、政治的、そして制度的な力による後押しもある。

金融市場の国際化

この変化に関する要因は最も広く知られたものである。この国際化をもたらす条件は、国ごとによって異なるものだが(例えば、Plihon が1996に記したフランス語の文献を見よ)、ただ、多くの国では金融投資の規制緩和が現実的な要因である。この規制緩和によって、簡単には覆らないような構造的変化がもたらされた。

投資ファンドを運営するには専門性が必要であり、大陸ヨーロッパの伝統的な銀行や保険会社においてすら、このような専門性は必ずしも常に備えられているものではない。多くの銀行や保険会社では、資産運用部門を別会社化し、フランスの株式持ち合いやドイツの銀行と企業の密接な関係といった伝統的な縛りからこれを解放している。アクサ社やアリアンツ社のような大きな保険グループは、この方針の具体例である。資産運用は保険契

約事業からははっきりと分離され、そしてこの両事業の間の互助活動は、いかなるものであっても許されないのだ。内部の純資産配分や、保険会社間で立てられた金融リターンの目標を達成するために、リスク分析に基づく洗練されたテクニックが発達している。金融界ないし産業界において有力株主としての役割をかつて果たしていたこれらの企業は、業界内での他社の買収を通じて自らの立場を高めるという方向に、投資方針を転換している。

金融アナリストという職業に必要な専門性は、地理的な専門性から、ある業界に関する専門性へと変化している。株式を販売するサイドと同様に、株式を購入するサイドのアナリストも、分析対象の産業に関する深い知識を備えることが必要になっている。かれらの分析の範囲には、戦略の方向性や、買収・売却の決定と同様に、その業界における企業の財務上の業績も含まれている。販売サイドのアナリストの推奨する銘柄は市場の同意を得やすいので、企業の経営陣はアナリストが設定した財務情報に関する基準を使わなければならない。例えば、金融市場においてその株式が一貫して安値で売られている企業は、敵対的テークオーバー・ビッドの標的となったり、また進行中のプロジェクトへの資金調達に困難になるという危険性にさらされてしまうのだ。

投資ファンドのマネジャーとアナリストの仕事は同じ性質をもつ。投資ファンドのマネジャーは、企業の地理的特徴よりも、むしろ業界の特徴に焦点を当てることで、グローバル・レベルでの多様なポートフォリオ投資を方針として、これを実行している。ファンド・マネジャーが決定する投資に関しては、同じ業界に属する企業は、どこに立地していたとしても競争関係にあるのだ。

企業戦略のグローバル化

企業の国際化は最近に始まったことではない。しかしながら、最初に起きた国際化の動きは、現在の国際化のプロセスとは異なる特徴を持っていた。国際化の最初の波は、地域の売り手寡占に挑むという戦略によって突き動かされていた(Vernon, 1966; Dunning, 1988)。それぞれの国々の市場は、競争という点では、他の国々の市場とは殆ど無関係だった。長い間市場が国ごとに分け隔てられてきたのは、行動様式や規制、国ごとの消費習慣の違

い、また同様に市場の購買力といった要因によるものである。ヨーロッパでは1990年代までは、このような状況に置かれた業界もあった。しかしながら、ヨーロッパ統合市場が[訳注:1987年以降]創設されてからは、規模の経済の追求や、他の最新の商品と差別化することで標準化された部品や最終財を大量生産・販売し利益を得ること、そしてヨーロッパ規模での物流プラットフォームの創設などが動因となって、よりグローバルな戦略に企業が転換するようになり、これが主要業界や企業の再編成につながった。

企業や業界の戦略はもはや国境に立脚したものではなく、世界市場を包みこんだ、より広い地理的領域に立脚したものになっている。伝統的な多国籍大企業はワールドワイドな企業ネットワークを造るように変化している(Reich, 1997; Ponsard, 1997)。このネットワークの発展から生じた企業間の相互依存から、情報や能力だけでなく、商品や金融のフローが生み出された。この発展の主な特徴の一つには、企業の中核となる事業見直すことがある。フランスの企業であるダノン社やアルカテル社はこの具体例である。この両社はかつて、ご都合主義的な買収の結果として、多様な事業を分散して抱えていた。その中核事業における世界のリーディング・カンパニーになるために、両社は分散した事業を関連した事業ごとに組み合わせることで、事業の焦点を定め直した。大規模な海外企業の買収は、株主間の株式取引によってなされることが多いため、以上のような戦略は金融市場の支援や同意なしでは実行できないであろう。

企業は国ごとの特殊性とは関係のない、内部の社風を発展させていく。取締役会は国際的な代表の集まりとなり、執行委員会はもはや国内の人材に依拠する必要がなくなる。また出資者に対する配当も、企業全体の基準に基づくものとなる(Mottis and Ponsard, 2000)。

企業の経営陣は、金融市場依存を低め、自分たちの企業へのコントロールを自らの手で強化しようとする。この仮説は、特にドイツの一流企業の経営陣によく見られるものである(Gehrke, 2000; Vitols, 2000)。企業の経営陣はたとえ解任されるリスクを負うことになるとしても、内部での権力を強化するために金融市場からの圧力さえも利用している。例えば内部での権力が強くなれば、それ

だけより積極的な戦略を取ることができ、これにより保守的な戦略よりも多くの個人的報酬と高い出資者への配当を生み出すことができる。経営陣がどのような方向へ関心を向けるかは、企業間の国際競争を生み出す環境に応じて決定される。また外部からの要求があれば、経営陣は事業のリストラという人気のない手段を取ることを正当化するための議論を展開し易くなるだろう。

金融市場と企業の経営陣の両者が、持続不可能な手段を用いて実際よりも高い価値を互いに付けようとすれば、ハイブリッド・モデルのコーポレートガバナンスは失敗に終わる可能性がある。ネットバブルの崩壊がこのリスクの具体例である。金融アナリストはインターネット関連の企業を流行の投資銘柄として取り上げる一方で、同時にこのような企業が手がける事業の経済的価値を正しく評価することが出来ないことも分かっていた。ストックオプションによる報酬を手にした日利見の経営陣にとって、このような環境は都合のいいものであった。しかしこの報酬は、情報をもたない株主の犠牲によるものであった。

第3の変化では、以上の例とは異なる関心を持ち、金融市場と企業の経営陣の肥大化を防ごうとするアクターを取り上げたい。

新たな国際規定の急速な出現

国家と政府は、金融市場や企業の発展に伴って二者択一の選択を迫られている。その一つには、国家レベルでの直接的介入があり、もう一方では企業自身による国際レベルでの自律的管理がある。民間や金融業界、産業界主導で採用されたグローバル戦略の前では、厳しい国家による管理は非効率であることが次第に明らかになっているため、この後者のような企業行動が結果として好まれている。しかしながら、このような方向性に対しては未だなお不安が残っている。例えば、初めての外国企業(イギリスのボーダフォン)によるドイツ企業(マンネスマン)への敵対的買収が成功した時に、ドイツではマンネスマン症候群という問題が発生した。これがきっかけとなって民衆の強い不満が生じ、結果的にはフランスおよびドイツ政府が国家レベルでの直接的介入をすることとなった。

経済力のバランスを保つために、国際的な社会・政治組織を形成することは可能かもしれない。1998年の多国間投資協定(MAI)の失敗に引き続き、1999年12月のシアトルでのWTO閣僚会議が失敗したことは、現在進行している国際化を更に進める協定を、様々な角度から考えていく上での建設的な第一歩となるであろう。

投資家が取るリスクを制限したルールの標準化や、国際会計基準の普及、あるいは租税と会社法の国際的調和化への試みといった、コーポレートガバナンスの問題に直接的に関係する幾つかの要素は、このプロセスの具体例となろう。国際会計基準審議会(IASB)によって入念に設定され国際会計基準は、中でも興味深い例である。というのも、IASBは職業会計士の代表が組織した民間による組織であるからだ。入念に作られ、そして普及していった国際会計基準は、政府間レベルでの交渉に頼らない自己規制のプロセスのいい例であろう。

調和化のプロセスはまた、金融市場や実物市場での競争を管理する組織にも関連していることである。企業への外部からのコントロールは、このような組織によって強化される。だがしかし、この調和化のプロセスは「コモン・ロー」のような類いの、企業への規定の基礎を設定する原則を発展させることにも寄与するものでもある。例えばフランスでは、“Commission des opérations de bourse”(株式取引委員会)が、アメリカの証券取引委員会(SEC)をモデルとして、金融市場での取引を管理するために創設された。

最後に、非金融的投資基準の比重が増加する例として、成長が著しい倫理投資ファンドを挙げておく。このような投資ファンドが国際的に広まることはまた、企業ガバナンスの変化へのプロセスの具体例ともなるだろう。まず最初に、このファンドの運営は、例えばアメリカでの「道徳的に問題のある産業」(アルコール、タバコ、ギャンブル)に対する異議の問いかけや、フランスでの雇用支援に特化したファンドといった、その国特有の基準に基づいてなされる。しかし、このようなファンドの多くは、人権や環境問題といった一般的な社会問題を含むような、より広い基準へと広がっている。これらの基準によって、個人投資家たちの広い需要が引き出されている。今や主要な投資ファンド会社のほとんどは倫理ファンド

を販売しており、そしてこのファンドは国際的な方向性を持って活動する外部の独立した機関によって格付けされている。例えば、フランスの主要格付け機関であるArese(企業の社会的・環境的格付け機関、Agence de rating social et environnemental sur les entreprises)は、ヨーロッパや日本、アメリカから集まった12の格付け機関によるSIRIネットワーク(Sustainable Investment Research International)を、2000年6月に共同創設した。

結果として多面的な目的は、企業の経営陣と社会的責任の尊重を強いる機関投資家の、両方の主な利害に結び付くであろう。目に見えない潜在的な力が、協定を発達させ、企業の経営陣や金融アナリスト、投資ファンドのマネジャーを次第に突き動かしていくようなベスト・プラクティスの普及へとつながっていくのである。

2.5. 結論：変化の過程において加減をもたらす要素

企業ガバナンスをハイブリッド・モデルへと導く過程を進める力がある一方で、この過程を遅らせたり妨げたりするような、変化を和らげる要素も存在する。このような要素の多くは、例えば会社法や税制、労働基準といった、企業の法的ないし制度的環境に関連したものである。このような要素はまた、国ごとの特有の歴史や社会的選好から生じるものでもある。その国々の特性というのは影響力を持ち続けるため、EUの加盟国は法および制度を調和化させる過程で困難に直面した。例えば、2000年12月にニースで開かれたヨーロッパ・サミットで採択された宣言では、「ヨーロッパ企業」の一般原則を定めたが、しかしこの宣言は同時に、企業が会社法に関して、各自法に準拠することを可能としている。

経済理論では、国内競争によって、より効率的な制度だけが最終的に残るとされている。しかしながら、法体系や制度に関しては、これらの発展は国のとる方針に従うことになる(Roe,1994; Aoki,1997)。企業ガバナンス・モデルの発展も、各国での制度がどの程度発達しているかによって、その進歩の度合いや内容は異なり得る。ヨーロッパでは、フランスが民営化政策を導入し、海外投資家がフランスの主要企業の資本に参入することが可能になって以来、企業ガバナンスに大きな変化が起こるようになった。ドイツでは、株式譲渡益(キャピタルゲイ

ン)に関する会計法[訳者注：企業の株式持ち合い構造の撤廃を促進するため、2002年1月1日から、企業の株式譲渡益への法人課税が撤廃された]の導入によって、大銀行や保険会社が大量の企業の持ち株を売却することが可能となる。つまり、ドイツはフランスを追いかけていると言える。それぞれの国々における企業ガバナンスの出発点次第で、ハイブリッド化への過程については、おそらく様々な異なる結果が生まれるであろう。原則や活動を標準化する方向へと変化しているからといって、必ずしも企業ガバナンス・システムが全て単一のモデルに向かっているという訳ではないのだ(Geoffron,1999)。

それゆえ、両企業ガバナンス・モデルが相互に収斂し、一元化するとする仮説については、これを慎重に扱う必要がある。支配的な企業ガバナンス・モデルが、少数株主の影響力増大、そして多面的な企業の目的重視という特徴を持つモデルに近いものと考えることには相応の根拠がある。このモデルは、伝統的株主モデルとステークホルダー・モデルとのハイブリッド型と考えてよい。しかしこの仮説は、必ずしも新しい支配的モデルが一元的なものとなることを主張するものではない。むしろ、企業に関する法律や制度的環境が国や地域の特性に従い、影響を受けることで、多様性を帯びてくるという可能性も大いにありそうなことである。

参考文献

- Aoki Masahiko, "National diversity of corporate governance and the global standard", Fifth International Conference Europe - Japan, 1997.
- Bauer, Michel et Bertin-Mouro, Bénédicte, *Les 200. Comment devient-on un grand patron?*, Paris : Seuil, 1987.
- Becht M. and Mayer C., "The control of corporate in Europe" in H.Siebert (ed.), "The world's new financial landscape : challenges for economic policies", Springer, 2000
- Berger, Susan and Dore, Ronald (ed.), *National Diversity and Global Capitalism*, Ithaca, NY: Cornell University Press, 1991.

- Berle, Adolph Jr. et Means, Gardiner C., *The Modern Corporation and Private Property*, New York: MacMillan, 1932.
- Bourdieu, Pierre et Saint-Martin (de), Monique, "Le Patronat", Actes de la Recherche en Sciences Sociales, 20-21, (mars-avril 1978), 3-82.
- Chabert Marc, *Globalization and the erosion of National financial Systems*, Edward Elgar, 1999
- Chandler Alfred, *The Visible Hand. The Managerial Revolution in American Business*, Boston, Mass.: Harvard University Press, 1977.
- Commissariat général du plan, *Mondialisation et recomposition du capital des entreprises européennes*, Rapport, Michel Dietsch Président, septembre 2002
- Commissariat général du plan, "Actions non cotées", Rapport, Jean-Paul Milot Président, septembre 2002
- Commissariat général du plan, *Compétitivité globale : une perspective franco- allemande*, Rapport, Comité de pilotage : Henrik Uterwedde, Gabriel Colletis et Jean-Louis Levet, Documentation française, 2001
- Commissariat général du plan, *Régimes de gouvernement d'entreprise : différences nationales et stratégies d'entreprises*, Rapport, Michel Aglietta Responsable scientifique, septembre 2001
- Commissariat général du plan, *La nouvelle nationalité de l'entreprise*, Rapport, Président Jean-François Bigay, Documentation française, 1999
- Davis, Gerald F. and Thompson, Tracy T., "A Social Movement Perspective on Corporate Control", *Administrative Science Quarterly*, 39, (March 1994), 141-173.
- Dunning John H., *Explaining International Production*, London: Unwin Hyman, 1988.
- Fama, Eugene et Jensen, Michael C., "Separation of Ownership and Control", *Journal of Law and Economics*, 26, (June 1983), 301-326.
- Gehrke, Ingmar, "Valeur actionnariale: le rattrapage de l'Allemagne", dans *La montée en puissance des fonds d'investissement*, Dominique Plihon and Jean-Pierre

日本型発展モデルの変容⁽¹⁾

CEPII エヴェリーヌ・ドゥリーユ・フェール⁽²⁾

1950-90年の40年間、ショックに対する適応性、ならびに卓越したリバウンド能力は、日本経済の特長であった。従って、1990年代の停滞は、日本経済のそうした過去のあり方を完全に断つものとして位置づけられた。

1990年代の後半まで、危機の原因に関する専門家の見解は二つに分かれた。すなわち、景気循環に原因を求める者と、構造的な原因を指摘する者である。実物経済ならびに金融経済の歯車が深刻な機能不全に陥っていることが誰の目にも明らかになった今日、前者はほとんど影を潜めている。

危機は、経済成長の停滞に続いて生じるものであり、政治的あるいは社会的な面に関してと同様、経済面においても、世帯に広がる全体的悲観論となって現れる。こうした悲観論の深刻さは、最近の調査にも表れている。すなわち、今後10年間に自国の状況が改善すると期待している人々の割合が、フランスでは48%、アメリカでは59%、中国では90%なのに対し、日本ではわずか31%である(Dentsu, 2001)。このような不安は、経済の成熟段階への到達、グローバリゼーションの進展、情報技術産業の登場という新しい状況において、日本型社会経済モデルが一貫性を喪失していることを反映している。

[本稿では、] ([]内は訳者補足。以下同じ。) 1991年末以降の日本停滞の主要因として捉えられているモデルの不安定化説を補強するために、危機の諸要因に関する批判的分析を、日本の伝統的な社会経済モデル像に帰着しつつ行う。次に、平等主義的な均衡というテーマを、それが発展モデルの主要素であると理解した上で、日本の将来の資本主義モデルに関する二者択一的なシナリオについての結論を出すために、掘り下げていく。

1 複合的な危機

もし、投機的バブル、証券バブル、そして不動産バブ

ルの崩壊が、1991-2003年にわたる危機への引き金を引いたのであれば、この危機は、景気循環的な、ならびに構造的な要因がもつれ合った複雑なものである。

1-1 景気循環による打撃

上記の12年間は、景気循環の律動がとりわけ速かったのみならず、不景気による内的ショックが、過去何十年間とは異なり、大きく作用した。

まず、1990-91年に始まった金融資産ならびに不動産資産の急激な価格低下は、投機的な状況がもたらした公定歩合の引き上げ政策の結果である。世帯消費の伸びは緩慢であった。その上、1995年の阪神大震災ならびに地下鉄サリン事件が、世帯消費にマイナスに作用した。阪神大震災における救援活動の不手際、そして地下鉄サリン事件を未然に防ぎ得なかったこと、これらが、行政に対する世帯の信頼を長期的に損ね、非常な陰鬱状況に陥れつつ、日本の「安全神話」の崩壊を招いた。さらに、同年、対ドル円相場が79円に達し、日本の輸出業者の多くが競争力の低下に苦しんだ。こうした円高は、日本の貿易黒字と流通の構造的な問題から生じたにもかかわらず、対外貿易に景気上重大な影響を及ぼした。続いて、アジア経済危機(1997-98年)が、輸出業者に重くのしかかり、銀行のバランスシートが悪化した。そして2001年には、アメリカ経済の失速、ならびに半導体の世界需要の減少が、成長の外的エンジンに再度ブレーキをかけた。景気循環によるものとは別に、構造的な問題が潜在的に持ち上がってきた。

1-2 構造的な問題の増大

1991年から1996年の間にGDPの61.1%から86.5%へと増大した国債は、予算の不均衡を食い止めようとする政治的意向と相まって、政府が世帯に対して与えたトリプルショック―1997年の消費税率の引き上げ、被保険者

- Ponssard (ed.), Paris: La Documentation Française, 2002, 147-162.
- Geoffron, Patrice, "Quelles limites à la convergence des modèles de corporate governance?" Revue d'Economie Industrielle, 90, (1999), 77-89.
- Jeffers Esther, "La place financière de Paris face aux investisseurs américains à l'heure de l'euro", Revue d'Economie financière, n°48, 1998
- Jensen, Michael C. et Meckling, William H., "Theory of the firm: Managerial Behavior, Agency Costs and Ownership Structure", Journal of Financial Economics, 3, (October 1976), 305-360.
- Jensen, Michael C., "Agency Costs of Free Cash Flow, Corporate Finance, and Takeovers", American Economic Review, 76 (May 1986), 323-32ance
- Mayer C., "Structures de financement et organization des entreprises", in "Institutions et croissance - Les chances d'un modèle économique européen", Albin Michel, 2002
- Morin François, *Le modèle français de gestion du capital*, Rapport au Ministre de l'économie, des finances et de l'industrie, Les Editions de Bercy, 1988
- Mottis, Nicolas, Ponssard, Jean-Pierre, "Création de valeur et politiques de rémunération: enjeux et pratiques", Gérer et Comprendre, (Juin 2000), 78-90.
- OECD, "Corporate governance : effects on firm performance and economic growth", Official paper, September 1999
- Plihon Dominique, *Le nouveau capitalisme*, Flammarion, Dominos, n°232, 2001
- Plihon Dominique et Jean-Pierre Ponssard (sous la direction de), *La montée en puissance des fonds d'investissement - Quels enjeux pour les entreprises ?*, Documentation française, 2002
- Plihon, Dominique, "Déséquilibres mondiaux et instabilité financière, la responsabilité des politiques libérales", dans *La mondialisation financière, genèse, coûts et enjeux*, François Chesnais (ed.), Paris: Syros, 1996.
- Ponssard, Jean-Pierre, *Concurrence internationale, croissance et emploi, theories économiques et experiences industrielles*, Paris: L'Harmattan, 1997.
- Rappaport Alfred, *Creating Shareholder Value*, 2nd edition, New York: Free Press, 1998.
- Reich, Robert, *L'économie mondialisée*, Paris: Dunod, 1997.
- Roe, Mark, "Political and Legal Restraints on Ownership and Control of Public Companies", Journal of Financial Economics, 27 (September 1990), 7-41.
- Roe, Mark, *Strong Managers, Weak Holders, The Political Roots of American Corporate Finance*, Princeton, New Jersey: Princeton University Press, 1994.
- Vernon Raymond, "International Investment and International Trade in the Product Cycle", Quarterly Journal of Economics, 80 (May 1966), 190-207.
- Viénot, Marc, *Le Conseil d'administration des sociétés cotées*, Rapport du comité conjoint CNPF et Afep, juillet 1995
- Viénot, Marc, *Le gouvernement d'entreprise*, Rapport du comité conjoint MEDEF et Afepe, juillet 1999
- Vitols Sigurt, "The Reconstruction of German Corporate Governance: Reassessing the Role of Capital Market Pressures", 1st Annual Meeting of the Research Network on Corporate Governance, Berlin, 2000.
- Vitols S., "The reconstruction of German corporate governance: capital market pressures or managerial initiatives ?", Paper presented at conference "The political economy of corporate governance in Europe and Japan", European University, Florence, June 1999

註

- (1) 以降で展開する分析は、D.Plihon と J-P.Ponssard、P.Zarlowski の共著《Quel scénario pour le gouvernement d'entreprise? Une hypothèse de double convergence》(D.Plihon、J-P.Ponssard 編《La montée en puissance des fonds d'investissement - Quel enjeux pour les entreprises?》La Documentation française, 2002 所収) に基づくものである。

訳／相馬 和仁

負担の増大、減税の廃止—の要因となった。消費支出に見られた一時的回復は、完全にストップした。他方、大手地銀の北海道拓殖銀行、ならびに業界4位の威信を備えた山一證券の1997年11月の倒産は、金融システムの脆弱さを浮き彫りにした。そうした脆弱性は、1998年夏の「信用危機（クレジット・クラッシュ）」とともに、銀行業界を危機の深淵へと陥れた。この信用危機は、金融システムの安定化に関する公的プランの結果であったのだが。こうした金融問題の背後には、実物経済の問題がはっきりと現れていた。

まず、1990年代の特徴として、外需、内需ともに、需要の弱さを指摘できる。輸出に関しては、貿易摩擦の緩和策として、あるいは対ドル円相場の高騰対策として、生産ユニットの脱局地化が加速し⁽³⁾、それが、多くの部門で日本の製造業者の直接の販路を減らすことになった。その上、同時に耐久消費財の世帯需要がある程度飽和状態に達したことで、消費様式は、危機と販売網の開通という二重の圧力の下、変容し始めた。この時期、日本の世帯は、これまでのように高価格の「メイド・イン・ジャパン」製品のみに固執することを止め、商品を購入する際、価格と品質を見比べて判断するようになった。こうした消費者の変化は、経済的困難によって加速するデフレ傾向に拍車を掛けた。

供給も同様に頭打ちであった。大量の過剰設備ならびに過剰人員が、企業の競争力を蝕み、利潤を圧迫した。その上、系列構造と強く結びついている銀行の資本貸付が、革新的な部門よりもむしろ成熟部門に対して行われ続けた。こうしたやり方が、1990年代の大半における情報技術分野での日本の立ち遅れや、新製品市場での劣勢の要因である。

にもかかわらず、このような脆弱さ—供給に対してと同様、需要にも悪影響を及ぼす—は、経済や社会を統御する均衡全体、すなわち国、企業、世帯それぞれの役割に関する根本的な再検討から生じたものである。

1-3 モデルの危機、マクロ経済の危機、金融の危機？

モデルの危機という主題は、マクロ経済および制度経済的アプローチを加えた分析の中で取り上げられている。Yoshikawa(2002)によれば、日本経済の停滞は、世界

的な需要不足によるものであるが、政治的圧力によって最も非生産的な部門に投資が振り向けられたり、無用な公共土木事業が行われたりすることにも原因がある。その上、誤った国家運営は、金融当局の政策にも及んでいる。Geoffron et Rubinstein(1998)は、Boyer et Yamada(1999)中の諸論文が盛んに論じている制度的側面について過小評価することなく、危機の金融的側面の重要性を強調している。Nohara(2002)によれば、企業経営の分析が、日本経済の構造的な問題を解く鍵となる。Flouzat(2002)は、戦後日本における官と民の二重の官僚制度、ならびにサービス業の発展に不利な「単作(monoculture)産業」がもたらした危機の長さや深刻さについて論じている。高度成長に適応した経営と現実の経済状況との間に生じたズレも、看過できない影響を及ぼしたであろう。

もう一方の分析の流れは、マクロ経済的・金融的要素、あるいは経済政策に限って扱ったものである。Krugman(1998)が、日本が流動性の罠に陥ったという仮説を提示しているのに対し、Posen(1998)は、景気刺激的な租税政策の不発を強調する。彼らの分析によれば、世帯消費の弱さは、貯蓄と投資との間の大きな不均衡が原因である。この不均衡は、利率にネガティブな均衡をもたらすので、危機から脱出するには、インフレ目標を設定せねばならない。Patrick(2001)も同様に、1970年代半ば以来の過剰貯蓄の問題を強調している。つまり、消費レベルが低いことが、現在の危機の主要な説明要因だと言えよう。危機の際に銀行介入が果たした役割の重要性を論じるエコノミストもいる。この銀行介入は、投機的バブルの崩壊後貸し渋りを招いた。Ando(1998)は、過去の過剰投資に起因する低資本収益が、危機の重大要因の一つであると推定している。Bayoumi(2000)は、銀行貸付、租税ならびに通貨政策、さらに金融資産および不動産資産の価格が及ぼす日本の経済成長への影響を、VAR法を用いて計量分析している。こうした分析の結果、上記のようなさまざまな変数の果たす役割が確証されれば、銀行システムの構造化と関わる変数が決定的に重要だということが明確に示されよう。しかるに、日本の銀行システムは、国と企業との関係、産業グループの構造化（護送船団方式、企業ガバナンス様式、等）、貯蓄・貯蓄形態ならびにより一般的な貯蓄方法に対する世帯行動、資本

関係、そして労働関係—すなわち、日本の発展モデルの基盤—に帰する。

2 ぐらつくオリジナル・モデル

日本経済を構成する資本主義的発展モデルの主導的シエーマは、それが形成された19世紀後半以降、根本的な変換を被っていない。明治時代の離陸期に形成され、その当時効率的であったこのモデルは、戦後の復興ならびに経済力の発展の際にも、適切であることが示された。しかしながら、経済の成熟期への到達ならびにグローバリゼーションの加速化という状況の中で、このモデルの限界が明らかになってきた。

2-1 オーケストラの指揮者としての国家

1868年の明治維新以来入念に作り上げられた発展モデルには、2つの要請が寄せられていた。すなわち、「西洋に追いつけ」と「国家を保全せよ」である。このモデルは、開発業者たる国家あるいは経済生活における真の指揮者たる国家を取り囲むように構造化されている(Sautter, 1978)。離陸期には、消費よりもむしろ貯蓄奨励的な経済政策を志向しながら、資本の蓄積を行った。そして他方、国家の独立を維持することによって、完璧な産業機構の発展を実現した。しかしながら、「西洋に追いつけ」という視点のために、外国技術を大量に輸入し、また欧米の影響が混ざり合うちぐはぐな制度的枠組みを作り上げるようになった。

初期の頃は、資本が不足していたため、国家は、高度に資本集約的な基幹産業（造船、輸送、製鋼所、機械、通信）に公企業を設けた。しかしながら、早くも1880年には、予算不足から公企業—但し、戦略的な部門とそれに関連する企業を除いて—の売却令が公布された。これらの企業は、三井、三菱、安田、大倉という、しばしば各家自らで両替所を営み、明治維新の「スポンサー」の一角を成していた有力商家によって再開された。これにより、政府と産業界と銀行との緊密な関係が確立された。産業グループ、すなわち財閥が経済に及ぼす影響は、徐々に経済網全体に広がった。このように、日本の近代産業構造の全構成要素は、第2次大戦前に既に芽吹いて

いた。

第2次世界大戦後、経済政策は再び西洋への追いつきと国家の独立を志向するものとなった。その結果、高度成長が実現し、国内市場が一定程度保護された。国家は、非常に厳格な規制という間接的な方法をもって、経済生活を調整し続けた。戦後、どの部門を重点産業とするかが問題となった際、政府は、比較優位理論という常道から外れて、労働集約的な部門への特化ではなく、完璧な工業設備を整えることを選択した。つまり、長期的な視野に立った選択をしたのである。競争にさらされる輸出産業と、国内市場向けの保護産業との二重構造となった。通産省は、諸産業が産業別の発展計画に従うよう、租税、金融、産業、商業の各政策を自由裁量で用いた。非常に説得力のある金融的な措置も、中にはあった。通産省は、企業が銀行貸付を利用することを、開発銀行への貸付要求の書類に不利な見解を付けることによって阻止できたので、そうした措置を採ることが可能であった。

2-2 「共同体」企業

巨大産業グループである財閥は、占領軍の報復措置の対象となって、既に1945年に人為的に解体されていたが、占領軍は、日本を中国共産党の脅威に立ち向かうための強力な同盟国にすべく、1948年以降新しい産業グループである系列⁽⁴⁾の形成を奨励した。新たな構造形態から2つの特徴が浮かび上がる。すなわち、一つには、持ち株会社禁止法の結果、資本が少数の一族の手に集中することがなくなったこと。そして二つには、同一グループの企業間に見られる強力な連帯関係から、資本の相互持合いが行われるようになったことである。財閥と同様、系列も中小企業の緊密なネットワークをよりどころとしている⁽⁵⁾。

戦後、経済の再構築ならびに離陸段階において、企業「共同体」、とりわけ「大企業」共同体の果たす役割がはっきりと見えてきた。(サラリーマンの約4分の1にあたる)労働者に「永続的な身分」を与える終身雇用制という雇用保証、住居・年金・医療保険に関する固有のシステムを通じてなされる部分的な社会保護、これらによって社会的費用が負担され、その分だけ国家予算が軽減された。企業内においては、「経営者」に実権が戻ったが、

(従業員や顧客、株主といった)他のアクターの意向も等しく考慮された。合意に基づく意思決定の過程は時にコストとなるが、階級間争いは回避され、一旦決定が下されれば仕事は迅速に行われた。企業は、短期的な債務という財政上の拘束を免れ得たので、長期的戦略に賭けることができた。他方、日本における非常に競争的な寡占的構造は、企業に、イノベーションによって利益を上げるよりも、市場シェアを伸ばすことを優先させた。こうしたシステムは、高度成長期には効率的であった。そして、このような全体的ロジックの中で、世帯が一定の役割を果たしたために、ますます効率的なものとなった。

2-3 預金者かつ勤勉者である世帯

質素倹約という儒教道徳は、明治時代にあらためて尊重された。「貯蓄は美德」だとする運動(キャンペーン)によって、「勤勉な男性と倹約家の女性」という社会的な理想が喚起された(Dourille,1978)。GDP に占める国民総貯蓄の割合は、1880年から1938年の間に、13%から22%へと増加した。1917年には、その2分の1以上が世帯によるものだった。

そうした広報活動による世論操作に加えて、成長への急速な出足、ボーナス支給、(農業および工業における)個人企業家比率の上昇、適度な人口増大、そしてとりわけ社会保護システムの欠落が、貯蓄率の増大をもたらした。

第2次世界大戦後は、戦後復興のために大量の資本が必要だったので、上記のような貯蓄キャンペーンの勢いが倍化した。その上、社会保護の不足、教育費の高騰、高い地価、さらに消費のための信用供与メカニズムを計画的に抑止しようとする政治的意図が、1980年代までの日本における世帯貯蓄率を押し上げた。それは、先進諸国の中でもひととき高かった。

しかしながら、1970年代の半ば頃から、貯蓄の供給は投資需要を大きく上回るようになった。そしてそこから、資本収益性が低下し、1990年代の金融危機が悪化した(Patrick,2001)。

女性が貯蓄ならびに教育に関して主導的役割を果たし、また果たし続ける一方、家長は家族全員の経済的な暮らしを保証する任務を負った。企業では、大量生産システ

ムと継続的な雇用関係の下、勤勉と忠誠が評価の対象として重視された。そのような「長所」[勤勉と忠誠]は、教育制度—そこでは、個人の自己開発は二次的なものとされた—によって施されたマスプロ教育と親和的であった。しかしながら、新技術の開発や付加価値競争が行われている状況の下では、こうした社会的理想と現実の間に多少のズレが生じる。

明治時代(1868-1912年)には、富国強兵の下での西洋への追いつきが国家目標であった。同様の使命は、戦後の平和な時代においても掲げられた。この目標は、人々の平等意識に基づいた、労働、貯蓄、教育に関するいくつかの取り組みを前提として立てられた。「統合integration」(Yatabe,2002)の原理—徐々に平等主義へと変容しつつあったが—は、モデルの本質をも形成し、1990年代の危機の時代まで、さまざまな経済主体の行動がそのモデルに基づいて構造化された。

3 平等主義的均衡の再検討

1960年代から1990年代の危機に至るまで、90%の日本人が自らを中流階級に属すると考えていた。「中流」という概念は曖昧かつ論議のあるところなのに、日本では、その階級を限定しているらしい生活水準ならびに教養レベルの規範が存在している(Yatabe,2002)。こうした平等意識は、神話に過ぎないのか、それとも現実根ざしたものなのだろうか。新たな平等主義的均衡状態が始まっているのだろうか。

3-1 高学歴層における「中流」の現実

集団を優先する伝統とは別に、後の段階における平等主義なる概念の誕生に寄与する、明治時代の貴族階級を廃止するという政策決定は、出自によって予め社会階級が決められてしまう硬直的なシステムから、教育レベルによって階層化されるシステムへと、社会を移行した。社会組織におけるこうした転換は、可能性を伸ばすという平等を与えるものであった。国民全てを対象とした義務教育は、平等な社会を目指す第1歩であり、そのような社会は、第2次大戦の直後から急速に進められた。その時の社会的コンセンサスは、効率・平等・安全の3つ

の価値に集中していた(Sakaiya,1999)。

明治時代の教育には、2つの主要な目的があった。すなわち、新技術に適応できる労働者の育成と、国を司るに相応しいエリートの養成である。戦後、エリート主義という概念は全く影を潜め、男子にも女子にも平等に与えられた、少数精鋭とは反対の大衆教育が登場した。

全体として、初等段階の学校教育は急速に進展した。就学率は、1873年に28%だったものが、1883年には50%を超え、1906年には96%に達した。成長と教育におけるダイナミズムが、好循環を形成した。教育のお陰で得られた経済の好業績が、収入の増加と就学期間の延長を可能にし、それがさらなる経済の好業績となって現れた(Araki,1962)(表1)。

表1 経済成長率、部門成長率、中等教育ならびに高等教育における若年者比率

年	大 学 進学率 (1)	工業生産 指数 (2)	国民所得 指数 (2)
1895	0,3%	3,0	20,1
1905	0,9%	6,8	23,1
1915	1,0%	10,6	37,0
1925	2,0%	62,8	60,7
1935	3,0%	100	100
1950	6,0%	96,8	93,3
1960	10,2%	476,9	225,8

出所 ARAKI Matsuo(1962)

注 (1)「大学院」を含む。(2)1935年を100とする。

第2次大戦後、教育に注がれる努力は激化した。高校進学率は、1950年から1995年の間に40%から97%へと上昇した。大学進学率も1960年の10%から1995年の45%へ伸びた。子供たちをよい大学へ行かせようとする母親たちの努力は倍化した。こうした、社会の上層へ行くための教育というエレベーターは、高度成長期のある時期には非常によく機能したけれども、少しずつ動きが鈍くなっている。一例を挙げれば、国立大学に通う学生のうち、低所得家庭出身者の比率は、1961年から1976

年の間に40%から25%へと下がっている。

ところで、教育に関するこうした不平等の増大は、雇用や所得に関する他の不平等の増大を反映していないのだろうか。

3-2 労働市場へのアクセスに関する不平等

経済学者のPicketty(1997)は、今日の社会では、雇用へのアクセス条件が、不平等の主要因であるとの考えを示している。日本では、このようなタイプの不平等は、長期間にわたってほとんど存在していなかった。なぜなら、1960年から1991の間、失業率はわずか1-2%だったからである⁽⁶⁾。

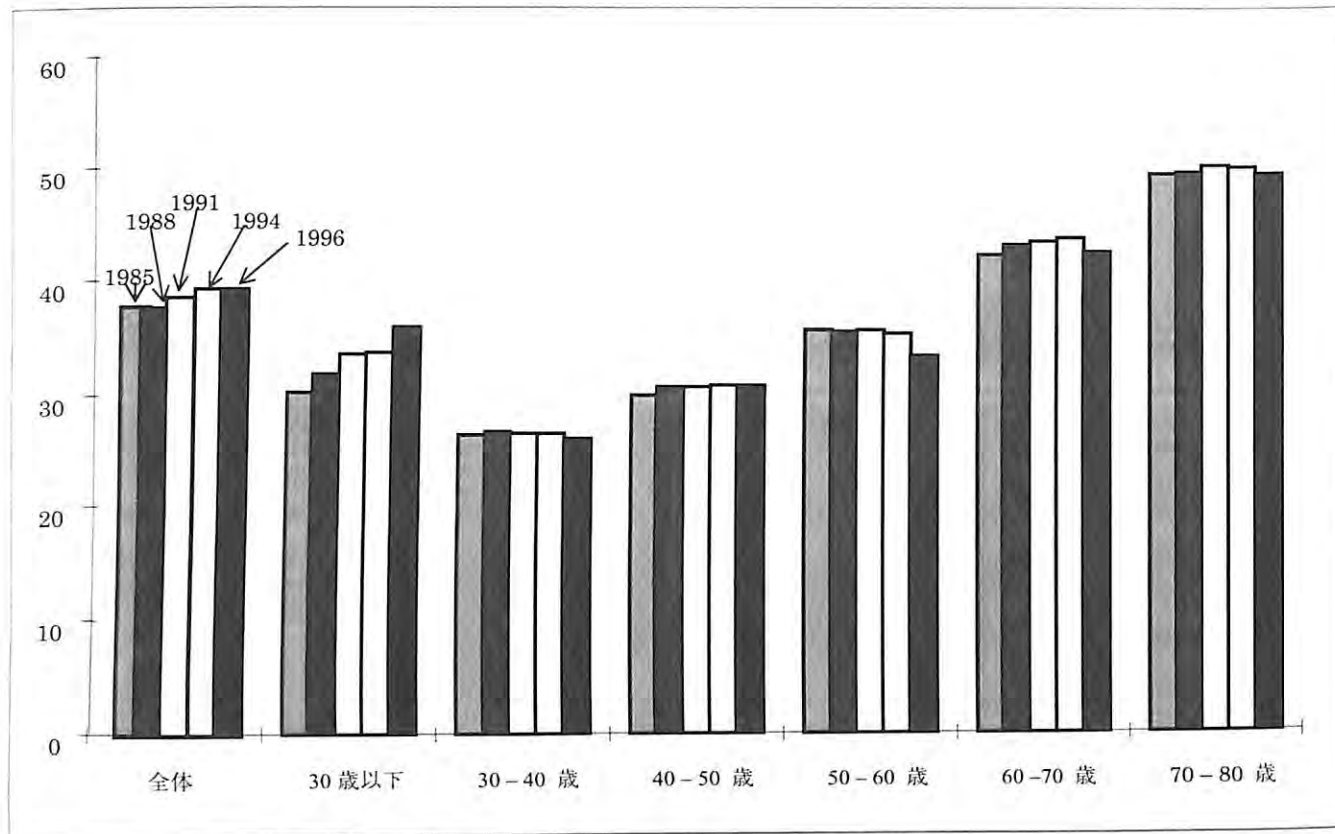
しかしながら、1990年代に入って失業率の高止まり傾向とともに転機を画し、2002年には平均失業率が5.4%に至った。失業に関する詳細な統計調査によって、2つの年齢層で深刻な事態が生じていることが明らかになる。すなわち、15-24歳の若年層と、64-69歳の高齢者層である。これら2層では、失業率が10%に迫っている。だが、失業率の上昇よりも憂慮すべきは、不安定雇用の増大ならびに失業期間の長期化である。

さらに、1990年代、日本の世帯は、失業の増大のみならず、雇用慣行の変化によっても不安定度を増した。例えば、大企業の経営陣は、終身雇用、年功序列賃金、春闘による賃上げに異議を唱えた。企業内では、臨時雇用者を利用することが多くなったり、能力給の導入が進んだり、ケース・バイ・ケースによる賃金交渉が登場し始めた。このような動きは、2000年代の初めに目立ち出したようである。ところで、こうした雇用へのアクセス、ならびに雇用慣行に関する不平等の増大は、所得あるいは給与における不平等の増大を伴うのだろうか。

3-3 所得格差の増大

1985-96年の日本について、年齢階層別に所得で見たジニ係数によれば、税引き前所得の不平等は、全体として拡大した(グラフ1)。だが、年齢層によって結果は異なる。すなわち、50-60歳層では不平等の格差が縮小しているのに、20歳以下の層ではそれが大きく拡がっている。その理由は、まず若年層に関しては、彼らの、とりわけ資格を持たない者の失業率が高いためであり、50-

グラフ1 所得に関する年齢階層別ジニ係数（日本）



出所 厚生省 "Comprehensive Survey of Living conditions of the People on Health and Welfare"

60歳層については、戦後のベビー・ブームが引き起こした激烈な競争によって、彼らの賃金が最も高く押し上げられたからだと言えよう。格差が最も大きい60歳以上に限っては、年金の平均レベルの引き上げによって、所得—賃金と年金を除いた所得—格差の増大を補償したため、格差の変動が小さい。この層については税引き後の所得に関して、税金の所得再分配機能が比較的有効に作用して、格差の縮小が見られる。

1980-90年代、非常に多くの研究が所得および賃金格差の問題に取り組んだ。Tachibanaki(1998)の研究結果が、1980-90年代に日本の所得格差が増大し、それが世界の平均レベルに戻ったと強調しているのに対し、Ohtake(1999,2000)は、所得格差の増大は人口の高齢化に起因すると主張した。すなわち、全体で見た所得格差の増大は、それが大きい年齢層が総人口中に占める割合が増加したからであって、他の年齢層の所得格差が増大したためではないというのだ。

対象を賃金に限定した他の研究によれば、[賃金格差は]1970年代の中頃から1980年代末にかけて拡大した後、1990年代前半に縮小が見られる(OECD,1996)。他方、(より複雑なデータを用いて⁽⁷⁾)賃金格差を分析したShinozaki(2002)は、賃金全体の不平等が、1990年代に際立っているように見えないことを示している。また、ここ20年間の女性労働者の大きな賃金不平等についても強調している。要するに、実在する真の不平等は、非常に大まかで不完全なデータを下にした研究が賃金全体の不平等の進行は1990年代ほとんど見られなかったと結論したことによって、覆い隠されている。

このように、賃金格差の増大については諸説が入り乱れているのに対し、所得格差の増大に関しては見解がかなり一致しているようである。加えて、多くの法整備が、将来的な所得格差拡張の方向へ向かっている。例えば、1998年以降加速化した金融の規制緩和によって、世帯は、投資先を多様化し、利得を最大化することが可能になる。このような金融システムがひとたび安定化したら、世帯

間の相続財産格差は拡大するであろう。他方、2000年より、個人所得税の最高課税率が65%から50%へと引き下げられた。課税基準も同様に拡大されるはずである。そしてさらに、近い将来、相続税の最高税率が75%から50%に引き下げられるに違いない。こうしたさまざまな措置によって、所得格差は現在よりも大きくなるであろう。その上、年金や保険給付という形での移転所得の流れが、高齢者人口の増大に伴って非常に大きくなるために、現行の措置について、公的年金総額の引き下げや、医療費の払い戻しの減額といった対策が考えられている(Dourille-Feer,2002)。

この20年来日本社会を揺り動かした変化は、伝統的な平等主義的均衡に根本的な再検討を迫ったが、それによって21世紀に新たな均衡が形成されるであろう。

3-4 新たな平等主義的均衡

雇用における、そして最小限の範囲の所得における不平等の拡大は、他の伝統的な不平等—男女間の、あるいは若年層と高齢層との間の、もしくは地域間の不平等—が既に減少している、あるいは将来減少するということを、隠蔽するものではないだろう。

1947年に施行された日本国憲法は、1948年に改正された民法とともに、男女平等を謳っているが、実際には、企業内でも同じく家事についても男女差別が存続している。官公庁や公私を問わず企業において、男女を区別なく扱うことを義務付けた1986年の「男女雇用機会均等法」ならびに1999年の「男女共同参画社会基本法」、これら2法が可決されたにもかかわらず、労働市場や意思決定の場における女性の地位は、総合的に見て依然として低い。女性の労働力人口は、フランスやアメリカよりも少なく、大企業の幹部職にある女性はわずか1.9%であり、大きな賃金格差が存在している(男性の平均賃金を100とした場合の女性の平均賃金は、1997年のデータで、アメリカが75.5、フランスが80.8なのに対し、日本は63.1である)。

それでも、男女間の賃金格差は徐々に小さくなりつつある⁽⁸⁾。20-34歳層が多い新部門(情報、テレコミュニケーション、等)では、進展が見られる。例えば、システム・エンジニアやプログラマーに関しては、男女間

の賃金格差は極めて小さい。さらに、この先5-10年の間の若年労働力不足が、男女間の賃金平等に拍車を掛けるであろう。

年功制に基づいた賃金および昇進制度においては、若年層は、システムティックに低賃金となるし、[「構想」ではなく]「実行」の役割を担うにとどまってしまう。加速化する従業員の高齢化は、雇用主に、人件費の削減とイノベーションの刺激という2つを目的とした、能力主義に基づく賃金・昇進制度の導入を促す。例えば、最新の技術知識を持っている若者は、既に、1990年代の初め頃に比べて非常に高い初任給を得ている。1999年には、若年者の早期昇進が、4分の1の企業で頻繁に、2分の1の企業で時折、実施されている。

他方、新しい情報技術の経済生活への侵入、とりわけインターネットのそれは、伝統的な階層的枠組みの外で活動を展開できるおかげで、若年層や女性の活躍の場を広げるのみならず、新たな経済活動—これまで非常に辺鄙だった地域における消費者への直接販売(B to C)あるいは専門家への直接販売(B to B)、など—の発展を促進する。実際、日本の地域間格差は大きい。例えば、1998年の消費支出について見れば、東京のそれを100とした場合、沖縄は62、東北は85でしかない。しかしながら、大都市と小都市あるいは小町村との間にはデジタル格差(デジタル・デバイス)が存在する。そうした格差を埋め、また最も貧しい地域に発展のチャンスを与えるには、インフラ整備、インターネットへのアクセス費用の軽減、規制緩和といった積極的な公共政策しかないであろう。

1991年からの長期的な経済停滞は、日本の社会経済モデルの危機、ならびに政策決定者の選択—これは、日本社会が完全に不安定化してしまうのを避けるため、これまで延期され、その後構造改革の時期に少しずつ下されるようになったのだが—を反映している。予算不均衡を伴った成長のツケは大きかったが、今日、戦略的選択として2つの可能性が残されている。すなわち、アングロサクソンの自由主義モデル、および独自の発展モデル—そこでは、所得に関してそれまで恵まれていなかった女性や若者、周辺地域の住民に有利な、新しい平等主義的均衡が成立しており、それによってさまざまなアクタ

一の役割が刷新されている—である。こうした枠組みにおいては、国家は、最たる弱者のための保護ネットの強化を図ったり、あるいは研究や環境保護に関する野心的なプログラムを介して、長期的な視野を持つ戦略家としての役割を遂行するようになるだろう。企業においては、株主の影響力が強まるが、それは、人口縮小期において貴重な人的資本となる経営者や従業員の権限を排除するものではないだろう。経営者や従業員たちの側からすれば、世帯内で有償労働以外の部分あるいは家事労働における新たな均衡を見つけうるに違いない。このように、この新しいモデルは、アングロサクソン・モデルの「生産性第一主義」の視点によって導かれるものではなく、むしろ高齢社会に適合した個人の幸福感を模索することによって到達するものと言えよう。もしこのモデルが選択されるのであれば、これまでほど消費に重点を置かない、かつ低成長の新たな資本主義レジームが出現することになる。

参考文献

- Ando A., « Demographic Dynamics and the Causes of the Japanese Recession », *unpublished paper*, University of Pennsylvania, 1998
- Araki M., "Japan Growth and Education », www.mext.go.jp/eky1963/index-1.html, 1962
- Bayoumi T., « The morning after : explaining the slowdown in Japanese growth in the 1990 's », *CEPR Discussion Paper Series*, n°2436, April 2000
- Boyer R., Yamada T., « An Epochal Change...But Uncertain Futures : The Japanese Capitalism in Crisis: A Regulationist Interpretation », *Document Cepremap*, décembre 1999
- Dentsu Institute for Human Studies, *DHIS Report*, "Value Changes with Globalization -Japan remains groping, Asia takes an opportunity, March 2001
- Dourille E., « *Essai d'analyse du comportement d'épargne des ménages japonais par groupes socio-économique* », thèse de troisième cycle en Economie des pays étrangers, Université Paris I, 1978

- Dourille-Feer E. (ed.), Bouissou J.M., Yatabe K., « *Japon : le renouveau ?* », Collection Les Etudes, La Documentation Française, Paris, février 2002
- Flouzat D., « Japon, éternelle renaissance », PUF, Paris, janvier 2002
- Geoffon P., Rubinstein M., "La crise financière du modèle japonais", Economica, Paris, 1996
- Krugman P., « It's Baack ! Japan's slump and the return of the liquidity trap », *draft :Brooking Paper*, 1998,
- Nohara H., « Des limites du mode de développement de l'économie japonaise : examens institutionnels et historiques », *Economie Appliquée*, vol 55, n°1, 2002
- OCDE, « *Employment Outlook* », Paris, 1996
- Ogawa K., Suzuki K., « Land value and corporate investment : evidence from Japanese panel data », *Journal of Japanese and International Economies*, n° 12, 132-49, 1998
- Ostrom D., "Rich and Poor: How Wide is the Gap", *JEI Report*, 1^{er} octobre 1999
- Ohtake F., "Aging Society and Inequality", *Japan Labour Bulletin*, vol 38, °7, 1^{er} juillet 1999.
- Patrick H., "Japan's Economy: Another disappointing Year but the Long-Run transformation Proceeds", *Annual Report of the Center on Japanese Economy and Business*, Columbia Business School, 2001-2
- Piketty T., "L'économie des inégalités", Collection Repères, La Découverte, 1997
- Posen, A., « *Restoring Japan Economic Growth* », Institute of International Economy, 1998
- Sakaiya T., « The Present and the Future of the Japanese Economy », 1^{er} septembre 1999, www.epa.go.jp/99/b/19990903b-daijinkouen-e.html
- Sautter C., « *Le prix de la puissance* », Seuil, Paris, 1978
- Shinozaki T., « Wage Inequality and Its Determinants in the 1980's and 1990's », *Japan Labour Bulletin*, vol 41 n°8, August 1, 2002
- Tachibanaki, T., "Nihon no Keizai Kakusa" (Inégalités économiques au Japon), Iwanami Shoten, Tokyo, 1998

- Yatabe K., « *Japon : le renouveau ?* » (sous la dir. E. Dourille-Feer), Collection Les Etudes, La Documentation Française, Paris, février 2002
- Yoshikawa H., « *Japan's lost decade* », LTCB International Library, 2002

註

- (1) 本稿は、Dourille-Feer E. ed., Bouissou J.M., Yatabe K. (2002) の第1部を発展させたものである。本稿における見解は、筆者にのみ帰するものである。
- (2) 経済学博士。CEPII 特別任務官。Gérard Wild による編集コメントに感謝の意を表したい。
- (3) 1991-99 年にかけて、製品部品の海外生産が総生産に占める割合は、6%から14%へと跳ね上がった。
- (4) 財閥—持ち株会社によって経営される、水平

的構造の産業コングロマリット(非常に多岐にわたる部門で事業を行っている)。1945年の財閥解体によって、新たな産業グループである系列に置き換えられる。系列内企業の連帯関係は、資本の相互持合いや人材の交換(水平的グループ)によって、あるいはグループ内他企業の本社からの金融参加や人員出向、もしくはそうした他企業と共同でのR&D(垂直的グループ)によって確立される。

- (5) 1951年の段階で、従業員300人以下の中小企業が495,470社。
- (6) 1986-87年に、3%近くに達したことがある。
- (7) 不安定雇用者、従業員10人以下の中小企業労働者、年間賃金のデータを含む。
- (8) 1985年、日本女性の賃金は男性のそのの59.6%にあたる額に過ぎなかった。

訳／新井 美佐子

画期的な変化…しかし不確実な前途

——日本資本主義の危機に関する「レギュラシオニスト」的解釈——

CEPREMAP ロベール・ボワイエ
名古屋大学 山田 鋭 夫

要約

この研究は、第2次世界大戦以降の日本経済の推移に関するレギュラシオン理論の主要な研究結果を概括し、90年代の危機について制度論的解釈を提示するものである。企業主義的妥協は、独特の賃労働関係を通じて全制度構造の核心に存在しており、それはアメリカのフォード主義的妥協とは大きく異なっている。大企業と下請企業の間には明確な階層性が存在する。企業のガバナンス様式とメインバンク制との間、そして最終的には企業福祉と雇用管理との間に補完性が存在することが観察される。きわめて独自のレギュラシオン様式は、大量生産・大量消費の実現を可能としてきたが、このレジームはまさにその成功のゆえに危機に陥り、その危機は90年代の金融バブルの衝撃によって悪化した。この論文は、90年代以降の主要な制度諸形態の変容を概観し、以下の各々に基づく3つのシナリオを描く。すなわち、日本の経済的および政治的諸制度の大きな慣性、金融市場の圧力下における典型的な市場主導型諸制度の迅速な採用、そして——第2次大戦後がそうであったように——製造業だけでなく銀行業や金融に関わるであろう新たなハイブリッド化過程、の各々である。

この論文は以下のような一連のジレンマに端を発する。日本は全くの例外なのだろうか、それとも典型的な市場経済なのだろうか。日本の古めかしい諸制度が90年代の低調なマクロ経済パフォーマンスを説明付けるものなのだろうか、それとも非難されるべきはひとえに短期的な金融・財政政策なのだろうか。日本の製造業システムは非常に効率的なのだろうか、それともバブル崩壊によってすべての構造的弱点が示されているのだろうか。日本の当局者たちは第2次大戦後の経済諸制度の総体を保持すべきなのだろうか、それとも彼らはきっぱり

と典型的な市場主導型資本主義を輸入すべきなのだろうか。

この論文は、これらの両極の間に第3の道を描くことができるということ、そしてそれは2つの利点、すなわち、日本の長期発展に関する新たな理解ならびにレギュラシオン理論の一般化をもたらすということを論じる。レギュラシオン理論はもともと西側の学者たちによって、第2次世界大戦後のアメリカおよびヨーロッパの長期動態を理解するために練り上げられたものである。

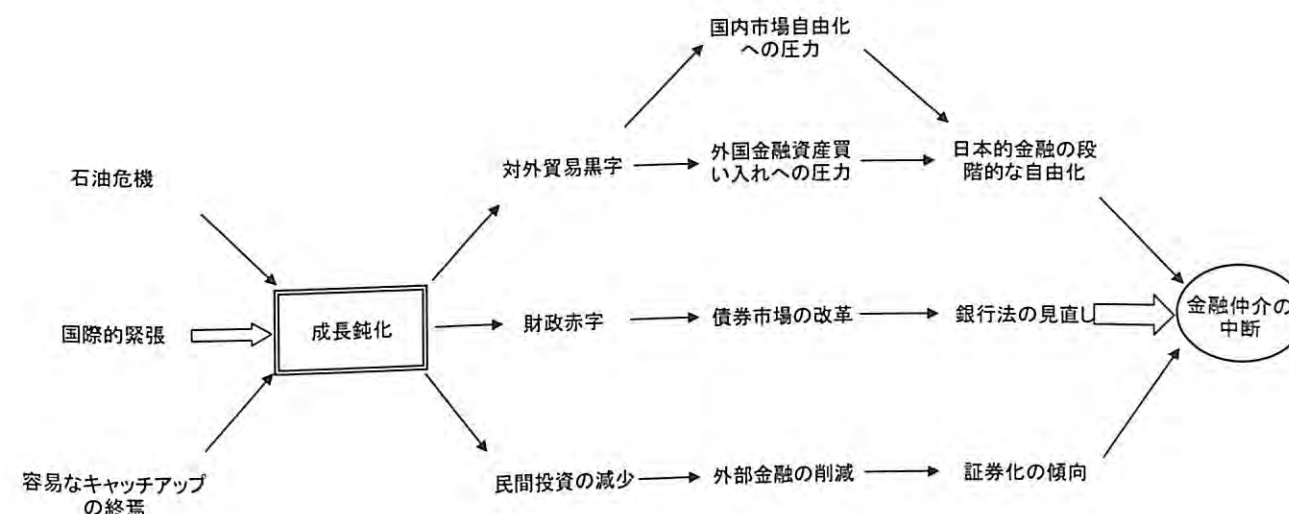
1 成功そのものが大危機を導く

様々な研究が、多様な制度諸形態やそれらの結合しあった進化に関して、上記のような逆説的かつ一般的な言明を展開してきた(Inoue, Yamada 1995; Ebizuka, Uemura, Isogai 1997; Boyer, Yamada 2000)。この論文は、成長レジームと銀行・金融組織との間の相互関係に基づいて、一つのまとめを提示する。

1-1 成長鈍化と国際化が金融レジームを不安定化させる

基本的に、現代日本経済の多くの問題は70年代に端緒を持つ。70年代においては、少なくとも3つの絡み合った要因が成長率の急激な鈍化を引き起こした。第1に、2度の石油危機によって国際経済は不安定化し、アメリカの生産性の鈍化は他のすべての先進諸国に行き渡った。その中に日本も含まれたが、日本においては鈍化が最も顕著であった(Boyer 1999b)。第2に、国際的な生産ノルムのキャッチアップ期における内的論理は、ロジスティック曲線のような形状を描くのであり、つまり、経済が成熟すると成長鈍化するのである。第3に、最後になったが重要なことは、投資主導型成長から大量消費の急速な出現への移行、さらには輸出主導型レジームへの移

図1 — 成長鈍化から金融レジームの不安定化へ：70年代・80年代



行(Uemura 2000)によって、日本経済には新しい強力な圧力がもたらされたのであった(図1)。

この成長鈍化は、主要な行為主体の行動や金融戦略に重大な変化をもたらした。民間投資成長率が鈍化する一方、日本の競争力に新たな基盤を与えるために研究開発費は増加した。結果的に、たとえマークアップ率が低下しつつあっても、大企業による外部金融は減少した。財政は、かつては全周期を通じてほぼ均衡していたが、構造的欠陥を持つようになった。つまり、租税ベースが過去の制度的妥協に関連した公的支出に比べて低い伸びを示し、普遍的福祉が抑えられていることを考へておらず、考慮してもそういえるのである(Hanada, Hirano 2000)。したがって、多くのOECD諸国の推移と同様、日本政府はかつてないほど多くの国債を発行したが、それは逆に、金融・財務に関する規制の再評価を必要とすることになった(Nabeshima 2000)。こうした新たな背景において、民間諸企業は銀行信用から直接金融へと移行し、そして日本の体制は構造的変容を経験することとなったが、それは長い間認識されないまま随分進行し、ついに90年代の推移によって明らかとなったのであった。

これら2つの国内における構造的変容によって、日本の金融システムはより少ない銀行信用、そしてより多くの直接金融へと向かったが、日本経済が国際システムへの移行し、そして日本の体制は構造的変容を経験することとなったが、それは長い間認識されないまま随分進行し、ついに90年代の推移によって明らかとなったのであった。

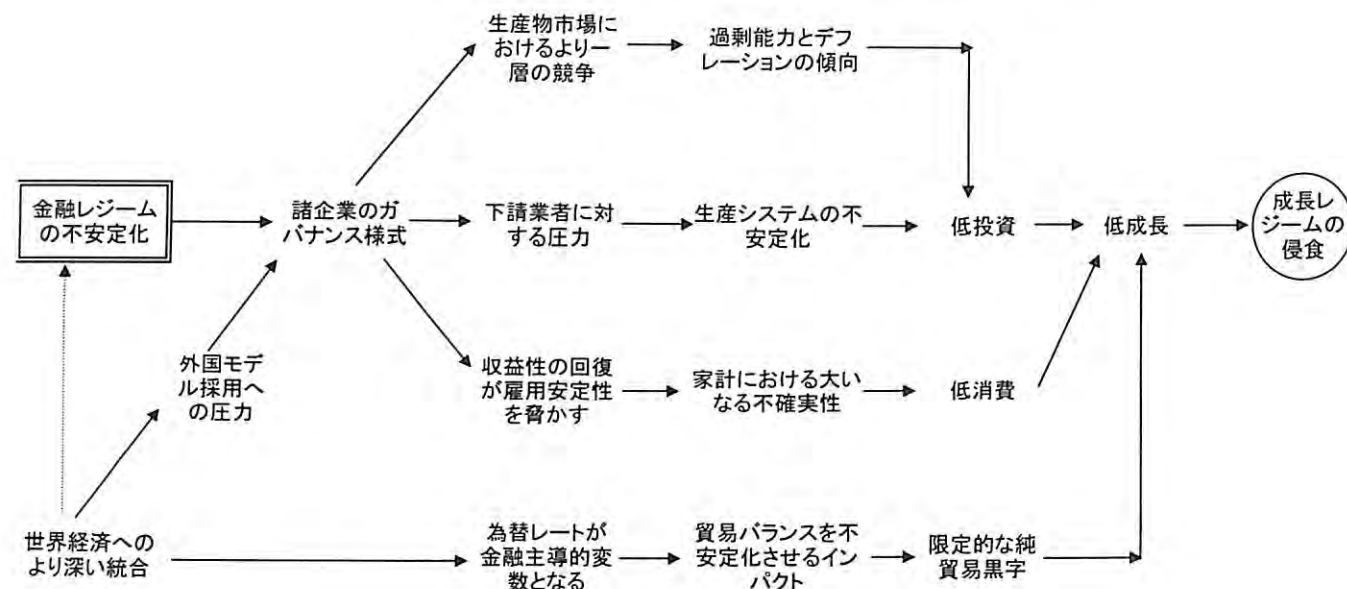
であった(Uni 2000; Uemura 2000)。したがって、日本の金融機関は、外国の生産・金融資産を買い入れるように誘因づけられており、このことが、資産管理に対するそのようなポートフォリオ・アプローチをかつて妨げていた国内金融規制の見直しを抑えたのであった。対称的に、アメリカの(そしてヨーロッパの)諸企業と諸銀行は、日本の財市場・金融市場の自由化を求めていた。政府はついに、これらの収斂しつつある国内的・国際的圧力に屈し、金融自由化が実行されたのである。

これらの諸力・諸要因はすべて、メインバンクシステムから、多くの直接金融を伴うより一層のハイブリッドシステムへと移行しつつある日本の金融レジームを不安定化させるように作用しており(Coriat, Geoffron, Rubinstein 2000)、ある意味では、高度成長期の成功こそが大きな構造変化へと結びついていて、最終的には成長鈍化へと結びついているのであって、様々な金融改革を引き起こしているのである。結局、日本の成長レジームの主要な柱のうちのひとつが、挑戦を受けているのであり、このことは90年代の準スタグネーションや大いなる不確実性によって明らかとなったのである。

1-2 金融の不安定化が成長レジームの危機を増幅させる

反対にいうならば、金融レジームが一貫性を失ったことで、一連の制度的変容が始まり、それは直接的にせよ間接的にせよ、成長レジームの内的ダイナミズムに影響を与えたのであった。世界経済により緊密に組み入れら

図2 — 金融レジームの不安定化から成長レジームの侵食：90年代



れたことは、金融が再び生産資本を支配し、さらには日本の特異な制度的構造物までも支配することを意味した。それゆえ、企業主義——かつてはマクロ経済的好循環を形成していた制度諸形態の両立性と明確な階層性——は、はじめは穏やかに、そして次第に劇的に、挑戦を受けてきており、その結果、先例のない悪循環がもたらされ、悪化している（図2）。

国際金融市場から圧力を受け、また十分な利潤率と金融の安定性を回復するために系列戦略がとられ、これによって、たいていの製造業諸企業のカパナンス様式が直接的な影響を受けている。バブル期の過剰蓄積の遺産と国内需要の予期せぬ不振のために、財市場における競争は、それまでにない厳しいものとなり、デフレーション圧力の引き金となった。つまり、生産者物価と、そして消費者物価さえもの絶対的な下落である。雇用調整負担の大部分が下請業者へと転嫁されたが、それはもはや伝統的な反循環的方法で雇用を吸収する事ができなくなったからであった（Tohyama 2000）。

さらに加えて、製造業大企業は、強力なコスト削減をそれらの下請業者に強制しているが、それは過剰労働を下請に転嫁することと対極を成している。同様に、円の過大評価の時期には、多くの製造業作業は低賃金地域へと移転させられたが、この傾向は、長期的には、生産に関するプロダクト・イノベーションの複雑なプロセスを不安定化させるかもしれない。プロダクト・イノベーシ

ョンは、かつては国土内での非常に集中した相互作用を通して、大企業と下請業者を結びつけるものであった。90年代、銀行部門における不良債権の蓄積は、リスク管理の従来のやり方を転換させた。すなわち、かつては、政府当局が責任を取ると想定されていたのに対し、今ではそれは個々の銀行の責任とされるのである。したがって、中小企業は、厳しいクレジット・クランチを味わっているものであり、それは雇用や投資決定に不利な影響を与えているのである。より一般的にいうならば、銀行危機から脱する方法に関する構造的な不確実性によって、投資行動はかなりリスク回避的になるのである。そうした再評価によって、この需要構成要素や、そして最終的には成長レジームそのものが弱められるのである。

確かに、金融危機は家計消費に強い影響を与える。多くの企業によって引き起こされた損失は、雇用の安定性に関する従来の資本・労働妥協を脅かすものである。つまり、日本経済が、短期の景気後退からすばやく新たな好景気へと跳ね返ることができたときには、資本・労働妥協は意味があったが、準スタグネーションとしての10年間の後には、それは利潤率に不利な影響を与えるようになった。賃労働者はこの対立をはっきりと認識しており、失業するのを恐れている。90年代には、倒産率は先例のない水準に達し、多くの労働者が実際に職を失った。繰り返し起こる値下げ話がまた、家計の行動を変化させる。つまり、人々は、来年の方が質・価格ともによくな

ると予測し、耐久消費財の消費を先延ばしにする。住宅支出はバブルがはじけて長期利利率が低下したとき、はじめのうちは刺激されたが、1997年以降、雇用、生涯所得、そして銀行危機の解決に関する不確実性が増大した結果、この傾向は逆転してしまった。

最後に、為替レートの変化によって対外貿易の調整や輸出—投資主導型成長レジームが攪乱されている。日本の輸出企業が国内需要の低調さを埋め合わせるのはより一層困難になり、この国内需要は1998年になってもなお低下しているのである。もちろん、1997年のアジア危機以降、世界市場にたいする信用は低下している。結果的に、世界経済へ参入することは、もはや切り札ではなく、むしろ企業主義的レギュレーションの限界を表すものとなっている。さらに、国際金融市場は、一方で、市場主導型資本主義——アメリカ型もしくはイギリス型資本主義——が金融的・経済的グローバル化の挑戦に対応するのに最適であると見なしているものの、他方では、日本の経済的・社会的諸制度の実行可能性を再検討する傾向にある。どういうわけか日本のエリートはすべての議論において、姿を消したようである。すなわち、ほとんどの議論が典型的な日本モデルをあれこれのアメリカ化の形態に逆行するものとするだけで、めったに他の改革プログラムについて検討せずにいる。

2 レギュレーション様式と成長レジームの先例なき危機

経済活動の調整における大きな不均衡、ほとんどの制度諸形態の明白な不安定化、そしてそれら諸形態間の長期にわたる構造的な非両立性といった3つの証拠は、まさに日本経済が新たな局面に入ったという結論を支持するものである。

2-1 90年代は日本にとって失われた10年か

すべてのマクロ経済的変数によって、バブル崩壊後の発展はそれまでのビジネス・サイクルに決して類似するものではないということが示されている。為替レートや日米のサイクルの対照的な動きがどういったものであるにせよ、成長率はそれまでのトレンドを回復していないし、失業率は先例のないレベルにまで上昇しており、消費者物価の下落はもはや例外的でなく、公的負債はもは

や自己均衡化に向かっておらず、大幅な貿易黒字はいまだに見受けられる。そのような構図はこれまで見られたものでは決してなく、それは80年代半ばまで存在したレギュレーション様式の典型的結果では断じてない。もし80年代がラテンアメリカにとって失われた10年であったとしたら、90年代は同様の痛い経験がある程度は日本にもたらしても当然であろう。これは大危機に向かう第1の証拠である。しかし、そうした動向を感知するための第2の基準が存在するのである。

2-2 すべての制度諸形態が緊張状態にある

基本的に、レギュレーション様式は、既存の制度諸形態がそれらの安定性や実行可能性を脅かすような経済調整を推進するときに、危機に突入する。このことは実際に日本経済が90年代初頭以降経験してきたプロセスである（表1）。

日本型賃労働関係は諸企業の収益性のダイナミックな回復をもたらすことができないし、長期的に企業や賃労働者の数を増加させることも無理なようである。「終身雇用の終焉」、年功序列賃金と低成長経済との非両立性、もしくは大企業が情報主導型生産パラダイムに必要とされる有能な人材を育成することの不可能性に関する諸議論は、これらの限界を指摘している。たとえ、マクロ経済的集計値がいかなる構造的シフトを示していなくても（Boyer, Juillard 2000）、これらの事柄は深刻に受け止められなければならない。

国内における価格形成と国際におけるそれとの明確な非連続性は、収益性の動向にとって非常に重要なものであったが（Uemura 2000）、競争形態の新しい構図から新たな挑戦を受けている。一方で、WTOによる圧力と同様、北アメリカやヨーロッパからの圧力は、外国との競争による衝撃に対して、国内価格をより敏感にさせる。それは特に、バブル期に由来する過剰生産能力が、90年代の終わりになってもなお存在しているからである。それに対して他方では、困難な時期を乗り越えてきた多くの製造業や金融業における諸企業が、国内レベルのみならず、外国の多国籍企業とのジョイント・ベンチャーを基礎として、金融的に多様な提携や合併へと向かっている。確かに、多かれ少なかれ不可逆的なこととして、第2次世界大戦後の生産・金融資本の構図は侵食されているが、そのことは典型的なアメリカ型規制が必然的な解

表1 — 日本の奇跡から構造的危機へ

諸要素	基本的長所 60年代から70年代	内的不安定化の起源 80年代	危機の性質 90年代
賃労働関係	雇用の安定性とジョブ コストによって、大 企業内における被雇用 者のコミットメントや多能 性が創出される	仕事におけるストレス、製 造業に対する労働の希 少、若い世代における期 待の相違	利潤回復と雇用安定との 間の明白なコンフリクト 中小企業はもはや緩衝装 置としての役割を果たすこ とができない
競争諸形態 ・系列間 ・対下請業者	積極的な国内競争 組織化された補完性	製造業と輸出部門におけ る生産能力過剰の傾向 高いコストによってアジア や低賃金地域へと移動が 始まる	繰り返す金融損失はリスト ラクチャリング、合併、提携 を必要とする クレジット・クランチによっ て下請は厳しい影響を受 ける ハイテクにおける開業企業 のリスク・キャピタルはほと んどない
国家	企業主義に対する触媒 ——基本的インフラストラ クチャーの供給、情 報の共有、諸戦略の コーディネーション	民間アクター、特に金融に 態するコントロールの喪失 構造変化、キャッチアップ の終焉	たいていの経済政策手段 における効率性の喪失 新たな政治的妥協を案出 することの不可能性
通貨レジーム	成長促進における積極 的役割(低実質利子 率、選択的信用)	為替レートの変動性が産 業戦略を不安定化させる 不良債権が金融政策の自 律性を妨げる	流動性のわな 負債デフレ不況が繰り返 しマクロ経済的安定性を脅 かす
国際レジームへの 組み入れ	日本経済と外国経済と の間の強いフィルター	世界貿易、ハイテク・イノ ベーション、金融に関する より一層の依存	国際金融によって加熱す る「日本式」と「市場主導型 モデル」との明白なコンフリ クト
レギュレーション様式	企業主義的妥協	バブル期以来の緊張(投 資・資産インフレーションに 対する)	従来の制度化された妥協 を保持することの不可能性
成長レジーム	利潤主導型レジームか ら...	...輸出・投資主導型レ ジームへ	日本的ガバナンス様式と 変化する国際通貨レジーム との間の不一致

決策であるということの意味するものではない。

国家と経済との連結は、50年代末から見られる成長レ
ジームに寄与した。典型的には、役人は、各部門に対し
て行政指導を行い、長期予想を調整したし、国家は、系
列が集まって行動しても簡単には供与しないような集
合的インフラストラクチャー（輸送、教育、都市インフ

ラストラクチャーなど）に対して、融資した。90年代の
シナリオは完全に異なる。まず第1に、同部門に属する
製造業諸企業の状況があまりにも多様なので、単一の規
制を与えることが困難であるし、また逆に、金融損失が
あまりにも広範なので、富裕な企業と倒産した企業とい
う伝統的な合併はもはや満足いく解決法ではない。第2

に、日本のほぼ完全なる都市化の結果、公的インフラ
ストラクチャーに基づく支出計画はもはや、かつてそれら
が発揮したような大きな乗数効果をもたらすものではな
いし、逆に財政赤字は膨らみつつあって正念場を迎えて
おり、長期的には、日本の国債のクオリティに関わって
くる。消費者パウチャーのような新たな手段は、家計所
得と雇用の将来に関する陰鬱な予測を打ち負かすには至
っていない。過去から引継ぐ大蔵省の諸手段と現代日本
の生産・社会構造との間には大きなズレがある。第3に、
前述のように、多様な公的機関、すなわち大蔵省、日銀、
通産省、経済企画庁が日本の将来について合意に至るの
はとりわけ困難である。

通貨レジームはそれ自体、大きな変容を遂げつつある。
90年代末でも未だに成長促進と景気循環の安定化が遂
行されているので、こうした変容は実際には、目的のレ
ベルではなく、むしろ実行のレベルに関わってくる。短
期利子率が1995年から1999年まで記録的な低水準にあ
ったが、それでも、生産投資と耐久消費財の回復予想を
促進することはなかった。全く逆に、諸銀行による安易
な追加融資は、ビジネス・リスクが劇的に評価し直され
ることに反応して、前例のない信用圧縮に結びついてき
ている。それゆえ、需要と消費は横ばいになり、それは
60年代および70年代にみられたようなケインズの乗数
効果と比較すると、まったく逆説的な結果となっている。
基本的に、金融諸制度がほとんど破産寸前であったり、
システミック・リスクが認識され、それが期待を抑えて
いるときには、金融的諸手段によるファイナ・チューニ
ングはほとんど不可能である。さらには、この低利子率
が金融フローと為替レートに与える衝撃は、以前の通貨
レジームに挑戦を投げかけるものであり、日本経済の国
際化によるもう一つの結末なのである。

最後に、国際舞台への統合は、かつて国内経済と世界
経済を分けていた明確かつ有効な境界を徐々に侵食して
いる。純粋な経済的観点からすると、自国における価格
形成は輸入業者や外国企業から影響を受けているのであ
って、日本の輸出品価格は、出現しつつある新興工業国
の特化を考慮に入れなければならない。金融に関する限
り、特に円安ドル高のときは、日本の貯蓄家は外国へ投
資して高い収益率を得ることに熱心になる。しかし、そ
の一方で、銀行や金融会社は、伝えられる金融的結果を
成功裡に収めるために、彼らの対外投資を回収する必要

がある。どんな場合にも、日本の金融市場はもはや孤立
してはいないし、バブル崩壊は、リスク・マネジメント
とプルーデンス・レイシオ〔訳注：金融システムの
安定性を維持するような自己資本比率〕を要求するが、
それらは北アメリカとイギリスでは重要な役割を持つこ
とが証明されている。結局、国際化は資本主義の様々な
型の間の競争を含むものであり、日本の企業主義は慎重
に検討されているところである。すなわち、その限界が
明らかとなっており、また特に、より一層の不景気とな
っている日本の国内市場とより一層上昇するアメリカの
雰囲気のために、市場主義型資本主義の魅力が、多くの
者たちにとって抗し難く思われるのである。

2-3 起こりつつあるシステム不調和

したがって、過去数十年間に一般的であった構造的安
定性からはるかに遠ざかるかたちで、すべての制度諸形
態は変化させられてきている。さらに、レギュレーション
様式は、これら制度諸形態の連結から生じるのであるが、
自己矛盾に陥っている。このレギュレーション様式の危機
は、輸出による投資刺激の上になり立つ成長レジームの
摩滅と結びついている。そのことは、その危機はかつて
見られたような循環的な下降局面とは全く異なり、石油
危機や円高にかかわる危機よりもはるかに厳しいという
ことを意味する。かつて日本の良好なマクロ経済パフォー
マンスの源にあったメカニズムは、危険にさらされて
おり、過去の規則性の数々は消えつつあり、5つの制度
諸形態の構造的両立性は不安定な状況にある。例えば、
純粋な市場主導型金融システムは、おそらく企業主義型
賃労働関係と両立しないだろうし、かつての公的介入の
永続的な性質は、繰り返し起こる新種の金融不安定を処
理するのに適切ではないだろう。そして、国内レベルで
の寡占的競争は、もはやWTO、OECD、そしてIM
Fといった国際機関が推進する新しいゲームのルールに
よっては認められない。

3 レギュレーション理論を一般化するための主要な事例研究

したがって、このアプローチは日本資本主義の推移に関
して、新たな診断を下す。それは、ケインズ主義の過少
（Krugman 1998）にも、市場主導型哲学の過少にも、ま

してアメリカ経済とは異なっているということ（Dornbusch 1998）にも悩まされることはない。反対に、90年代は、ひとつの危機の痛みを伴った展開を目の当たりにしてきているのであり、その危機は、独自の企業主義的レギュレーション様式と輸出—投資主導型成長レジームの成功に確実に由来しているのである。日本の事例は、アメリカやヨーロッパ諸国が経験した過去の結果をまさに確認するものであり、レギュレーション理論の新たな拡張を求めるものであると同時に、新たな結論を提示しているのである。

3-1 制度諸形態の補完性から階層性へ

アメリカおよびフランスの資本主義研究は、まず、フォード主義的成長レジームの出現を、新たな制度諸形態を決定付ける様々な諸改革の間の、むしろ奇跡的な適合の結果として説明してきた（Lipietz 1979）。しかし、その説明は——競争的レギュレーションの支配と結びついた構造的な不安定性を正そうとする一連の改革と同時に進化したところの——戦間期の大恐慌と第2次世界大戦の主要な役割を軽視するものであったため、かなり部分的であることが明らかとなった（Chartres 1995）。いくつかの点で、1945年以降における日本的経済諸制度の完全な再設計は、そのような同時進行のもう一つの例として挙げられる。

しかし、日本の事例は、レギュレーション様式の一貫性に関して、新たな理解をもたらす。すなわち、企業主義的妥協は、階層的な市場—企業ネクサスと同様、政治的領域から家庭内に至るまで、他のすべての諸制度に行き渡っているのである。それゆえ、日本的諸制度の構造的補完性に関する多くの事例は、各種の研究によって指摘されている。別々に考えると、それらは純粋市場メカニズムや外部フレキシビリティからの多くの離脱であるように思われるが、まとめて考えるならば、それらは試行錯誤の純粋な進化プロセスであるところか、著しい構造的適合を示しているのである（Ebizuka, Uemura, Isogai 1997; Aoki 1995）。そうしたプロセスは、技術の選択と生産パラダイムの出現に影響を与えるかもしれないが、ある期間におけるそれらの出現と安定性には権力関係が重要な意味を持つため、制度諸形態を形作るには十分でない。

80年代から90年代への移行に従って、制度間の階層性、そしてある歴史的時代から他の時代への階層性の移

行を考慮に入れることが、分析には必要となる。60年代では、一方では経営者と労働者との間の妥協、他方では製造業と金融との間の妥協が、社会的、政治的、そして制度的構造物の全体に行き渡っていた。しかし、情報技術や精巧な金融諸手段の開発に関してより強力なイノベーションが生じると、過去の階層性は不安定化し、金融を支配する市場的諸力は残りのシステムに自らの論理を押し付け、メインバンクの役割に対してと同様、日本の雇用システムに対しても挑みかかる。したがって、日本の軌道は、すでに国際比較から示されているところの、かなり明確なもう一つの結論を導く（Amable, Barré and Boyer 1997）。それは制度的階層性の多様性という結論である。

3-2 レギュレーション様式の多様性——日本はアメリカの一変種ではない

新制度派経済学（NIE）における最近の多くの研究は、合理的選択理論を制度・組織の分析にまで拡張し、少なくとも暗黙的には、ひとつの最適な構図——つまりは既存の各種制度経済がその最適な構図に対して比較されるべきベンチマーク——を探索している。ワルラス的一般均衡は「自然」な参照基準であり、それはよりよい経済システムは実際に、全面的かつ排他的に市場メカニズムに支配されるべきであるという意味においてそうなのである。このヴィジョンにおいては、日本経済が外国の多くの学者たちに非常に奇妙に思われても、たいして驚くには値しない。この論文は、それとは全く異なる解釈を提示する。すなわち、制度的補完性が発揮されるならば、典型的な競争的市場に対する一連の多少ラディカルな例外は、実際には、かなり一貫した一つのシステムを定義づけるかもしれない（表2）。

首尾一貫した、さらには効率的でさえあるシステムを作り上げるためには、制度諸形態を一对一で比較して、例えばアメリカの外部労働市場のフレキシビリティと日本の雇用安定性に関する暗黙的契約の硬直性とを対立させるのではなく、純粋な市場論理に対する不完全性が外見上いかに互いを補い合っているかを確認する方が、より啓発的である。表2をヨコに読むならば、日本は非常に謎に満ちているが、タテに読むならば、制度編成の一貫性がかなりはっきりと現われる。日本のレギュレーション様式がアメリカのそれと非常に異なるという事実は、

表2 —日本とアメリカに関する誤解について：2つの対照的な「レギュレーション」様式

資本主義の型 制度諸形態	企業主義的資本主義	市場主導型資本主義
賃労働関係	雇用の安定（企業主義）	名目的（実質的）賃金形成の安定性（フォーディズム）
	職務の内的柔軟性	厳格に強制された職務内容と規則
	企業特殊の熟練	移転可能な熟練
競争形態 ・生産物 ・金融 ・信用	公正な競争に関する緩やかな強制	公正取引の強いレトリック
	系列内での相互持合い——安定的なガバナンス	諸企業に対するガバナンスのための市場
	銀行中心的システム	エクイティ市場の高い流動性
国 家	集会的インフラストラクチャーを供給する役割	公的なインフラストラクチャーとサービスの低供給
	系列内で十分に処理されない戦略的諸問題のコーディネーション	所有権と基本法的諸権利の強化
通貨レジームと財政	日銀と大蔵省との緊密なリンク	財政当局と中央銀行との間のポリシー・ミックスの探求
	財政黒字からより大きな財政赤字へ	30年間の赤字から黒字へ（1999年）
国際経済への組み入れ	諸外国との組織化された関係	開放された国内市場の一方、反「ダンピング」の強力な諸手段の存在
	構造的貿易黒字	構造的貿易赤字
	「最後の貯蓄者」	「最後の消費者」

社会科学者が制度補完性とその階層性の重要性そのものを理解するための助けになる。

しかし、合理的選択論者は反対するだろう。つまり、2つしかない構図うちの1つがより優れた結果を出しており、こうして一方が他方を打ち負かしており、その結果、それが参照基準となるべきである、と。膨大な国際比較研究が繰り返しているように、レギュレーション様式の各々はそれ自身のパフォーマンス基準に基づいて評価されるべきであるし、それゆえ各構図は賛否両論

あって、各々の集会的・個人的行為主体による戦略の選択がいかに合理的なものであろうとも、それはほとんどの場合、戦略の相互作用による意図せざる結果となるから、私的および公的な意思決定者が意識的によりよいレギュレーション様式を選択することは全く不可能なのである。

経験的分析によって確認されているのは、少なくとも80年代までは、経済・社会活動を組織する対照的な諸原理が長期的に共存していたということである。市場主導

表3 — 資本主義の型の一般的分類に関して日本の事例が果たす役割

資本主義の型 構成要素	市場主導型	企業主義型	社会民主主義型	国家主導型
一般原理	公的機関のコントロール下にある諸市場によって形成されるコーディネーション	大企業による経済活動と社会生活の形成	社会的パートナー間の制度化された妥協に基づく契約および交渉	制度諸形態を構成する際の公的機関による直接的もしくは間接的な介入
主導的な制度形態	現代経済においては、金融レジーム	黄金時代においては、競争形態	賃労働関係と国家によるその制度化	国家・市民関係
従属的な制度諸形態	賃労働関係、競争形態、ある程度は国家・市民関係	賃労働関係、金融レジーム、国家・市民関係	金融レジーム 一般的に、競争形態は国際システムへの組み入れによって設定される	その他のすべての制度諸形態——競争形態、賃労働関係、通貨金融レジーム、国際経済への組み入れ
レギュレーション様式の特性・長所	・ショックや攪乱に対する迅速な調整 ・ラディカルなイノベーションや革新を生み出す能力 ・金融及び金融関連イノベーションにおける卓越	・中長期的な経済的および社会的安定 ・先端テクノロジーへの容易なキャッチアップおよび増分的イノベーション	・国内の連帯と外部に対する競争力との両立性 ・福祉国家関連のイノベーションを生み出す能力と環境保全	・シチズンシップと資本主義の論理との両立性 ・大量生産的技術への容易なキャッチアップ
短所	・投機や金融不安定への市場傾向 ・所得、資産、および政治的権力へのアクセスにおける不平等の増大	・不活発な反応から予期せぬショックやラディカルなイノベーションへ ・賃金契約と生産状態の異質性(ジェンダーを含む)	・大規模な公的介入が社会的妥協を達成するために必要とされる ・世界経済・金融トレンドとの非両立の可能性	・永続的な現象としての政治と経済とのミックス ・レギュレーション様式の危機が生じた場合における制度諸形態の変革の困難
構造的危機の性質	・金融不安定性の増大 ・過度の賃金フレキシビリティによる生産性停滞を克服することの不可能性	・大きな国際的動揺やショックへの対処不可能性 ・成功を収めてきた諸制度を変革することの困難	・所得分配をめぐるコンフリクトの解決法としてのインフレーション ・国内における生産的妥協の実行可能性に対する金融規制緩和のインパクト	・国際化によってもたらされる制約と機会の非両立性 ・出現しつつある生産パラダイムに対処することの困難
典型的事例	アメリカ・イギリス	日本	スウェーデン・オーストリア	フランス

型構図は先進諸国で最近観察された4つの構図のなかの1つにすぎない(表3)。企業主義的構図は例外にすぎないのではない。なぜなら、他の諸経済は社会民主主義的原理にしたがってか、そうでなければ多くの場合、国家主導的原理にしたがって管理されているからである。どの構図も、ある領域もしくは基準に関しては、明らかな優越性によって利益を得ているが、他方、他の領域もしくは基準に関しては全く劣っていることがわかる。

3-3 どの社会にもその社会経済的構造の危機が存在する——日本における90年代の説明

ほとんどの経済史家にとっては、過去の大危機を観察

することは、一連の規則性をはっきりさせるものと考えられており、そうした観察は、現代の危機を分析し、それらの展開を予測するために使用できるものだとされている。景気のアナリスト、コンドラチエフ波の専門家、もしくはネオ・シュンペーターリアンの経済学者たちは、この見方を共有することが多い。したがって、日経平均株価が下落すると、多くの金融アナリストらは現代の日本の変化過程と1929年のブラック・フライデー暴落の後のウォール・ストリート株価とを重ね合わせようとしてきた。しかしながら、当初のショックに関していくつかの類似性はあるが、その2つの状況は大きく異なるものであることが明らかとなっている(Okina 1999)、そのこ

とは驚くことでもない。つまり、累積的でデフレーション的な不況の反復を予防してきた制度的改革、規制体系、そして経済政策的諸手段は、たいていの場合、次の構造的危機に向けて、全く異なる様相の引き金を引くのである。例えば、1967年と1973年の後のスタグフレーションがそれであった。

振り返って、現代の日本は、このレギュラシオニストの研究の主要な発見に関して、新たな確証を与えてくれる。さらに、このヴィジョンは、多くの成功した国——例えば現在のアメリカ——のポリシー・ミックスの単なる輸入から、国内危機の各々の根源とそれにたいする可能な対処法の独自の分析へと、経済政策提言に関する議論を移行させる。いくつかの共通な特徴はその後になって、注意深い比較から現われるかもしれないし、現われないかもしれない。しかし、太平洋の両側で作用しているレギュレーション様式に相違性があるとすれば、通常、その治療法はむしろ特殊であるべきである。

3-4 経済的決定論に抗して——政治的諸過程の重要な役割

最後に、この論文は、最後ではあるが重要な結果を示す。構造的危機は通常のビジネス・サイクルや再生的循環とは全く異なっているために、そうした混乱を克服する方法は、経済的決定論によって支配されているのでは決してなく、各国の政治的プロセスの複雑性そのものに大いに開かれている。この結論は、旧ソ連型経済の大転換によって明らかとなった。すなわち、国内諸制度の実行面における一見小さな相違は、政府によって適用される戦略、そして制度転換の速度と方向に対して、大きな影響力を持つことが明らかとなった(Chavance 1990)。東アジア経済が1997年の金融危機に至った道筋は、非常に多様であり(Inoue 2000)、過去の特異性と金融組織の相互作用(Contamin and Lacu 1998)、そして政治的連立の変化過程(Godement 1999)に多分に依存している。

なぜ、日本においては、90年代の危機から抜け出る道がそれほどにも長く、また不確実なものであろうか。第1に、企業主義的レギュレーションの質と一貫性が金融・経済危機への反応を穏やかなものとし、政府による抜本的な決定があまり緊急のものとされていないからである。第2に、50年代においては企業主義的妥協が出現するような強力な社会闘争があったのだが、これと違って90

年代においては、日本の市民たちは政府に対する信頼を喪失しており、結果として、社会全般にわたる政治的要求の欠如につながっているからである。最後だが重要なことは、政治的諸制度それ自体が、この半世紀日本を支配してきた政党システムの明らかな崩壊とともに、危機へと突入したことである。政府の無力さは、銀行・金融危機の長期化に大きな役割を果たした。アメリカや他の先進諸国では、この危機は一年以内に終わったが、それというも政治的有権者たちが財政からの補助金、さらには国有化といった手段を通じて、弱った金融諸制度の早期治療を認めたからであった。

日本では、多くのマクロ経済的不均衡に対する解決法提示の要求と、連立政権を支持するグループによって課される制約との間のコンフリクトは、1999年になるまで、つまり、金融・銀行システムのすべての部門に不良債権が累積してから10年ほど経つまで、克服されなかった。他国とのそうした相違は、政府、行政、政党、そしてそれらと世論とのつながりを考慮することなしには、説明できない(Gibney 1998)。したがって、日本の危機の大きなパラドックスの一つに対する解釈は、簡単に見つけられる。分析者の大多数は、問題は専ら経済的なものである、つまり金融政策と財政政策との適切なポリシー・ミックスの採用に関連するものと考えている。しかし、より深く見てみると、金融の脆弱さは政府管理が効率性を喪失したことに一番の責任があり、そうして生じる根本的な不確実性が長期に関わる意思決定の大半を無力にしていることがわかる。さらに深く洞察すると、ほとんど破産寸前の金融システムを救出するための法案をすばやくまわすことのできない歴代政権が、こうした無力さや、緩慢だが確実に進行する企業主義的妥協の侵食の根源にあると結論づけることができる。この法案は結局、1998年の秋に通過し、1999年から施行されたが、まだ他の構造諸改革が決定される予定である。日本経済の将来はそれゆえ、いくつかの戦略的政治選択に関して、大いに開かれている。この教示はかなり一般的である。というのも、それは、構造的危機から脱出する際の経済的政策形成と国家の役割に関する最近の多くの研究から繰り返し述べられているからである(Théret 1999, Palombarini 1999, Lordon 1999, Boyer 1999a)。

4 来たるべき数十年に向けての3つのシナリオ

大いに開かれた国内の戦略的選択——これは国際システムのどちらかといえば不確実な推移と相互作用しあっている——について予想をすることがいかに難しいことだとしても、これらの発見は、日本にとって、いくつかのありうる将来を指し示すのに役立つだろう。伝統的な討論は、日本の特殊な軌道と典型的な市場主導型諸制度の採用との間の対立に関するものであるが、第3の道はそれ以上にありうるものであり、いくつかの分析をするに値する（表4）。

4-1 第1のシナリオ——諸制度の埋め込みによって企業主義的レギュレーションが温存される

日本的構図の特徴の多くは、そのような進化を望んで

いるかのである。労使関係と金融システムの組織、企業主義的なガバナンス様式、そして政府介入のスタイルさえもの間に強力な補完性があり、それによってこの複雑な制度的構造物のあらゆる部分のあらゆる抜本的な改革が極めて困難なものでありつづけている。政治制度の慣性は、このシナリオが起こる可能性を強めており、それはさらに、国際的金融・貿易システムのある種の改革があれば、それが日本の製造業者の市場に対して、急速かつむしろ安定的な成長をもたらすことを想定している。

これらのかなり楽天的な諸仮定のもとでは、基礎的な諸制度改革は限定的に設計変更されるだけであり、これによって諸制度のそれらはその「日本らしさ」はほとんど温存される。日本の雇用システムは合理化され、大企業にコア・コンピタンスをもたらす労働者に限定された

表4 — 日本経済のためのいくつかのシナリオ

特徴	シナリオ	日本的「企業主義」を保持する	ハイブリッド化によって何とかする	完全なるアメリカ化、すなわち市場主導型資本主義への収斂
主導的力		制度や慣習の埋め込みが経路依存性や慣性へと結びつく	日本のスタイルに固執する一方で、ニューエコノミーの技術パラダイムに対処する必要性に関して日本のアクターは気づいている	金融トラブルの厳しさ、外部からの強力なプレッシャー、明確なオルタナティブの欠如
金融レジーム		メインバンクシステムによる限界的調整	メインバンクシステムと金融市場とのハイブリッド化、金融市場は補助企業や親会社各々の経営を調査する責務を担う	国際スタンダードに沿った金融システムの完全な再設計
国際レジームへの組み入れ		日本の領域の独自性に対するディフェンス——流入に対する強力なコントロール	慎重で選択的な開放——外部からの圧力と新たな現代化を求める国内の連合とを調和させる	日本の非対称的国際関係の完全な侵食——日本の例外主義の終焉
競争形態		系列や大きな公的モニタリングによって依然組織化されている	より開かれた競争ではあるが、特にサービス部門における現代化に関連した社会的分裂を最小化するために依然として組織化されている	諸企業の新たなガバナンスがより一層外部から強制された競争を必要とする——アメリカ的もしくはイギリス的立法の輸入
賃労働関係		現在の日本型雇用システムの合理化——コア・コンピタンスに限定されているが、保持されている	一連の断片的な改革（能力、賃金、雇用、訓練などにおける）が最終的には、新たなマクロ経済的背景に適応した新たな賃労働関係をもたらす	外部的労働モビリティがルールとなり、専門職市場が内部労働および労働契約の多様性やフレキシビリティに取って代わる
国家		依然「企業主義的レギュレーション」という触媒	日本社会において依然として大きな仲介の役割を果たしているが、目標と手段にシフトが見受けられる	大部分、独立的な規制エージェンシーに取って代わられる。「官僚主義」の劇的なスリム化
レギュレーション様式の変化の度合		大きな構造変化なき企業主導型レギュレーションの最新化	一連の改革によって、レギュレーション様式は次第に質的に新たなもの、つまり、企業主導型と市場主導型との複雑なハイブリッドへと変容した	日本にとってはラディカルに新しい——社会・政治・経済に影響を及ぼす予期されなかった構造的変容が市場主導型レギュレーションへと結びつく
政治プロセスの性質		新たな変化をもたらす連立や部門編成における局所的シフトに対する構造的障壁	過去の妥協が政治的手直しにつれて新たな制度的構築物の出現を可能とする	新たな政治的連立への完全な合同

ものとなり、競争は寡占的でありつづけ、国内的に組織され、メインバンクは再び資本割当の核心的なメカニズムとなる。最後だが重要なことに、国家はなお、基本的に同一の社会的・政治的妥協を温存するために、世界経済との関係を慎重に組織する。人口高齢化の負荷は21世紀に向けた脅威として頻繁に示されるが、成長と生産性が回復し、女性の労働力率が連続的に上昇し、そして日本の労働力に女性が組み込まれて、企業が必要とする新たな才能を提供するようになるならば、そうした負荷でさえも容易に資金が調達されるだろう（Yokoyama 1999）。

そのようなシナリオが成功するかどうかは全く明らかでない。第1に、それはかなり楽天的な仮定の上に成り立っている。つまり、日本の金融危機からのソフトな脱出、世界貿易のダイナミズム、アジア諸国の急速な回復、北アメリカやEUの持続的な繁栄、グローバルレベルでの金融崩壊がないこと、である。第2に、このシナリオは、国際レベルで起こっているところの多分に不可逆的な構造変化を徹底的に軽視している。つまり、先進諸国と発展途上世界との双方で起こっている人口問題や環境問題の発生は言うに及ばず、情報技術の圧力の下での生産パラダイムのシフト、企業のガバナンス様式や政府の経済政策に対する金融資本の権力の増大を軽視しているのである。第3に、経済的政治的諸制度の強固な結合と補完性のせいで、長い間必要とされてきたリストラクチャリングは先延ばしにされるだろうが、それが生じることが阻止できない。ソビエト型レジームの驚くべき崩壊は、日本の意思決定者たちに対して、経済的不均衡に対してそのような保守的な態度をとることがいかに危険なことであるか、警告するものであろう。経済改革が遅れば遅れるほど、構造的危機はそれだけ厳しいものとなり、この危機が過去の制度秩序を完全に破壊するかもしれないのである（Sapir 1998, Boyer 1995b）。

4-2 第2のシナリオ——大危機によって典型的な市場主導型資本主義の採用が促される

そのような根本的な危機があれば、第2のシナリオの余地が開かれよう。つまり、他の多くの東アジア諸国のように、いわゆる「アジアの発展モデル」の失敗は、西洋の工業諸国から改革を直輸入する余地を与えることだろう（Godement 1999: 202）。しかし、そのような劇的な

経過はなくとも、このシナリオは、例えば、高度に国際化した日本の企業と新世代の政治家たちが、世界経済に対する日本の第3の開国を促すために手を組むならば、国内の政治的連立を再編成する可能性によってもまた、到達可能である。他の妥当な選択肢が欠如していたり必要性があったりすると、日本は典型的な市場主導型諸制度を輸入するであろう。そしてその際には、アメリカの専門的知識の後盾を得、また「競技場をならすこと」——すなわち公正な競争、金融監督、外部労働市場のフレキシビリティ、知的所有権、ガバナンス様式、経済政策、さらにはライフ・スタイルといったものに関して、アメリカの規制やスタイルのほとんどを採用すること——に対する直接の圧力下におかれる。

金融市場に向けてすでに決定された「ビッグバン」は、他のすべての経済諸制度にまで拡張されるだろう。メインバンクシステムが消滅するとすれば、それは日本の諸企業が、株主価値ではないとしても、収益性を目的とするということの意味するだろう。それゆえ、高い労働移動性は大企業の金融収益率の安定化という目的のための必然的な補完物であろうから、企業主義的妥協はますます小さくなっていくごく一部の労働者にのみ関係するようになる。企業主義的福祉は、衰退部門での雇用を維持するためにあった過去の補助金制度に代わって、限定的だが、普遍的な失業補償に置き換えられるだろう。WTOからの不断の圧力は、消費者物価の形成に大きな衝撃を与えながら、国内の生産者と外国の競争者との間の非対称性を徐々に取り除いていくだろう。国家組織は世界金融市場の要求に応じるために、徹底的に変わるだろう。日銀はより一層独立し、大蔵省は別々の諸機関へと分離し、金融、労働、技術ノルム、福祉、環境を監視するために新たな独立した諸機関が創られるだろう。

明らかに、これは「日本の例外主義」の終焉であり、典型的な市場主導型資本主義への収斂の一つの形であるだろう。したがって、そのようなシナリオの現実性は慎重に検討されなければならない。第1に、それは、90年代のアメリカに見られる長期的好況を観察し、いわゆる「ニュー・エコノミー」が金融イノベーションによって導かれる前例なきレギュレーション様式を促進するのに成功していると認識することによって、これに倣おうとするものである。しかし、そのようなレジームの長期妥当性は依然として要検討である（The Economist 1999, Boyer

1999a)。それは本当に、不景気への耐性をもったものであり、投機的バブルやマクロ経済的不安定性を免れているのであろうか。第2に、アメリカの経済パフォーマンスは、世界経済におけるその位置に関係し、とりわけ金融的仲介、科学的進歩や技術革新、そして同様に文化的価値におけるその役割に関係しているものであって、純粋な市場論理の支配にのみ関係しているわけではない。前者を輸入したところで、後者の報酬を受け取ることを意味するものではない。しかし、主な反対意見は、政府当局が過去の制度化された妥協のほとんどに対して、そのような静かな革命を起こすことができるかという点について挙げられている。「アメリカ・モデル」の採用は、一時的にせよ持続的にせよ前例がないほどの失業率の上昇、経営者と労働者との間の基礎的な妥協の完全なる見直し、そしてまた、十分に確立した福祉制度——これは分断された、大企業中心の今日の福祉の構図とそぐわない——の構築を暗に意味しよう。そのようになることは不可能ではないが、あまりありそうにもない。さらに、それは日本社会の世紀にわたる特徴の一つに矛盾している。すなわち、外国の技術や実践を輸入し、それらを全く独自の組織や制度へと変換する能力とも矛盾している。

4-3 第3のシナリオ——ハイブリッド化による日本的諸制度の改革を通して何とかやっていく

それゆえ、より可能なシナリオは、新たな外部的圧力と国内の制度的慣性——すなわち前述の日本のシナリオの基礎にある2つの要因——という相反する影響を考慮するものである。一方で、第2次世界大戦後の制度的構図が21世紀にまで不変のまま延長されることはありえない。というのも、すべてでないにせよ、ほとんどの経済的・政治的行為者は、古いシステムはその構造的限界に来ており、何らかの形で改革されなければならない、現在のシステムはますますひどい結果をもたらすということを確認するようになるからである。他方で、純粋な市場主導型構図は、日本社会に直接的には実行されえないし、近代化過程は、明治時代以降に観察されてきているような採用・適用戦略（Abo 1994）を繰返しながら、ある特殊なパターンをたどるだろう。言い換えれば、内部的・外部的な圧力と機会は、組織だけではなく、経済的・金融的諸制度（Tsuru 1995）におけるハイブリッド化過程を誘発するであろう。トヨタ式生産システムの出現は、

そのような戦略の力を示す恰好の例を与えてくれる。第2次世界大戦後、日本の経営者たちは典型的な大量生産原理を実行しようと思った…しかし、広範に存在する国内の諸条件とのいくつかの構造的両立性によって妨げられた。つまり、狭隘な市場、貯蓄や信用の欠如、近代的設備の少なさ、そしていわゆる「アメリカ方式」に典型的に結びついた熟練剥奪に対抗するために強固に組織された労働者たちである（Shimizu 1999）。こうした全面的に矛盾した状況から抜け出て、見たところでは周縁的な一連の適応が、いくつかの日本固有の諸特徴を保持しながらも、20年後には非常に効率的であることが明らかとなった先例のない生産システムへと最終的に導いたのである。

90年代全般にわたって成長を阻害してきた主要な構造的弱点を克服するために、情報技術の実施、労働契約の改革、そしてもしかしたら金融イノベーションの導入に関しても、同様のパターンが近年観察される。したがって、メインバンクシステムは、金融市場による子会社へのコントロールによって、保管されることだろう（Tsuchiya and Konomi 1996, Dirks & alii 1999）。外国の金融イノベーションへの開放は、系列構造において非常に効率的であり続けてきた協調能力を保持するために、慎重に管理されるだろう。競争の強化

といっても、それはとくに迅速な合理化が低生産性のサービス部門に導入されるならば、大量失業の出現と持続を防ぐために、緩慢な過程となるだろう。この点に関して、EUの軌跡は全く見るべきところがない。同様に、企業主義的妥協は、核心部分——すなわち企業に関係する能力——に限定されるが、その一方で、専門家の労働市場が創出され、これによって新たな生産パラダイムによって必要とされ、一企業から他企業へと移動可能である枢要な専門家たちにとって、その外部移動性の度合いが高まることだろう（Miyamoto 1998）。学校制度と大学は、日本の競争力を支えるべく、科学的・技術的最前線にいる必要性に応えるために、改革されるだろう（Boyer 1999b）。

女性は、その能力のためにも、また、人口高齢化の負荷に対処するためにも、労働力のなかでより大きな位置を占めるようになるだろう。その上、それがうまく行くためには、家族関係と福祉制度の真剣な見直しが必要とされるだろう。同時に、サービス業の台頭は、企業主義

的妥協の支配から高度に多様化・流動化した労働契約のシステムへのシフトを内生的に誘引するはずである（Ribault 1999）。労働時間の短縮は、日本市民の社会的ニーズのより大きな充足によって支配される根本的に新しい成長レジームの出現と共に進行する。最後になったが重要なことは、長い伝統にしたがって、日本の当局者たちは、多様な国際組織（WTO、OECD、IMF、BIS、…）によって設定されたゲームのルールに応じる一方で、そうした適応が国内の諸集団にとって必ず利益をもたらすことを保証するよう、国際システムから来るイノベーション、技術、そして組織にたいして注意深く門戸を開こうとするだろう。ハイブリッド化の機会は、製造業から金融、研究、社会生活の組織化へとシフトするだろう。

そうしたことが、この試行錯誤の過程から現われる最終的なレギュレーション様式となるだろうと予測することは、かなり難しい。というのも、このシナリオはそれ自身、ありうる諸軌道の全スペクトルを生み出すものだからである。すべては、最終的に全社会経済システムを形作る牽引力と制度化された妥協次第である。明治時代と第2次世界大戦後の改革の歴史は、経営者、政治家、組合員、そして市民にとっていくらかの指針を与えてくれるかもしれない。しかし、それらは21世紀の文脈に適応されなければならない。なぜなら、資本主義の再構築のペースを設定してくれるようなコンドラチュフの長期波動やシュンペーターの時計といったものは存在しないのであり、純粋な技術的決定論や経済的決定論によって支配されてはいないからである。

第1の違いとしては、第2次世界大戦の劇的な歴史は、過去の政治的連立や経済諸組織の完全なる見直しをもたらしたが、現代の力強い金融市場は先導的であり、政府の選択や経営者たちの戦略を日々支配している。第2の違いとしては、1945年以降、徹底的でより一貫性ある諸改革が導入され、それらは同時に進行し、その結果、構造的補完性と政治的妥協の慣性といった障害を克服できた。しかし、近年では、政治的ガバナンスの形態と金融的、経済的、そして技術的な組織のより深まる複雑性は、それら自身、かつてないほどの分業の深化の現われであるが、そうした複雑さによって、部分的・周縁的な改革しか許されないように見える。それらは、10年、20年先になるだろうが、ひょっとして、全く新しいレギュレーション様式の出現を導くかもしれない。しかし、それはた

いてい、多くの試行錯誤の意図せざる結果であるかもしれないのである。

歴史はそれ自身繰返すことは決してない…そして歴史は長く続く！これは、社会的結集や歴史的独自性を失うことなく、そのように近代化の道を再度見つけるであろう日本の人々に対する希望のメッセージである。

参考文献

- Abo, T. (ed.) (1994) *Hybrid Factory: The Japanese Production System in the United States*, Oxford: Oxford University Press.
- Amable, B., Barré, R. and Boyer, R. (1997) *Les Systèmes d'innovation à l'ère de la globalisation*, Paris: OST/Economica.
- Aoki, M. (1995) "Controlling insider Control: Issues of Corporate Governance in Transition Economies", in Aoki and Kim (eds.) *Corporate Governance in Transition Economies, Insider Control and the Role of Banks*, EDI Development Studies, Banque Mondiale.
- Boyer, R. (1995) "The Great Transformation of Eastern Europe: a 《Regulationist》 Perspective", *Emergo: Journal of Transforming Economies and Societies*, vol. 2, no. 4, Autumn, p.25-41.
- Boyer, R. (1999a) "Le Politique à l'ère de la mondialisation et de la finance: le point sur quelques recherches régulationnistes", *L'Année de la régulation 1999*, vol. 3, p.13-75.
- Boyer, R. (1999b) "Germany and Japan: Two Embedded Capitalisms, but Distinctive Features and Futures. The case of innovation systems", mimeograph prepared for the conference "German and Japan in the 21st Century: Strengths Turning into Weaknesses?", Cologne, June 24-26th.
- Boyer, R. and Saillard, Y. (eds.) (1995) *Théorie de la Régulation. L'état des savoirs*, Paris: La Découverte
- Boyer, R. and Saillard, Y. (eds.) (2000) *'Régulation' Theory. The State of Art*, London: Routledge.
- Boyer, R. and Yamada, T. (eds.) (2000) *The Japanese Capitalism in Crisis: A "regulationists" interpretation*, London: Routledge.

- Chartres, J. -A. (1995) "Le Changement des modes de régulation. Apports et limites de la formalisation", in Boyer, R. and Saillard, Y. (eds.) (1995), p.273-281.
- Chavance, B. (1990) "L'analyse des systèmes économiques socialistes et la problématique de la régulation", *Revue d'Etudes Comparatives Est-Ouest*, (21), 2, 1990.
- Contamin, R. and Lacu, C. (1998) "Origines et dynamiques de la crise asiatique", *L'Année de la Régulation 1998*, vol. 2, La Découverte, Paris, p.11-63. 1998.
- Coriat, B., Geoffron, P. and Rubinstein, M. (2000) "Some Limitations to the Japanese Competitiveness", in Boyer, R. and Yamada, T. (eds.) (2000), p.203-224.
- Dirks, D., Huchet, J. F. and Ribault, Th. (eds.) (1999) *A Comparative Perspective on Systems under Distress*, Berlin: Springer Verlag.
- Dornbusch, R. A. (1998) "The Japanese Crisis and Bureaucrats", *Far Eastern Economic Review*, February 26th.
- Ebizuka, A., Isogai, A., and Uemura, H. (1997) "L'hypothèse de 《 la relation hiérarchisée marché-firme 》 et l'économie Japonaise d'après-guerre, *L'Année de la Régulation 1997*, Paris: La Découverte, p.298-318.
- Gibney, F. (1998) *Unlocking the Bureaucrat's Kingdom*, Washington: The Brookings Institution.
- Godement, F. (1999) *The Downsizing of Asia*, London: Routledge.
- Hanada, M. and Hirano, H. (2000) "'Industrial Welfare' and the 'Company-ist' Régulation: an eroding complementarity", in Boyer, R. and Yamada, T. (eds.) (2000), p.105-124.
- Inoue, Y. and Yamada, T. (1995) "Démystifier la régulation", in Boyer, R. and Saillard, Y. (eds.) (1995).
- Inoue, Y. (2000) "Beyond the East Asian Economic Crisis" in Boyer, R. and Yamada, T. (eds.) (2000), p.187-202.
- Krugman, P. (1998) "What happened to Asia?", Web/DISINTER.
- Lipietz, A. (1979) *Crise et inflation, pourquoi?*, Paris: Maspéro-La Découverte.
- Lordon, F. (1999) "Croyances économiques et pouvoir symbolique", *L'Année de la régulation 1999*, vol. 3, Paris: La Découverte, p. 169-210.
- Miyamoto, M. (1998) "Nihon-gata koyo shisutemu ni towareru mono: kokusai hikaku no kanten kara (The Japanese-style employment system in question: from the point of view of international comparison)", Tominaga, K. and Miyamoto, M. (eds) *Mobiriti Shakai heno Tenbo (Towards a Mobility Society)*, Tokyo: Keio Gijuku University Press.
- Nabeshima, N. (2000) "The Financial Mode of Régulation in Japan and Its Demise", in Boyer, R. and Yamada, T. (eds.) (2000), p.126-142.
- Okina, K. (1999) "A Risky Prescription", *Financial Times*, August 12th.
- Palombarini, S. (1999) "Vers une théorie régulationniste de la politique économique", *L'Année de la régulation 1999*, vol. 3, Paris: La Découverte, p.97-126.
- Ribault, Th. (1999) "Flexible Employment in Japanese Retailing: Toward a Just-In-Time Employment Model", in Dirks, D., Huchet, J. F. and Ribault, Th. (eds.) *A Comparative Perspective on Systems under Distress*, Berlin: Springer Verlag.
- Sapir, J. (1998) *Le Krach russe*, Paris: La Découverte.
- Shimizu, K. (1999) *Le Toyotisme*, Repères, Paris: La Découverte.
- The Economist (1999) "The New Economy. Work in Progress", July 24th-30th, p.19-21.
- Théret, B. (1999) "L'effectivité de la politique économique: de l'autopoïèse des systèmes sociaux à la topologie du social", *L'Année de la régulation 1999*, Paris: La Découverte, p.127-168.
- Tohyama, H. (2000) "The Capital - Labour Compromise and the Financial System: A Changing Hierarchy", in Boyer, R. and Yamada, T. (eds.) (2000), p.89-105.
- Tsuchiya, M. and Konomi, Y. (1996) *Shaping the Future of Japanese Management: New Leadership to Overcome the Impending Crisis*, Tokyo: LTCB International Library Foundation.
- Tsuru, K. (1995) *The Japanese Market Economy System: Its Strengths and Weaknesses*, Tokyo: LTCB International Library Foundation.
- Uemura, H. (2000) "Growth, Distribution and Structural Change in the Post-war Japanese Economy", in Boyer, R. and Yamada, T. (eds.) (2000), p.163-186.

- Uni, H. (2000) "Disproportionate Productivity Growth and Accumulation Regimes", in Boyer, R. and Yamada, T. (eds.) (2000), p.67-86.
- Yokoyama, K. (1999) "Companies Move to Tap Female Talent", *The Nikkei Weekly*, August 9th, p.1 and 19.

[訳者付記] 中見出しに付した番号は訳者による。また
[参考文献] は紙幅の都合上、一部省略した。

訳／藤田 菜々子

日本における地域通貨の現状

(株) 農林中金総合研究所 重 頭 ユカリ

はじめに

地域通貨は、1980年代頃よりアメリカやヨーロッパ等で盛んになり、2,500～3,000の地域で実践されている。日本においては、1990年代後半から導入が相次いだ。その数は、一時的な実験例も含めて300を超えるとされる⁽¹⁾。最近では、経済活性化のための方策として地域通貨の活用が検討されており、地域通貨は量的にも質的にも広がりを見せている。

1. 地域通貨とは

(1) 法定通貨との違い

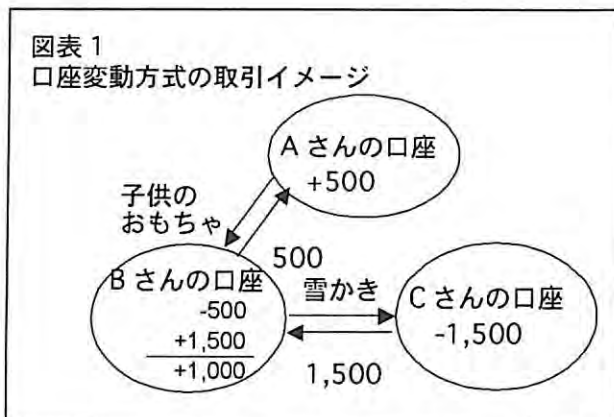
通貨は、モノやサービスの価値を測定したり、交換の媒体となったり、価値の保蔵手段として機能している。そして、その貸し借りには利子が発生する。国が発行する法定通貨は、国中どこでも利用することができるのに対し、地域通貨は限られた地域やメンバーのなかでのみ流通し、そのやりとりには利子につかない。

(2) 地域通貨の対象、仕組み、形式

地域通貨の取引対象は取り組みによって異なり、一般の市場で法定通貨を用いて取引されるモノやサービスを含めるもの、含めないものもある。また地域通貨は、手作りの品やボランティア、ちょっとした心遣いや感謝の気持ち等、法定通貨では交換の対象となりにくいモノやサービスも対象とする。

地域通貨の一般的な仕組みは、雪かきをする、成長して不要になった子供のおもちゃをあげる等、参加者が提供できる、あるいは欲しいと思っているモノやサービスをそれぞれ申告し、事務局がそれをまとめた一覧表を作る。参加者はそれをみて連絡をとりあい、お互いにモノやサービスの交換を行う。地域通貨には、事務局が紙幣等のクーポンを発行しそれをやりとりの際に利用するもの、または、サービス提供者の口座にはプラスの残高、利用者の口座には

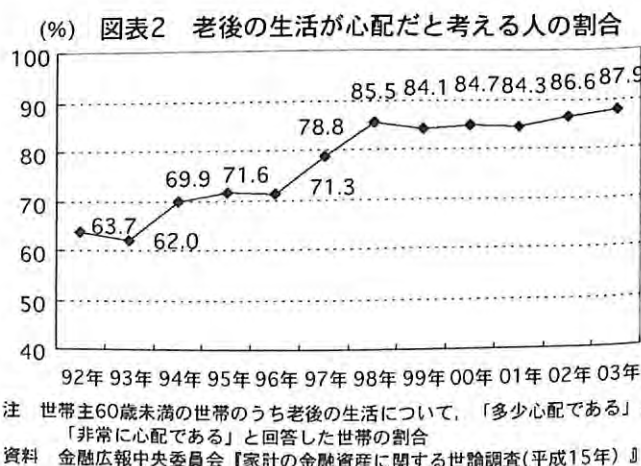
マイナスの残高がつくという口座変動形式のもの等がある(図表1)。



2. 地域通貨急増の背景

(1) 生活への不安

日本でここ数年の間に地域通貨が急増した背景には、人々の生活に対する不安が高まっていることが考えられる。不況が長期化し、所得が伸び悩む一方で、福祉や医療に関する負担は増加した。高齢者介護や公的年金への不安もあり、老後の生活を心配する人は90年代後半から急増している(図表2)。町を歩くと、人口の減少や郊外の大規模店舗の進出等によって活気を失った商店街も多くみられる。住民同士のつながりが希薄化し、隣に住む人のこ



とを知らないというケースも増えた。こうした状況下で、経済的な側面での不安と、経済的には充足していても何か困ったことがあったとき周囲に助けてくれる人がいないという暮らしの面での不安が大きくなっていると考えられる。

(2) 地域通貨に期待される役割

地域通貨は、次のような観点から、こうした経済や暮らしに対する不安を解消する手段になるのではないかと期待されている。

一つは、地域通貨の利用は特定の地域やメンバー内部に限定され、やりとりには利子につかないため、外部変化の影響を受けることがなく、法定通貨のような投機は発生しない。地域通貨は地域やメンバーの間を法定通貨よりも速いスピードで循環し、経済の活性化に貢献できると期待されている。

第二に、地域通貨は自分ができることを必要としている人に提供するという仕組みであるため、これを仲介に相互扶助が促進されると考えられている。地域通貨は法定通貨での交換には向かない分野にも適用されるため、高齢者や障害者といった従来はサービスの受け手となる人が多い人も、望ましい介護の仕方を教える、買い物袋を節約する等により通貨を獲得することができる。つまり、地域に存在する資源を最大限に活用しながら、相互扶助を促進し、人と人との信頼関係を強化できると期待されているのである。

3. 日本における地域通貨の事例

ここで地域通貨の具体的な取り組みを簡単に紹介したい。

(1) 滋賀県草津市の「おうみ」

滋賀県草津市の「おうみ」は、の草津コミュニティ支援センター(1998年5月開設)の運営にあたり、会議室等の利用料とセンター運営の作業等とを交換できる利用クーポンから発展し、1999年9月から実践的に用いられるようになった。おうみは、ファンドへの寄付金100円につき1おうみが発行され、リストに掲載されているサービスの交換、活動拠点「ひとの駅」等でのイベントへの参加費、農産物やエコロジー商品、フリーマーケットでの買い物等に

利用されている。現在は、2002年4月にNPO法人格を取得した特定非営利活動法人地域通貨おうみ委員会によって運営されている。

2002年10月からは、ボランティア活動支援と商店街活性化のため、他のNPOや地元商店街と協力して従来の「おうみ」とは別に⁽²⁾、商品券型地域通貨「おうみありがとう券」を発行している。ボランティアのお礼等で受け取ったありがとう券は、市内12商店街の200以上の協力店舗で100円の買い物に利用することができる。2002年度には12,740枚(127万4千円相当)が発行された。

また、条例で外来魚のリリース(再放流)禁止等を定めた滋賀県は、2003年7月から9月まで、釣った外来魚と地域通貨「ノーリリースありがとう券」とを引き換える事業を実施した。これは、外来魚のリリース防止のため、外来魚500グラムと同券1枚とを琵琶湖周辺の13ヶ所で引き換えたもので、3万枚が発行された。同券1枚は、限定期間中、引換所や上記「おうみありがとう券」の協力店舗で100円相当の金券として利用できる。滋賀県では、今回の実験結果を踏まえ、今後の事業について検討することとしている。

このように、地域通貨おうみの取り組みは、地域のNPOや商店街、さらに県庁との協働により活動領域を広げている。

(2) 長野県駒ヶ根市の「ずらあ」

長野県駒ヶ根市では、社団法人駒ヶ根青年会議所(駒ヶ根JC)が主体となって、JC関係者とその家族を中心に2000年3月から約5ヶ月間エコマネー「ずらあ」の流通実験を行った。この実験はコミュニティの活性化が主な目的であったが、同市は高齢化率が20%をこえ、1人暮らしの老人が多いことから、高齢者福祉へのニーズも念頭に置いていた。ほとんどの参加者がJC関係者であったため、ずらあの利用もJC活動が多かったが、この実験を通じてJCと社会福祉協議会等の連携が強まり、2001年8月から2002年3月に同市上穂町で行った第2次実験は、JCと駒ヶ根市社会福祉協議会等が事務局となった。

第1次実験では依頼者が提供者に紙幣を支払う方式だったが、第2次実験では依頼者と提供者が顔写真シールを交換する仕組みをとった。これは、遊び感覚でサービスの提供を気軽にいき、地域の住民同士の結びつきが強まる効果を期待したものである。

(3) 兵庫県宝塚市の「ZUKA」

兵庫県宝塚市では、宝塚NPOセンター、市内事業者、民間シンクタンク、研究者等で2000年1月に組織された研究会のなかで、まちづくりの手法としてエコマネーの実験が提案された。阪神大震災を経験し、行政頼みではなく、住民が自ら相互に助け合うネットワークを作ることが豊かな暮らしの実現のために必要と感じたことが導入の背景にあった。

エコマネーZUKAの流通実験は、2000年8月から10月、2001年6月から11月、2002年8月から2003年1月の3回にわたり各地区のまちづくり協議会を単位として行われた。実験後は、各地区でそれぞれ本格運用されている。過去の実験では、パソコン指導、イベント参加、家事、ケア等での利用が多い。

2回目の実験からは大手スーパーダイエーが実験に参加している。店内での買い物には利用できないが、レジ袋を断るとスタンプが1つもらえ、20個ためると1,000ZUKAに交換できるというシステムをとる。エコマネーの導入によってすぐに相互扶助が進展し生活面での不安が解消されるわけではないが、住民が価値を共有するためのツールになることが期待されている。

(4) 「エコマネー」とは何か

駒ヶ根市、宝塚市で導入されたエコマネーは、1997年から通産省（当時）の加藤敏春氏が提唱しはじめたもので、環境、福祉、コミュニティ、教育、文化等の「ボランティア経済」の領域で、法定通貨で表しにくい価値をコミュニティのメンバー相互の交換により伝える手段⁽³⁾とされる。円との換算レートを持たず、市場で取引される財やサービスとの交換はできない。駒ヶ根市や宝塚市の例でも、エコマネーは商店等での買い物には利用できない。エコマネーの導入地域は、2002年7月時点で100以上にのぼった⁽⁴⁾。

4. 広がりを見せる地域通貨

(1) 経済活性化と地域通貨

地域通貨の導入目的は取り組みによって様々であるが、導入が増え始めた頃は経済の活性化よりは、相互扶助を促進し、暮らしやすいまちづくりを目的とする取り組みが多かった。その要因としては、市場の財との交換を行わないエコマネーが普及したこと、市場の財との交換を可能とし

た場合、インフレを抑制したり偽造を防止したりする等の管理が必要となること、法律や税制上地域通貨をどのように取り扱うか明確な規定がない等の課題があったことが考えられる⁽⁵⁾。

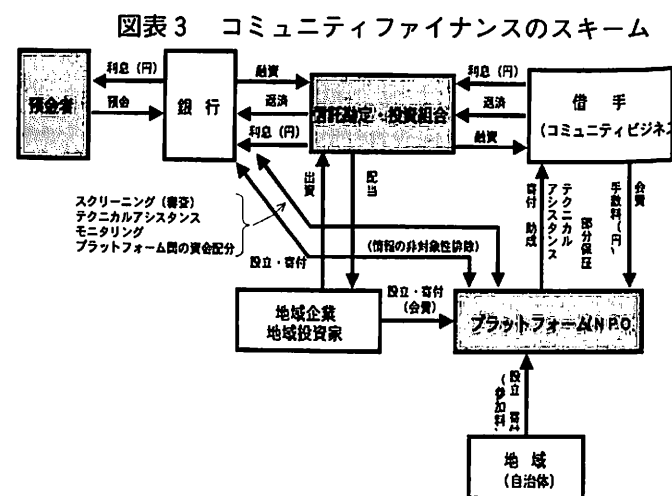
しかし、2002年7月に社会経済生産性本部の経済活性化特別委員会が「デフレなど日本経済の苦境脱出に地域通貨（エコマネー）を！」という緊急政策アピールを出し、中央官庁でも地域通貨を経済活性化に結びつけるための検討を始める等地域通貨を政策にとりいれようとする動きがでてきている。

総務省では、2003年7月に財団法人・地域活性化センターを事務局に「新しい経済活動を伴う地域経済の活性化に関する研究会」（加藤寛座長、委員はエコマネー提唱者の加藤敏春国際大教授等）を新設し、地域通貨の活用による資金循環の円滑化や商店街の活性化、地域内の消費促進について検討している。2004年度からは自治体が地域通貨システムを検討する経費の補助を行う予定である。

経済産業省の中小企業庁では、これまでの地域通貨の取り組みには明確に商業の活性化に結びついた事例がなかったとし、全国5ヶ所の地域⁽⁶⁾と連携し、商業等の活性化に資するための仕組みについて「地域通貨を活用した地域商業等の活性化に関するモデル提案」（2003年8月）を行った。

(2) 具体的な地域通貨導入案

経済活性化策として地域通貨の導入を図ろうとする場合には、ITの活用、コミュニティ・ビジネス振興や地域金融機関との連携を行うことが想定されている。前述の緊急政策アピールでは、ボランティア経済の領域でエコマネー



資料 社会生産性本部 (2002)

を使って強固な信頼のコミュニティを形成したうえで、①「日本版コミュニティカード」の導入による地域の事業者と住民との協働による資金循環づくり、②「コミュニティ・ファイナンス」スキーム（図表3）によって地域金融機関との連携をとりいれた資金循環の構築が提言されている。

「日本版コミュニティカード」は、カナダの「トロントダラー」、アメリカの「コミュニティ・ヒーローカード」等の地域通貨の仕組みを参考にした多目的ICカードである。政府が電子政府実現のためにICカードを発行する動きと連動し、各種の住民サービスに関する機能とともに、従来のエコマネーでは紙幣でやりとりしていたポイントや、ボランティアポイント、エコポイント等の機能を載せることを想定している。ボランティアポイント、エコポイントは、ボランティア活動や買い物袋の持参等環境に配慮した行為に対して付与され、一定程度貯まると商品・サービスの割引が受けられるというものである。

「コミュニティ・ファイナンス」は、日本政策投資銀行が開発した神戸のコミュニティ・クレジットを参考にしたもので、地域においてコミュニティ・ビジネスを推進し、互いに信頼関係にある事業体群がプラットフォームを形成、その構成員は情報を開示し、相互審査・保証・監視を行う。そのうえで、地域金融機関等により信託勘定や投資組合を編成し、地域のコミュニティ・ビジネスに対して融資を行う。貸出金利は、スイスのWIR銀行のように、低利またはゼロに抑え、地域通貨を活用することも考える。これらの方策を「構造改革特区」構想を活用して導入し、その原資には郵便貯金の資金を活用することも提唱している。あわせて、コミュニティ・ファイナンスを有効に機能させるため、日本版地域再投資法を制定することが必要だとしている。

5. 地域通貨の可能性

ここまでみてきたように、地域通貨は様々な問題解決策として大きな期待が寄せられている。その有効性を論じるには、今後の推移を見守る必要があるが、ここではこれまでの経験においてみられたいくつかの効果や課題について指摘しておきたい。

(1) 地域通貨のもたらす効果

まず既存の取り組みのなかでみられる効果としては、買い物袋持参運動により環境運動と地域通貨を結びつける試みや、介護業者との連携等既存の市民活動やボランティアと地域通貨の連携が行われていること等が挙げられる。また、地域通貨の導入によって、地域のなかで個人と個人、あるいは組織と組織のネットワーク化が進展しており、おうみのケースでは、地元商店街や他のNPO、県との連携が生まれ、活動領域が広がっていることが分かる。さらに、宝塚市で行ったアンケート調査では、約1/4の実験参加者が「自分の住んでいる地域や地域活動に対する意識が変化した」と答える等⁽⁷⁾、新しい価値観が生まれていることも分かった。つまり、地域通貨はコミュニティの内部に存在する資源、活動、組織を有機的に結びつけたり、新しい価値観を生み出すことに役立つと考えられるのである。

他方、地域通貨の課題としては、流通が進まないことが挙げられる。実験を行っても本格的な導入には至らなかったり、短期間で運用をやめたりするケースも多い。また、継続運用していても、通貨の流通件数が少ないこともある。その改善策としては、依頼者とサービス提供者をつなぐコーディネータを導入したり、参加者同士がお互いに知り合いとなるよう参加型のイベントを催したりすることが多い。参加者相互の信頼関係が、通貨の流通を促進すると考えられているからである。

ただし、コミュニティ内に強固な信頼関係が形成されると、通貨なしで相互扶助が行われ、逆に流通件数は減少する可能性がある。宝塚市では実験で知り合いになった人同士がZUKAを使わずにサービスの交換を行ったケースがあったという。相互扶助の促進を目的とする地域通貨の場合は、流通件数だけでは効果を計ることができないとも考えられる。

他方、経済の活性化を主目的とする地域通貨の場合は、やはり速い速度で循環し流通回数が増えることが経済の活性化につながる。緊急アピール等で想定されるICカード関連等への投資にはある程度の規模が必要になるだろうが、そうした取り組みでは、国や地方公共団体がバックアップしているという権威付けや、偽造防止策が施されていること、法定通貨との交換の枠組みが定められていること等様々な条件を整えて、地域通貨に対する「信頼」を形成する必要がある。顔の見える関係の中で安心して利用できる

フランスにおける市民セクター

松山大学 北 島 健 一

はじめに

今日のフランスで、利潤の実現そのものを目的としない民間の企業・組織は社会的経済 *économie sociale* あるいは連帯経済 *économie solidaire* と呼ばれている。この二つの概念は、非営利目的の民間企業・組織に対して異なるアプローチをとる。これは、前者の用語を自らのラベルに用いてきたのが主要には、現代の経済社会においてすでに相当の経済的・政治的地位を確立している伝統的な企業・組織であること、そして、後者のラベルを用いているのは、70年代以降に生まれてきた新しく、地域社会に密着した小規模な企業・組織であることに関わっている。

後者の典型的なものは、社会から排除されたり社会復帰の問題を抱える、長期的な失業者・元アルコール中毒患者や受刑者・障害者・移民などを就労を通して社会に統合していく役割を果たしている企業・組織、また経済的・社会的に弱い立場に立たされている未婚の母や一人暮らし老人などの切実なニーズに応える役割を果たしている企業・組織である。両陣営は、協力関係を模索しながらもこれまではお互いに冷ややかな関係にあり、とくに連帯経済の側からの社会的経済に対する批判には厳しいものがあった。ところが最近になって変化の動きが見られ、とくに注目すべきことに、1981年に設置された社会的経済を担当する専門の行政機関（現在の社会イノベーション・社会的経済省間代表部）に加えて、2000年になって連帯経済大臣補佐がおかれるに至った。このような「和解」の兆しも反映して、かつては「社会的経済」や「連帯経済」を単独で用いていたのが、どちらに肩入れするかに関わらず最近では *économie sociale et solidaire* と呼ぶことも多くなってきている。

しかしながら、対応する企業・組織の違いも反映してこの二つの概念は異なるものであることに変わりはない。

以下、簡単にそれをみておきたい。

社会的経済の復活

フランスで社会的経済という用語が使われだすのは、1970年代の後半頃からである。1970年に協同組合の連合組織と共済組合の連合組織が共通する問題に対処する目的で連絡組織を結成し、数年後にはそこにアソシエーションの連合組織も加わり、今日のクラムカ CNLAMCA という連絡組織ができあがる。このクラムカが組織した1978年のシンポジウムで社会的経済という呼称が、クラムカに結集する組織を指す言葉としてデロッシュ H. Desrocheによって正式に提起された。その後の1981年のミッテラン政権の誕生はすでに軌道に乗りつつあった社会的経済の運動にとっての追い風となり、専門の行政機関や金融機関が作られるなど支援体制が整備されていった。

非営利・協同の運動の大きな盛り上がりは、19世紀の末頃にもみられた。当時、思想的にそれを下支えたのは、ジード C. Gide に代表されるソーシャル・クリスチャニズムの潮流とジョレス Jaurès に代表されるソーシャルリズムの潮流との相互接近であった。今日の、社会的経済の運動の背景にも、はっきりと区別された形ではないので見えにくい、ソーシャル・クリスチャニズムとソーシャルリズムの要素が混在している。

これらの組織が結集していく背景には、もちろん複数の要素が作用している。とくに指摘しておきたいのは、フランスの社会的経済組織において大きなポジションを占めている協同組合金融機関の一つクレディ・コオペラティブ *Credit Coopératif* の自己改革の戦略である。1938年に法令で設置されたこの金融機関は、もともとは消費協同組合や生産協同組合への国の低利での長期貸付を配分する準公的な金融機関という性格をもっていた。しかし、1966-67年の一連の銀行改革・自由化の結果、銀行

というのとは別のかたちの信頼性が必要になるからである。

しかし、地域通貨の流通規模が大きくなりすぎることに対しては疑問も投げかけられている。河合・島崎は、イギリスにおいて地域通貨「LETS」に関するケーススタディを行った Seyfang 博士が「LETS の規模が大きくなりすぎると、その良さが失われる」と結論づけたことを引用し、地域通貨が国民経済全体に関する経済問題（例えば物価デフレ）を解決するという考え方は受け入れにくいと述べている⁽⁸⁾。

そもそも、地域通貨の流通規模が大きくなったり、運営に関して国や地方公共団体の存在感が増したりすると⁽⁹⁾、法定通貨との違いが薄れていく可能性がある。既存の地域通貨の事例では、自分たちの住む地域を暮らしやすくしようという目的を達成するために、様々な問題に試行錯誤を繰り返しながら取り組んでいることが地域にプラスのインパクトを与えている。経済活性策としての地域通貨についても、単に導入すればよいというのではなく、地域の実情をよく知る住民が目的に向かって知恵を出し合うという住民主体のプロセスが非常に重要になると考えられる。

本稿は、農林中金総合研究所刊『調査と情報』2003年11月号の原稿を、一部修正したものである。

参考文献

- 大江徹男、重頭ユカリ（2002）「地域通貨の現状とその可能性」、中川雄一郎監修、農林中金総合研究所編『協同で再生する地域と暮らし』日本経済評論社
- 大江徹男、重頭ユカリ（2003）「農村社会における地域通貨のとりくみ」『地域通貨の可能性を探る』（農業と経済臨時増刊号）
- 河合正弘、島崎麻子（2003）「日本の地域通貨制度」『社会科学的研究』（東京大学社会科学研究所）第54巻第1号
- 加藤敏春+くりやまエコマネー研究会（2001）『あたたかいお金「エコマネー」』日本教文社

- 鹿野嘉昭（2003）「地域通貨と経済活性化」『経済学論叢』（同志社大学経済学会）第54巻第3号
- 社会経済生産性本部の経済活性化特別委員会（文責：加藤敏春）（2002）「緊急政策アピール デフレなど日本経済の苦境脱出に地域通貨（エコマネー）を！」宝塚エコマネー実験運営委員会（2002）『第2回宝塚エコマネー実験報告書』
- 日本総研（2003）『地域通貨を活用した地域商業等の活性化に関するモデル調査事業』
- 福重元嗣（2002）「地域通貨の八背に関する計量分析」『ノンプロフィットレビュー』（日本NPO学会）vol.2, No.1
- フジタ未来経営研究所（2002）「特集 地域通貨に注目。」『季刊未来経営』2002年秋号

註

- (1) 経済産業省のプレス発表「地域通貨を活用した地域商業等の活性化に関するモデル提案」(2003年8月)
- (2) 活動内容や交換の仕組みの構築が必要なことから、「おうみ」と「おうみありがとう券」はリンクさせていない。
- (3) エココミュニティ・ネットワーク HP より <http://www.ecomoney.net/>
- (4) 社会生産性本部（2002）
- (5) おうみの場合、使用期限を設ける、法定通貨と同様の税金を支払う等の運用面で現行法に対応している。
- (6) 山梨県甲府市、山形県高畠町、神奈川県西湘地域、神奈川県湘南地域、神奈川県大和市
- (7) 宝塚エコマネー実験運営委員会（2002）
- (8) 河合・島崎（2003）
- (9) 福重（2002）では、都道府県ごとの地域通貨の発件数をボワソン回帰モデルを用いて分析し、中央政府に対応するという政治的嗜好の強い地域で地域通貨が導入されやすいことを見出している。

の脱専門金融機関化や中長期のファイナンスからの国の撤退が始まったために、脆弱な支店網しかもたないクレディ・コオペラティブはとくに大きな打撃を受け、新たな環境の下で事業をどのように構築していくのかを鋭く問われることになる。この中でクレディ・コオペラティブは、業務を再び絞り込んでいく路線やサービスの対象を協同組合形態以外の中小企業や個人に広げていく路線を斥け、業務の多様化を維持しつつ、今日言う社会的経済セクターに照準を合わせることで経営基盤を作っていく戦略を採択するに至った。かくして、クレディ・コオペラティブは 70 年代後半から 80 年代始めにかけて、農協を除くすべての協同組合・共済組合・アソシエーション・企業委員会などの銀行、すなわち「社会的経済の銀行」へと大きな変貌を遂げていった。新たな路線が固められていくのは 1974 年から 1976 年にかけてであり、協同組合の連合組織やクラムカの活動の発展においてクレディ・コオペラティブは大きな役割を果たした（cf. Moreau, J. (2001)）。

ここには、伝統的な社会的経済組織が、60 年代末頃からの自由化や国際化の進展とともに国の内外で競争が激化していく中で、事業体としての存続のための一選択肢として、あるいはそれをきっかけに揺らいでいくアイデンティティの歯止めとして「社会的経済」の旗印の元に集まっていく、一つの典型的な例が示されているといえよう。

社会的経済の定義

ところで、今日のフランスあるいはヨーロッパでは社会的経済という概念を、二つの基準を交差させて定義している。一つは、法的形態に注目したものであり、法律に書き込まれたものという意味で公式なフランスの定義はこの基準からのものである。それは、社会的経済を「協同組合、共済、そして、その生産活動によりそれらと同等と見なされるアソシエーション」と規定し（1981 年 12 月社会的経済省間代表部設置デクレ）、組織の列挙で定義に代えている。この視点は、該当する組織を他から明確に区別して確定するという点で優れており、とくに統計的な作業にあたる場合にはこの点は不可欠である。

しかしこの定義は、硬直的に適用すると、該当する組織を限定して狭くとらえるデメリットももつ。実際、この公式な定義によれば、社会的経済に含まれるアソシエーションは、財・サービスの生産活動に関わるもの、すなわち経済的な役割を果たしているものに限定され、アドボカシー機能に特化しているアソシエーションは排除されることになる。これは、クラムカに結集した組織が企業性を強調したことに対応しているが（1980 年に採択された社会的経済憲章を参照）、今日ではアソシエーションをこのように限定しないことのほうが一般的である。また、事実上は協同組合的な事業体が、便宜上、有限会社などの他の法形態をとっているような場合も除外されることになる。なお、最近では、アメリカの NPO 論の影響も受けてヨーロッパでもこの三つの構成組織に財団を付け加える場合もある。

逆にこの定義は形式だけで判断して該当する組織を定めるために、場合によっては広く捉えすぎるデメリットをもつ場合もある。ベルギーで見られるような、協同組合形態をとり協同組合を名乗っていても名ばかりで、実体は通常の営利企業と異なる場合である。

この定義のより本質的な問題点は、単にそれを構成する組織を列挙するだけでは、なぜそれらを一体的なものとするのかについての根拠は不明なままであるという点である。そこで、社会的経済を定義する際には、その構成組織に共通して適用されるいくつかの運営原則が補完的な基準として採用されてきた。

この共通する運営原則は通常四点にまとめられている（J. ドゥフルニ（1999））。

- ①利潤よりもメンバーあるいはコミュニティのニーズの充足を目的にする、
- ②収入の配分における資本よりも人間の優位、
- ③民主主義的な運営・意思決定、
- ④公権力からの管理の自律性。

国際協同組合連盟 ICA は長期間に渡る議論の末に、1937 年パリ大会で初めてロッチデール型の協同組合の原則を 7 点にまとめた。それはこれまでに 2 度改訂を加えられている。社会的経済の運営原則として挙げられている 4 点は、この協同組合原則を踏まえて整理されているものと言える。ここに、フランスの社会的経済の運動

やそれを支えてきた理論的な営みが、協同組合を中心にできてきたことが明瞭に見て取れる。実際、協同組合原則と比較しなくても、①や②の原則は事業的な側面に関することであり、そのような側面を明瞭にもつのはアソシエーションではなく何よりも協同組合であることから、協同組合にプライオリティが与えられていることは明らかだろう。

アメリカの NPO 論と社会的経済 ―非営利性をめぐって―

とはいえ、この主として協同組合を参照基準において整理されている社会的経済組織の運営原則と、アメリカのジョンズ・ホプキンス大学非営利セクター国際比較プロジェクトで採用された NPO の定義との間には、共通点が多いことには注目しておいてよい⁽¹⁾。このプロジェクトは NPO を次のように定義している（L. M. サラモン／H. K. アンハイアー（1996））。

- ①正式に組織された存在であること、
- ②組織的に政府から離れた民間組織であること、
- ③剰余を理事などに分配しないこと（非分配制約）、
- ④外部からコントロールされずに自分たちで統治していること、
- ⑤ある程度のボランティア性を有していること。

両者の間には次のような重要な相違点がある。NPO は理事者など組織をコントロールする人たちに剰余を分配することを禁じられている（③）。それに対して、協同組合は剰余を利用高に応じた割戻しという形で分配すること、また率に制限が設けられているといえども組合員に出資配当することを認められており、上に掲げた社会的経済の原則の②もこのことを含めて言われている。それゆえ NPO 論は、社会的経済には含まれる協同組合を排除する。

アメリカの税法の規定を踏襲したこの非分配制約が NPO 論における非営利性の捉え方であるが、フランスの場合には社会的経済の非営利性を、出資への配当率に制限が設けられている（非分配も含めて）という点に見ると同時に、それに加えて、積立金の不分割性にも求める（cf. Bidet, E.(1997), Demoustier, D.(2001)）。すなわち、

積み立てに回された剰余は誰も専有することはできず、共有の財産となるという原則である。具体的には、積立金の資本組み入れによっても組合員はそれによって益をうることはなく出資持ち分は常に払い込まれた額で評価される、また、解散の場合には、残余財産は他の類似の団体に譲渡され組合員の間で分配することできない。この不分割積立金の原則は、ビュシェ P.Buchez が 1831 年に定式化して以来フランス協同組合運動を大きく特徴づけてきた原則であり、非営利性を不分割積立金の次元で捉えるのはきわめてフランス的であるといつてよい。しかしながら ICA も、1937 年のパリ大会以来一貫してこの不分割積立金を協同組合原則の一つに加えることを拒んできたが、1995 年のマンチェスター大会でようやく協同組合原則の一つに加えることを認めるにいたっている。

協同組合と非営利組織

社会的経済の擁護者たちは、このように理解された非営利性も含めた社会的経済組織に共通する運営原則を掲げて、それらの組織の一体性を主張してきた。しかし、社会的経済を構成する組織間の相違点を浮き彫りにする論点は、営利／非営利という視角にとどまらない。これまでに、一つは市場／非市場、もう一つは公益性／共益性という視角から相違点を強調する議論が提出されてきた。図 1 はこれらの論点を図示しようとしたものである。

図 1

	市場性活動 activités marchandes	非市場性活動 activités non marchandes
公益 intérêt général		アソシエーション
共益 intérêt mutuel	協同組合、 事故共済	共済組合

Demoustier, D. (2001), L'Économie Sociale et Solidaire, Syros : Paris, pp.180-181 より作成

ここで共済についてはあらかじめ説明が必要だろう。

社会的経済を構成する三つの組織のうちの共済組織は二つに分けられる。一つは公的な社会保険制度による医療給付を補完する役割を果たしており、患者負担を軽減するために追加的な医療給付を支給することを主な活動にし、それに付随してクリニック経営など福祉事業も行っている共済組合、もう一つは自動車事故や死亡事故などに備える共済事業を行っている保険会社である（表中では事故共済としている）。後者は特別な規則の適用を受け、共済組合と同じく利益の実現を追求しない組織と規定される。ただし、協同組合と同じく割戻しを行うことができ、この点で剰余をメンバーに分配することを一切禁じられている共済組合とは異なる。

さて、公益性／共益性という視点からみると、協同組合と共済組織とはメンバーの利益を護るための組織であり、一方、アソシエーションの主流を形成しているのは公益を担うアソシエーションである。したがって、この視角に力点をおくならば、協同組合・共済とアソシエーションとは同列には扱えない。また、今、「価格が費用・需要の観点から経済的に意味をもつか否か」を基準にして市場／非市場を区別すると（改訂 SNA による規定）、この観点からは、協同組合と事故共済は市場性を有する活動に携わっており（割戻しの存在は価格あるいは掛け金が生産費用と連動していることを示している）、それに対して公益を担う伝統的なアソシエーションや共済組合は非市場性の活動に従事している。したがって、この視角からみると、協同組合・事故共済とアソシエーション・共済組合とは区別されることになる。結局、公益性／共益性、市場／非市場どちらの視角からみても、協同組合とアソシエーションとの間には一線が引かれることになる。ヨーロッパ各国における「社会的経済」の概念の受容度は国によって異なるが（北島健一（2001）参照）、受容度の低い国はこれらの視角から協同組合とアソシエーションとの間に溝があるとみられている場合が少なくない。たとえば、ドイツでは社会的経済の概念が浸透せず非営利セクターの概念のほうが優勢であるが、ドイツの著名な協同組合研究者ミュンクナーは、公益性／共益性という区別の故に、ドイツでは伝統的に協同組合とアソシエーションとの間に協力関係は存在してこなかったことを強調する（Münkner, H.-H.(1993)）。イギリスでも、

市場／非市場という区別によって、協同組合とボランティアセクターとを区別して考える傾向が強い（Demoustier, D.(2001)pp.180-181）。また、ベルギーは社会的経済の認知度は非常に高いが、市場性社会的経済と非市場性社会的経済とを区別する潮流が存在している（cf.Traverses(1998)）。

新しい法人格の整備

ところが、近年、以上のような協同組合とアソシエーションとの間に線引きする視角を怪しくするような組織がヨーロッパ各国で増えてきている。すなわち、伝統的に協同組合はメンバーの利益をはかる共益的な組織として存在してきたが、最近、メンバーの利益を越えて広くコミュニティのニーズに応えるという目的を掲げる協同組合が登場してきた。その典型的な例は、イタリアの社会的協同組合である。

福祉国家の整備の遅れたイタリアでは 70 年代の後半以降、新たな福祉ニーズにこたえるための市民のローカルなイニシアチブが増えていく。それらは、当初は非営利組織の形態をとり、その活動はすべてボランティアに依存していた。しかしながら、活動の経済的な側面が大きくなり、次第にボランティアが有給職員に取って代わられるに連れて、経済活動の制約される非営利組織から協同組合形態へと衣替えするものが増えていく。そこには、増加する失業者のための雇用の場の創造への期待も込められていた。法制上は協同組合が組合員の枠を越えて福祉サービスを供給することには問題もあったが、判例によってこの障害も克服され、社会連帯協同組合は大きく発展していき、結局、この新しい形態の協同組合は、1991 年に「社会的協同組合」として法制化される（北島健一（1997）参照）。

この協同組合は、公益的な福祉活動に従事するという意味で、従来の公益性／共益性という視角からの協同組合とアソシエーションとの区別を曖昧にするものであった。また、この協同組合は、有給職員もボランティアもともに組合員となっている点でも従来の協同組合にはない特徴をもっている。

このような協同組合とアソシエーションの伝統的な区

別を曖昧にする法制度の整備は、95 年にはベルギーで（「社会的目的会社」）、またポルトガルやギリシャでも 90 年代末に相次いで整備されていく。そして、フランスでも 2001 年 6 月に「共同利益の協同組合」という法人格が整備されるに至った。それは、市場性活動に従事するなどまさに協同組合であるが、社会的有用性を示す財・サービスの生産を目的とする点で従来の協同組合とは異なり、この点ではアソシエーションと共通する特徴を持つ。

ヨーロッパ各国でのこのような新しい法人格の整備は、これまでの伝統的な社会的経済組織とは異なる新しいタイプの非営利目的の組織が登場し、それに対応する必要性が出てくるほどの発展を見せていることを示すものである。

連帯経済

フランスでイタリアの社会的協同組合に匹敵する新しいタイプの組織は、もっぱらアソシエーションの形態をとってきた。社会の変化・失業問題の深刻化・人口学的な変化などを背景にしてニーズの増してきた、保育や在宅福祉サービス、失業者の就労支援、地域の環境保護活動など、コミュニティ・サービスとでも名付けうる活動に従事し、80 年代に入って大きく発展していった。

それらの新しい組織はフランスでは「連帯経済」という概念でくられている。そのいくつかの特徴を示しておこう（cf. Laville, J.-L.(1994); Alphonandéry, C.(1990)）。

- ① 地域に根ざした市民のイニシアチブによっている：これらの組織は、地域における、失業問題・社会関係の崩壊・住環境の悪化・十分に充たされていない住民の福祉ニーズなどに応えるために、地域住民のイニシアチブから生まれた一般に小規模な組織であり、その上で、ネットワーク型の連合組織を形成しつつある。全国的なレベルで活動する政党や労働組合あるいは中央政府の方針や誘導の下に生まれてきたような組織ではない。
- ② 本来、混合的な組織である：これらの組織は、市場で財・サービスを販売することで市場的な資金を獲得すると同時に、公的な認知を得て補助金も獲得し、

しかも有給の職員だけでなくボランティア労働も動員しながら、資源という点から見てハイブリッドな性格を築きあげている。また、別の視角からみると、これらの組織は事業体として、品質／価格関係という点で利用者を満足させるよう努め、経済的な発展を保障する採算性に留意する経営体であり、同時に、就労の困難な人に就労への道を開いたり、コミュニティを再生していくなど、コミュニティを対象にした社会的な目的を明確にしている組織でもある。

- ③ マルチステイクホルダーという性格をもつ：これらの組織の運営には、その組織の活動に関わってくる、サービス提供者・利用者・地域住民などさまざまなカテゴリーの人々が参加している。

結びにかえて

今日、ヨーロッパの研究者は、このフランスの連帯経済や、イタリアの社会的協同組合、イギリスのコミュニティ・ビジネスなどを「社会的企業」という概念でくくって分析していこうとしている（Borzaga, C. and Defourny, J.(2001)）。各国の歴史的な背景や政治文化が異なるのに、各国のそれぞれの組織に国を越えて共通する特徴が見受けられるということは、それらの組織が携わっている活動分野そのものの技術的な特質によりそのような共通する特徴が現れているものと考えるのが自然であろう。その意味では、それらの組織の特徴が社会的経済組織のすべてに広まっていくとは考えにくい。とはいえ、連帯経済は明らかに伝統的な大規模な社会的経済が失いつつある経済活動と社会的な次元・政治的な次元との接合を意識的に実現していこうとするプロジェクトであり、したがって、それらの社会実験からどのような教訓が得られるのかは、社会的経済組織にとっても無関心ではいられないだろう。

参考文献

Alphonandéry, C.(1990), *Les Structures d'Insertion par l'Économique, Rapport au ministre de la Solidarite de la Sante et de la Protection sociale et au ministre du*

フランス経済学・経済社会思想史研究の伝統

—『早稲田大学学術研究史』より—

早稲田大学 西川 潤

早稲田大学では、各学部ごとの学術研究の伝統を後世にとどめることを目的として、『早稲田大学学術研究史』をCD-ROM版で、2004年4月に公刊する。筆者は、この研究史中で、政経学部における「フランス経済学・経済社会思想史研究」の伝統を叙述することを委嘱された。この項目中で、久保田明光、山川義雄、岡山隆、諏訪貞夫諸教授に関する箇所を以下に抜粋して掲げる。

久保田明光における実証主義と理想主義

早稲田大学で、フランス経済学・経済社会思想史の研究は大きな流れを形作っているが、それは、久保田明光教授(1897-1971)の名前と結び付いている。久保田は、早稲田大学大学部政治経済学科を1919年に卒業し、会社勤務を経て、1924年に政経学部講師として採用された。当初は社会政策、分配論に強い関心を持ち、ゴドウインやサンシモンら初期社会主義に関する論考を発表していた。

1927年から1年間、パリ法科大学大学院に学び、その後、28-29年の冬学期にフライブルク大学でカール・デールの指導を受けて、国民経済学を学んだ。この時期は大恐慌の時期にあたり、農民の窮乏状態を目の当たりにして、農業問題、農地制度論への関心を強めた。

1929年に帰国後、早稲田大学政治経済学部助教授として、農業経済学を担当するようになる。1934年から経済学史をも担当するようになり、農業経済学の関心と経済学史を結び付けた久保田独自のケネーら重農主義を中心としたフランス経済学の研究を進めることになる。

それまで、日本の経済学界では、オーストリアを中心とした純粋経済学、英米の自由主義経済学、ドイツの国民経済学等の影響は強かったが、個別的な経済の質的特徴とそこからの理論抽出に関心をもつフランス経済学はほとんど伝えられることがなかった。久保田はケネーの

経済表を価値論、循環論、社会階級論の3面から考察して、農業生産の拡大を基盤として富の形成をはかった重農主義の経済理論を一般理論の形で経済学史に位置付けた。これは、経済学史を時代と共に変化する経済学の関心を叙述的に再構成する通常的手法とも、また、今日の経済学の発生を過去にたどる回顧的手法とも異なり、あくまでも時代の背景を念頭に置きつつ、経済理論の形成、発展、政策的意義をそれ自体完結した理論体系として説明する独自の手法であって、この厳密な科学的方法による経済理論の吟味は、その後早稲田大学のみならず、日本の経済学史界にも大きな影響を及ぼすことになる。実際、かれは1950年の経済学史学会創立以来、代表幹事を務め、以後58年までその任にあった。1960年には日仏経済学会を創立し、会長の職を務めた。爾来、日仏経済学会は、今日まで早稲田大学に置かれ、日本とフランス両経済学界の交流に大きな役割を果たしている。

久保田の重農主義に関する研究は主として1930年代に行われ、その成果は、主著『近世経済学の生成過程』(1942年、理想社)及び『重農学派経済学—フィジオクラシイ』(1950年、前野書店)にまとめられている。前者の論文によって、かれは経済学博士の学位を1944年に取得した。

第2次大戦後、久保田の関心は、フランソワ・ベルウ、アンドレ・マルシャルら、フランスの「ソシオロジスム」と呼ばれた、社会的要因を重視したマクロ経済学の分析、紹介に向けられた。ここで言う「ソシオロジスム」とは、社会主義でもなければ、社会学理論でもない。あくまでも、経済を分析するにあたって、社会的要因を重視する手法である。この分野での仕事はかれの『現代フランス経済学』(1957年、東洋経済新報社)にまとめられている。

かれは、1957年に『早稲田学報』(668号)に執筆した

Travail, de l'Emploi et de la Formation professionnelle, La Documentation Française: Paris.

Archambault, E.(1997), *The Nonprofit Sector in France*, Manchester University Press: Manchester.

Bidet, E.(1997), *L'Économie Sociale*, Le Monde poche: Paris.

Borzaga, C. and Defourny, J.(2001), *The Emergence of Social Enterprise*, Routledge: London.

Demoustier, D.(2001), *L'Économie Sociale et Solidaire*, Syros: Paris.

Laville, J.-L.(1994), "Économie et solidarite: esquisse d'une problématique" in *L'Économie Solidaire: une perspective internationale* edited by Laville, J.-L., Desclée de Brouwer: Paris, pp.9-89.

Moreau, J.(2001), "Témoignage sur l'évolution Crédit coopératif de 1974 à 1992", *Revue des Études Coopératives, Mutualistes et Associatives*, no.280, avril, pp.69-79.

Münkner, H.-H.(1993), "Panorama d'une économie sociale qui ne se reconnaît pas comme telle: le cas de l'Allemagne", *Revue des Études Coopératives, Mutualistes et Associatives*, no.44-45, pp.101-133.

Traverses(1998), *Traverses: un débat sur l'économie sociale et l'économie sociale marchande*, no.139, décembre.

Ｌ．Ｍ．サラモン／Ｈ．Ｋ．アンハイアー(1996)『台頭する非営利セクター』(今田忠監訳)ダイヤモンド社。

Ｊ．ドゥフルニ(1999)「社会的経済の概念の長い道のり」川口清史・富沢賢治編『福祉社会と非営利・協同セクター』日本経済評論社。

北島健一(1997)「福祉サービス供給主体の多様化についての覚書」『行財政研究』no.31、2月。

北島健一(2001)「EUにおける社会的経済の現状」『生活協同組合研究』vol.308、9月。

註

(1) 通常、フランスの1901年法によるアソシエーションは、NPOと実体的にはほぼ同一のものと見なされる。しかしそれは、アメリカのNPOの有力な一翼を占めている財団を含んでおらず、したがって財団とアソシエーションとを加えれば、アメリカのNPOがカバーしている組織に一致することになる(cf. Archambault, E.(1997))。しかし、フランスの財団は無視してもよいほどの位置しか占めていない。

「経済学—最近の学問の傾向—」で次のように述べている。

「今日に至るまで、経済理論に用いられて来た多彩な力学的アナロジをとりあげてみるならば、経済学、とくにアングロサクソン系統の経済学が物理学的思惟乃至分析方法に負うたところが決して少なくないことがわかる。・・・しかし、・・・経済学というものはあくまで意識や判断をもって生きている人間の社会現象を研究対象としているものである。」(傍点は原文のまま)

そして、久保田は、フランスのソシオロジスムは「意識をもって生きている人間の経済・社会の発展を分析的に究明しようと努力しつつある」(傍点は原文のまま)と評価し、「力学的社会像」万能の経済観を戒め、社会的・人間的要因を考慮に入れた動態的経済学の構築を展望している。

他方で久保田は、マクロ経済学を中心とした後進の養成に努力した。かれは1961年には西ドイツ(当時)のキール大学付属世界経済研究所で「日本の経済成長と所得倍增計画について」と題した講演も行っている。

久保田の学風は、学問から一切の感情論を排した徹底的に実証的・分析的なもので、経済学史・思想史の分野では、何よりもまず原典の正確な理解を根本に置いた。この実証的学風は既に、塩沢昌貞、石橋湛山に見るように、早稲田大学の経済学の大きな特徴を形作っている。しかし、同時に久保田は、社会問題に関心をもち、人道主義に開かれたキリスト教徒として、安部磯雄や浮田和民の穏健中庸な社会進歩の理想に共感を寄せた。

冷徹な学者として、マクロ経済学に社会的要因を導入することを図った面、また、社会進歩をめざす理想家としての面—この久保田の持つ学者としての両面は、早稲田大学の経済学の流れの中で後進たちにより、更に発展させられていく。

重商主義をどう見るか?—山川義雄の業績

久保田明光の経済学史の関心は、かれの直弟子の山川義雄(1911—1988)によって引き継がれた。また、マクロ経済学・経済政策の関心は岡山隆(1924—2000)、諏訪貞夫(1930—)により継承された。

山川義雄は、早稲田大学政経学部で、商業経済学、経

済学史を講じた。山川は、久保田と同じく、ドイツ語、フランス語、英語に堪能であったが、1956—57年の期間にパリ大学をベースとして、フランス経済理論、経済思想史の資料・文献収集を行い、フランスにおける主観価値思想の形成と発展を、16世紀の法曹家ジャン・ボダンから、17世紀のカンティロンを経て、18世紀末のジャン＝バティスト・セイに至るまでたどった。カール・マルクスは、この時期の経済学者にもっぱら労働価値説の展開を見たが、山川は19世紀にマルサス、セイ、限界効用学派と続く主観価値説の起源を近世にさかのぼって明らかにしたわけである。かれが1960年に早稲田大学に提出した経済学博士の学位論文『近世フランス経済学の形成』(後に増補して、世界書院より同名で1968年に出版)はこれらの論文を集めたものである。

この増補版の主著で、かれは、主観価値説の形成のほかに、フランス経済学に関するもうひとつの主題を扱っている。それは、シュリイ、ラフェマス、モンクレティアンなど「コルベール以前のコルベール主義」と呼ばれるフランス重商主義の系譜を克明にたどり、国民国家の発展と結び付いた重商主義思想の起源をフランスについて明らかにしたことである。これまで、アダム・スミスによって批判された重商主義は一方では17世紀イギリスの東インド会社の指導者トーマス・マンらから始まるとされ、フランスについては17世紀中葉以降のコルベール主義が初期重商主義の代表とされた。そして、いわゆる資本蓄積と結び付いた「本来の」(市民勢力による)重商主義はむしろ18世紀末、ナポレオン期の保護主義に始まる、とされていたのだが、山川は原典を踏まえて、国家権力による資本蓄積思想が近世国家の成立と不可分であったことを示したわけである。これは、1960年代に隆盛をきわめた大塚久雄、高橋幸八郎らの西欧近代化、資本主義の発達を市民社会の発展と結び付けた、理想主義的な資本主義発達観を真っ向から批判するものだった。大塚らの立場によれば、フランス資本主義の発達も市民革命以降のことになる。だが、山川は、資本主義の発達がその当初から国家権力の庇護を必要としたことを明らかにした。つまり、封建的経済システムの内部で興隆し、これを打ち壊してきた市民社会は封建勢力と自らを調和させる絶対主義権力を必要とし、これによって成長し、

資本蓄積を行うことができたのである。だからこそ、資本主義と一見封建的に見える絶対主義国家権力は決して矛盾する存在ではない。フランス重商主義の下で創設された絹織物やゴブラン織、リモージュ陶器などの奢侈品マニュファクチュアは、高橋幸八郎ら大塚学派によれば「前近代的」な産業だが、じつはこれらの国家による保護の下で発展した産業・技術こそが、フランス資本主義の精髓、特徴を形成しているのだ。

今日の時点から振り返ると、いまではむしろ山川説こそが、フランス資本主義の特徴をよく説明しているように見える。フランス資本主義は何も、産業革命以降の機械化文明によってのみ表現されるものではない。大塚らの資本主義解釈は1950年代、日本で民主化、近代化の必要が強調され、学問分野でも戦前の体制の「封建体質」打破が必要以上に主張された時代のイデオロギー的関心(これは戦前のマルクス主義内部における「労農派」[天皇制の基礎に資本主義的ブルジョワ的性質を見た]と「講座派」[天皇制の封建的色彩を強調し、大塚たちはこの流れに属する]の対立を引きずっている)に基いていた。山川は久保田の実証主義的方法を身に付け、大塚らの資本主義理想化を批判し、貴族主義的体質を備えながら近代化したフランス社会経済の全体像を私たちにを見せてくれたと言える。これは、学問に沈潜することによって、イデオロギーに左右されず現実理解に努める早稲田のよき伝統を示す例である。

久保田の学風のもうひとつの面、マクロ経済学の分野は岡山隆、諏訪貞夫によって継承された。岡山は1950年代、諏訪は1960年代始めに、共にフランスに学んでいる。

マクロ経済学の展開—フランス経済計画とEU研究

岡山隆は、1950—54年にかけて3年半にわたり、アンジェ市のフランス西部カトリック大学、次いでパリ大学法学部経済学科の大学院に学び、フランソワ・ペルー教授に師事した。1955年から早稲田大学政経学部の専任講師になり、助教授を経て、1965年に教授となり、1995年に定年退職した。岡山は国際経済学を専門とし、この間、久保田、山川の衣鉢を継いで、1989年—2000年間、日仏経済学会の会長を務めた。

岡山の主著としては、『フランスの地域開発政策—産業の地方分散化と都市計画』(経済企画庁地域経済問題調査室、1975年)、共著として、『経済学の基礎理論』(法律文化社、1975年)、『世界貿易の知識』(有斐閣、1980年)等がある。

岡山は1962年にペルーの膨大な「経済と社会」に関する仕事の内の強制、贈与、交換論の部分を翻訳し、『経済と社会—拘束、交換、贈与—』(ダイヤモンド社)と題して出版し、日本におけるペルー理論の最初の紹介者の一人となった。かれのペルー理論の検討は「フランソワ・ペルーの経済思想」(日仏経済学会『BULLETIN』11号、1968年)において行われている。それまで、フランスのサンシモン主義に発する、経済を社会と結び付けて理解しようと努めるフランス経済学の制度論的伝統は、日本ではほとんど知られていなかったが、岡山はこのような面でのフランス経済学の日本への導入に努力した。また、かれは、1970年代に活発にフランスの経済計画の手法を紹介し、フランス経済計画庁長官ビエール・マッセの『計画の思想—偶然性との闘い—』(共訳、ダイヤモンド社、1972年)、フランス政府1985年グループ『1985年—変わる人間・変わる社会—』(共訳、日本経済調査協議会、1965年)等の翻訳を出版した。フランス経済計画の研究はやがてそれはかれのEU研究に発展し、この分野では、「ECの共通経済政策」(『国際問題』142号、1972年)他の論文がある。岡山は国際経済学会理事(1982—1990年、内86—00年は常任理事)、日本EC学会理事(1982—84年)として、フランス経済社会思想、ヨーロッパ文化の日本への導入に努めた。今日、早稲田大学現代政治経済研究所に「EU資料センター」が置かれ、EUの全刊行物が集められて、日本におけるEU研究のメッカとなっているのには、岡山の尽力が大きい。

やはり久保田門下の諏訪貞夫は、早稲田大学大学院経済学研究科在学中に、1962—65年間、パリ大学法経学部大学院博士課程に留学し、岡山と同じくペルーに師事した。1968年以降、早稲田大学政経学部に奉職し、助教授、教授(1975—2002年、同年定年退職)として、経済政策を担当した。かれは、ペルーの経済成長論を研究し、経済成長が地域・産業・貿易構造に及ぼす影響について多くの実証分析を行った。1970年代には、フランス経済計

新田俊三 著

『ヨーロッパ中央銀行論』

日本評論社、395 ページ、2001 年 11 月刊、7,000 円＋税

早稲田大学 西 川 潤

日仏経済学会理事で、公共経済学会（CIRIEC-Japan）の創設者として同学会の事務局長を務められた新田俊三教授は、2002 年 2 月惜しくも急逝されたが、本書は、ストラスブールの地に根を下ろして、これから更にヨーロッパ研究を深められようとしていた教授の遺著である。

世界的なグローバル化を先導するアメリカは自由主義市場経済を世界に広げようと努め、他方でかつてアメリカと対峙して中央集権計画経済をとったロシアは市場経済化への移行経済の混迷期にある。その中で、ヨーロッパ連合は着々と独自の統合の道を歩み、2004 年からは更に 10 国の加盟を受入れ、EU 25 国体制を準備している。また、同時にヨーロッパ憲法を採択する予定であり、統合は量質共に飛躍的に進展する方向にある。

この EU 統合の土台は、言うまでもなく、1992 年のマーストリヒト条約による、外交・防衛、経済・通貨、社会の 3 面統合の道であり、ヨーロッパ憲法はこの 3 面統合を更に推し進めるものと考えられるが、本書はこれらの統合手段の内、とりわけ、経済・通貨統合、更にその根幹をなす通貨統合の過程と、その中軸を形成するヨーロッパ中央銀行（European Central Bank-ECB）の内実と機能、EU 諸組織との関連、更には、「ユーロ社会の展望」を原資料に基いて、描き出した大著である。

まず、序章「空想から現実への社会思想の発展」はもちろん、エンゲルスの『空想から科学へ』をもじった表題だが、ここではむしろ、2 次の世界大戦の教訓を踏まえたアデナウアー、シューマンらが、独仏による資源の共同利用による永久平和の実現という発想から、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体（E C S C）の形成に進み出す経緯が説明され、今日の EU の根底が「独仏協調」にある事情が分析される。ヨーロッパ共同体の発想には従って、「市場経済のなかでの計画経営管理体制」が厳然と存在

することが示され、今日の「第 3 の道」に至る、ヨーロッパ独自の「市場経済＋公共政策」という経済社会体制が、統合の根底に横たわる事情を理解させる。マルクス主義は「空想」を捨てて「科学」に進み出たと考えたのだが、ヨーロッパ共同体思想は空想から始まって、着々と現実化の道を歩んできたのである。

「第 1 章 ヨーロッパ共同体への流れ」では、19 世紀のサン＝シモン、20 世紀に入り、第 1 次大戦後のクーデンホーファーカレルギー、その思想に影響を受けたフランス首相アリストード・ブリアンらの平和思想の流れが分析され、かれらの思想が、アデナウアーやシューマンを経て、1957 年のローマ条約によるヨーロッパ経済共同体（E E C）の発足に結果することが明らかにされる。

「第 2 章 共同体の組織と政策」では、1965 年にこれまでの E E C, E C S C, 更にヨーロッパ原子力共同体の 3 者が合体して成立したヨーロッパ共同体（E C）の組織と政策が検討される。E C は 1970 年代始めにイギリス等を加え、拡大 E C へと移行するが、この時期に E C は早くも「経済通貨統合プラン」を採択し、欧州通貨統合基金（F E C O M）を設置して、共通通貨の変動幅の設定（共同フロートで、上下 2.5% の幅のスネーク制をとる）など、10 年間の期間における経済通貨統合の段階的実現を指向したのである。

「第 3 章 共通通貨農業政策の成功」は、E C の共通政策の成功が、共通農業政策の成功に負う所が大きいとの、著者の透徹した視点から、E C が共通の農業保護政策をとったのみならず、更に共通の農業構造改善政策に進み出た事情が分析される。1960 年代末の国際通貨体制混乱期に、共通農業政策を維持しようとの強い決意から、共通通貨パリティを維持する発想が生まれたとの著者の指摘に、眼を見開かれた思いをする読者は、評者ばかり

学会議を主宰し、日欧の混合経済国における経済計画概念、手法、問題点の相互理解に貢献した。この報告書は、日本の経済企画庁から『経済計画に関する日仏シンポジウム報告書』として刊行されている。

かれは、日仏経済学会の場で、久保田、山川、岡山会長を補佐し、同学会の『BULLETIN』19 号（1998 年）に「日本のフランス経済学研究の過去・現在・将来」と題して、日仏経済学会の歩みを振り返っている。

岡山隆、諏訪貞夫はいずれも、フランス経済理論、経済計画の研究から入って、前者は国際経済学の分野で、後者は経済政策、計量モデル分析の領域で、それぞれ、久保田がもったマクロ経済学と厳密な理論分析への関心を発展させた、ということができよう。

画の成長モデル、多部門モデル、産業連関分析等についての検討を行い、『経済政策講義』（成文堂、1986 年）、『貿易摩擦と経済政策』（成文堂、第二版、1993 年）、『仏語圏経済分析と輸出入関数の推定』（成文堂、1994 年）、『フランス経済分析と輸出入関数の計測』（成文堂、1995 年）等の研究書を著し、京都大学より経済学博士号を授与された。

諏訪の学問の特徴は、ペルーにより創始された支配的経済論をマクロ計量モデルに応用して、地域間や部門間の「偏向的成長」や地域間の構造変化、貿易構造の変化などを理解するための精密な分析を展開したことにある。1976 年には日本の経済企画庁とフランスの経済計画庁の代表たちを集めて、東京で経済計画に関する日仏経済

ではないだろう。EUはその生成と展開を通じて、公共政策の維持・展開を統合の柱としてきたのである。

「第4章 EC共通通貨政策の展開」「第5章 ユーロッパ通貨制度(EMS)の発足は、1971年のブレトンウッズ体制の崩壊、翌72年の変動相場体制への移行という、戦後世界経済における大きな変動期に、ECがとった共同フロート制、これを通じた共通通貨政策の試みから、1979年には、それまでのヨーロッパ計算単位をヨーロッパ通貨単位(ECU)へと進化させ、ヨーロッパ通貨制度(EMS)を発足させた、いわばユーロの前史が克明に分析される。この時期には92年のヨーロッパ通貨危機など、EMSは大きな試練に直面するが、しかし、「Learning by Doing」の過程を経て、加盟国の共通通貨政策への共同意思を強めていくのである。

「第6章 新しい統合に向けて」「第7章 EU新時代—新たな共同体に向けて」では、1985年の単一ヨーロッパ議定書(改正ローマ条約)により、ヨーロッパ統合にはずみがつき、93年のマーストリヒト条約によるヨーロッパ連合(EU)が成立した時期における、ヨーロッパの世界経済に占める位置、経済通貨統合の要としてのヨーロッパ経済通貨同盟(EMU)の発足と展開が検討される。EMUは、これまでの各国通貨を基盤としたEMSと異なり、第1に、EMS不参加のイギリス、スペイン、ポルトガル、ギリシアを含めたすべてのEU諸国の同盟として発足することをめざし、そのため、各国は共通中期経済指標を設定し、とくに財政政策に関する協調を強める。第2に、ヨーロッパ中央銀行制度(ESCB)を発足させ、各国の中央銀行の権限を徐々にESCBに移していく。各国は物価安定政策でも協調する。第3に、加盟各国間の為替レートを固定し、ECUを単一通貨とすることをめざす。これらの点で、EMUは初めて、共通通貨ユーロへの道を開いたのである。著者は、この経済通貨統合の進展が、ヨーロッパの情報共同体化の動きと相伴っていることに注意を促している。

「第7章 ユーロ社会の展望」では、国際基軸通貨としてのユーロの位置が検討される。単一市場の完成とユーロの発足(計算、決済通貨としては1999年1月、流通貨幣としては2002年1月)により、ヨーロッパの政府債権市場や株式市場には、世界から資金が流入することに

なった。ユーロ不参加のイギリスやデンマークの株式市場からはむしろ資金が流出する傾向にある。新しく発足したヨーロッパ中央銀行(ECB)を中軸とする金融市場の再編・整備もすすみ、この豊富な資金流入を背景として、EUは先端技術、情報、宇宙開発等の産業構造高度化に進み出しているのである。ユーロはいまや、押しも押されもせぬ国際基軸通貨として出発した。ユーロが、ヨーロッパの宿痾とも言える失業問題を緩和させ得るだろうか。経済・通貨統合の利益から生まれ得る経済成長は失業率を低め得るし、EUはその方向で失業問題解決に取り組んでいるが、実際には失業率の低下した国(オランダ、ユーロ不参加のイギリス)では、むしろ公共政策の役割が大きい。このあたりは、遅れている社会統合へのインパクトと共に、本書でもう少し、立ち入って議論してほしいところである。

「第8章 ユーロとアジア・日本」では、ユーロの出現により、日本やアジアにどのような影響が及び得るかを眺めている。日本の円は、国際基軸通貨の1つに数えられるが、実際には、日本経済がドルと深い関係を持つために、国際取引に使われてきた色彩が強い。そのため、ドルが不安定化すると、日本経済にも直ちに影響が及ぶ。著者は、日本経済の対米一辺倒の依存を戒め、アジア経済とのつながりを深める中で、共通の通貨管理制度を模索していく—それは1970年代のEMSが辿った道にほかならない—を提唱し、それが円の国際化を進めていく大道である、と説く。ここ数年、日本やアジアの場で、アメリカ主導の経済グローバル化に対して、ASEAN+3(東アジアの日本、中国、韓国)の場での協力体制が模索され始め、本2003年6月には、東アジア・オセアニア中央銀行役員会議で、アジア債券基金の設立が取り決められた。これは、アジア債券を発行し、域内の豊富な貯蓄を域内投資に向けることをめざすもので、タイやマレーシアが提唱しているアジア債券市場の形成への一歩となると考えられる。このアジア債券はやがては、米ドル建てではなく、域内通貨のバスケットとなる可能性が高い。新田氏の議論は、このような時代の動きを先取りしたものと言えよう。

「第10章 ECBの組織と制度」「第11章 ECBの政策」では、ECBそのものの組織、制度、機能、政策

が綿密に検討されている。1993年に発効したマーストリヒト条約により、EMUは先ず各国の規制緩和を進める第1段階から始まり、94年にヨーロッパ通貨機構(EMI)を発足させ、共通通貨をめざす通貨管理を行う第2段階に移行した。しかし、この段階では、EMIは各国中央銀行と共存し、未だ各国の金融政策に介入する権限をもたない。だが、各国の金融政策の調整はこの段階で始まる。99年からの第3段階でユーロが発足し、前年の98年にドイツ連邦銀行をモデルとして発足したECBが業務を始めるようになる。ここに各国の中央銀行の独自の歴史は終りを告げ、ヨーロッパは名実ともに単一の中央銀行、通貨、金融政策を持つようになった。このECBの機能として重要なのは、汎ヨーロッパのリアルタイム・グロス決済システム(TARGET)であり、著者は1節を割いて、国境間のリアルタイム決済を可能にしたこの電子情報ネットワーク・システムの機能を克明に分析している。

ECBの金融政策では、オープンマーケット・オペレーション、外国為替スワップ、オーバーナイト流動性の調整ファシリティ等の諸政策、また、流動性管理、リファイナンスの諸オペレーション、担保政策や外貨準備等の諸管理手段が、それぞれ吟味されている。

「第12章 ECBとEU諸組織との関係」では、EUの諸制度の中で、ECBが独立性を備えた機関として設置され、通貨と物価の安定を至上命題としていることが明らかにされる。また、ヨーロッパ議会、EU理事会、特にその中の経済財政評議会、また、EUの執行機関であるEU委員会等との関係が検証され、ECBがEU委員会と密接な協力関係にあるが、決して下部機関ではないことに注意が喚起される。

「終章 ユーロ導入後1年」はこの大著を締めくくっている。

本書は、2001年の中葉に執筆された。ユーロが発足して2年余を経過した。1999年1月に発足して1年間の経験をもつユーロ経済を検討し、ユーロによりEUのマクロ経済の流れがどう変わってきたか、を議論している。つまり、本書の立場はあくまでも単なるECB論ではなく、ヨーロッパ経済の変化と対応したユーロ、その担い手としてのECBの役割に関する議論である。ユーロ圏

は今日、世界貿易(財サービス輸出)で約20%を占め、日米の各10%を大きく上回っている。産業構造の高度化と共に、ユーロ圏は世界経済の中の主導的な一角を確固として占めるに至っている。EU拡大と共に、その比重はますます高まるだろう。

ユーロ発足に伴い、ヨーロッパの金融・通貨・債券市場の構造も当然のことながら変化しつつある。企業活動は一段と活発化し、それが株式市場、資本市場にも反映し、資本市場も多様化しつつある。しかし、市場経済の展開と共に、ヨーロッパでは公共政策の役割も依然として重要なことを忘れるべきではない。それは、ユーロへの信認が、各国の財政政策の協調に依拠していることから知られるだろう。

ユーロ発足時の対ドル・レートは1.27ドルというご祝儀相場だったが、本書執筆の時点では、0.85ドルと大きくユーロ安に転化し、このため著者は、かなりのページを割いて、ユーロ安が決して「ユーロ危機」の表現ではないことを論証している。つまり、これは、ユーロ圏の中に、南欧など生産性の低い国が含まれ、これらの国の為替レートが生産性の高い国並みに固定されていることから起こる輸出減退や、更にはユーゴスラビア戦争など、一時的な要因なのである。実際、2002年にはアメリカの景気後退とドル安を受けて、ユーロの対ドル・レートは高進し、評者が本書評を執筆している2003年11月には1.20ドルへと戻している。ここでも、新田氏のユーロ評価は正鵠を射たものであることが明らかになっている。

著者は最後に本書を結ぶにあたって、「ユーロは単なる市場の産物ではなく、ヨーロッパ文化の産物」であり、今後ヨーロッパはユーロ発足後もますます「文化の多様性を軸として成長を遂げていく」という展望を示している。

以上、評者の主観をも交えつつ、この大著の要約を試みたが、本書の特徴は下記の2点にあるだろう。

第1は、ユーロの発足、それを担うECBの形成の経緯を、その前史としてのヨーロッパ統合の歩みから説き起こし、一貫して、粘り強い人々の統合思想具体化、その政策面での実現、制度や協定をめぐる紆余曲折を通しての交渉や妥協の産物として描いていることだ。つまり、各国通貨を廃止し、地域の共通の通貨を設定するという

モーリス・レヴィ＝ルボワイエ著（中山裕史・訳）

『市場の創出—現代フランス経済史』日本経済評論社、2003年3月

(Maurice Levy-Léboyer, *La Création d'un marché: Histoire économique et Social de la France aux XIXe et XXe siècles*)

東海大学 小林逸太

本書は、これまで、わが国であまり注目されることのなかったフランス現代経済史の研究分野に大きな貢献を成す一書である。本書の翻訳にもっともふさわしい研究者によって、このような形で世に出たことを、心から喜びたい。本書の書名のように「市場を創出する」ことを期待できない図書を、しかも索引などを含めて540ページにあまる大部な本書を出版させることは、出版社にとっても大変なことであったと思われる。翻訳者に対してはもちろん、出版社の英断にも敬意を表したい。

本書の出版までの経緯については、「訳者あとがき」で詳しく述べられているが、評者としては、このことについて、はじめに触れておいたほうが良いと思う。

まず、本書の大部分は、原著者のルボワイエ・パリ大学名誉教授によって、半世紀ほど前に書かれた講義録『経済社会史—1848年以後 (L'Histoire économique et social depuis 1848)』の翻訳である。これに、第二次世界大戦の終戦直前から1974年までの現代史が最後に付け加えられた。この部分は、2002年に脱稿されたため、今回の日本語版が仏語版に先行する形となった。戦後のフランス経済史が付け加えられたことは、本書の出版の意義を高めたことは事実だが、19世紀後半から20世紀初頭にかけての叙述は、やはり本書の白眉で、これだけでもフランス経済史の面白さを十分に堪能できる。

本書の構成について

本書は、以下のように、五部構成になっている。

- 第一部 フランス経済の後進性—19世紀前半—
- 第二部 フランス経済の国際化—1850～1880年—
- 第三部 自由主義時代—1880～1930年—
- 第四部 経済の国家管理—1930～1945—
- 第五部 フランス経済の再建—1944～1974年—

大部な本書の内容を簡明に要約することは至難である

が、以下では、各部の主たる狙いや特徴を、著者の意図を汲みながら評者なりにまとめることで、お許しいただきたい。

第一部は、繊維産業、冶金工業（製鉄業）、鉄道事業などの近代的な産業の勃興とその蹉跌を中心に、他の西欧諸国に遅れをとったフランスの国内産業の変遷と資金供給に活躍した金融機関の役割が詳しく説明されている。19世紀の前半から中頃にかけては、経済危機、政治革命、労働階級の騒乱と虐殺などが起り、フランス社会にとっては苦難の連続であった。著者は、経済に関する重商主義的な考え方と自由主義的なそれとの間の対立、社会主義的経済政策の失敗などを、鉄道事業の国有化運動からめて、詳細に記述している。

第二部は、19世紀後半のナポレオン3世の雇用優先主義および自由貿易と金融システムの民主化が引き起こした経済構造の変化などを中心に、経済の国際化に対応するフランス社会の動きを活写する。この時期は、西欧における貿易制度の枠組みがある程度出来上がり、国際化の進展するなかで、フランスでは本格的な銀行制度が創出された。投資銀行や商業銀行など様々な金融機関が誕生し、パリはロンドンとならぶ国際金融の拠点となった。この章では、農業革命についての既述が興味深い。著者は、「農民は長い間フランス政治の攪乱要因であった。」と述べている。政府の農業政策の帰趨は、常に社会の構造変化を孕んでいたが、鉄道の発展や農産物市場の拡大、さらには農産物の国際取引の増大などが、フランス農業の発展をもたらした経緯を簡明な文章で描いている。

第三部では、十九世紀末から二十世紀初頭にかけての時期を自由主義時代と定義して、経済構造の変化の中から中産階級が勃興していく経緯を明らかにしている。この時期の後半には、第一次世界大戦と大不況の発生が待ち構えていたが、前半には当時の技術発展を利用した新しい工業が誕生し、他方で製鉄や化学、鉄道、農業とい

ことは、決してメカニカルに、また一朝一夕に出来る業ではなく、あくまでも試行錯誤を交えながら人々が行っていく努力の賜物なのだが、本書はその経緯を克明に分析し、いかにしてユーロが成功裡に発足し得たかを論証している。

第2に、ユーロを発足させたヨーロッパの人々の公共思想が説得的に示されていることである。ヨーロッパの経済社会運営にはつねに、交易や市場をベースとする競争や革新を重んじる風土とともに、人々の協力によって公共政策を作り上げ、それによって市場をコントロールしようとする社会的経済の考え方が貫かれている。ヨーロッパ統合とその経済的要としての財政政策の協調、ユーロの価値維持も、このような社会的経済の思考が土台となっている。ヨーロッパ経済が、市場経済万能の自由主義、また中央集権的統制の共産主義の両者を排した「第3の道」である、と言われるゆえんである。本書はこのような「第3の道」を経済・通貨・金融面で支えるユーロとECBに焦点を当て、ユーロの発足がヨーロッパ経済を弱体化させるのではなく、一層強固なものとなしていることを論証している。

本書におけるヨーロッパ経済、とりわけユーロの歩みの綿密な検討は、今日、アジアの場で新たな地域協力の課題に直面している日本やアジア諸国にとっても示唆深

いものがある。つまり、地域協力は、程度の差はあれ、その進展に応じて、統一的な市場・金融・財政・通貨等の政策を必要とするし、また、このような政策協調を通じて初めて、地域協力は具体的に進展することをEUの例は示した。だが、そのような地域協力政策の形成、推進には並々ならぬ努力と忍耐と献身が必要である。このことを本書は教えてくれる。いま、FTAなど、地域協力の入り口に立っている(立たされている)日本にとって、EUの経験から学ぶことはきわめて多いにちがいない。

この書評を執筆している時点で、EUは、ドイツの経済不振(“日本病”とも言われる)、独仏の財政赤字の増大など、新たな試練に直面している。独仏両経済に通曉した新田教授が存命であれば、さらに本書で示されたいいくつかの課題をも踏まえて、これらヨーロッパ統合の諸問題についての犀利な分析が示されたことだろう。教授の急逝はかえすがえすも残念である。

だが、新田教授は、EUが「ポイント・オブ・ノー・リターン」をとくに経過し、新たな質量両面での拡大、深化を準備している今日の時点で、ユーロがいかなる政策的努力の上に築き上げられてきたか、を振り返る基本書を遺された。本書が日本におけるEU研究を一段と前進させるものであることは疑いを入れない。

2001 年度－2003 年度 活動報告

ヨーロッパの事例」

2) 新井美佐子 (名古屋大学) 「女性労働と労働力の再生産」

■ 国際会議

2002 年 11 月 1 日－2 日にわたり、「第 7 回日仏経済学会国際会議：経済グローバル化と金融・通貨問題―日欧比較―」(早稲田大学国際会議場 3F 第一会議室)を、早稲田大学、国際情報予測研究センター、フランス大使館日仏会館の後援のもとに開催した。

2003 年 9 月 29 日－30 日に早稲田大学国際会議場で行われた日仏コロック「グローバリゼーション、国家、共同体：アジアの視点から」を後援し、参加した。

■ 理事会

日時 2002 年 3 月 4 日 12:00-13:00

場所 早稲田大学大隈会館 1 階「楠亭」

議事：2000-2001 年度の活動報告

2000 年度の会計報告

その他

日時 2003 年 2 月 28 日 12:00-13:00

場所 早稲田大学大隈会館 1 階「楠亭」

議事：2001-2002 年度の活動報告

2001 年度の会計報告

その他

■ 総会

日時 2002 年 3 月 4 日 13:30-14:00

場所 早稲田大学大隈会館 1 階「楠亭」

議事：2000-2001 年度の活動報告

2000 年度の会計報告

その他

日時 2003 年 2 月 28 日 13:30-14:00

場所 早稲田大学 1 号館現代政治経済研究所会議室

議事：2001-2002 年度の活動報告

2001 年度の会計報告

その他

■ 研究会報告

日時 2002 年 3 月 4 日 14:00-16:00

場所 早稲田大学 1 号館現代政治経済研究所会議室

報告者 1) 原岡直幸 (産業経済研究所) 「政策研究機関の日仏比較」

2) 北島健一 (松山大学) 「フランスにおける市民事業組織: 社会的経済と連帯経済」

日時 2003 年 2 月 28 日 14:00-16:00

場所 早稲田大学 1 号館現代政治経済研究所会議室

報告者 1) 原山優子 (東北大学) 「地域クラスター：

本書の評価について

第一に、本書は、経済史の本でありながら、経済政策の目的や手段、政策実施の条件、成功や失敗の理由など応用経済学の主要テーマ関する生きた学習素材を提供している。翻訳者の中山裕史教授は、「訳者あとがき」で「(本書は) フランス経済を題材にした現代経済の解明の書でもある。ここで、経済理論と経済史がみごとに繋がれている」と述べているが、これは少しも誇張でない。

第二に、何と言っても、著者の歴史家としての冷静沈着で、覚醒した視点からの分析が印象に残る。とりわけ、経済恐慌や景気循環に関しては、実際の因果関係が丁寧に解説されていて、わかりやすい。また、読者の持つ誤った先入観にも優しい注意を払っている。たとえば、フランス経済の官僚統制やディリジスム (dirigisme) は、つとに有名であるが、19 世紀後半からの歴史の中では、鉄道業についても、製鉄業についても民間部門の自由な競争がこの種の産業にも必要であるという議論が行われ、一時その通りになった歴史を著者は淡々と記述している。

第三に、翻訳者の工夫と努力がいたるところに見られる。その意味では、本書は単なる翻訳でなく、編訳の色彩を持っているものといえよう。たとえば、通常の事項索引のほかに、解説付きの人名索引や企業名索引も掲げられている。国と国の経済制度の違いは、専門用語の違いを生じさせているが、それを的確な訳語にしていることは、大いに評価したい。この点に関しては、翻訳者の労を多とせねばならない。

第四に、「市場の創出」という本書のタイトルについてである。これは、著者が何度も述べているように、新しい需要があるところに市場が生まれ、それが成長のきっかけとなり、次々に伝播していくというダイナミズムを表しているものと思う。たとえば、鉄道の発展は、レールの需要を生み出し、またそれは、製鉄業の発展を促すというように。しかし、その点の説明は、本書の中で断片的にしか触れられていない。

最後に、幾分瑣末なことだが、フランス経済の略年表が、本書に付いていればなお良かった。

った従来型の産業でも技術革新が進展し、自由主義の考え方に支えられた経済がようやく安定と自信を取り戻すいきさつが説明されている。後半は、自由経済にかげりが見え始め、政府の介入の必要性や競争制限的な動きが産業界に生まれてくる事情が、大不況の発生経緯の説明とともに、明らかにされる。競争制限的な動きの中で興味深いのは、大規模小売業と個人商店の間の利害対立が、フランスでの同業組合運動の契機となったことである。中産階級の主要構成要素である個人商店主が、早くもこの時代に政府を利用して自らの利益を確保しようとしたことは、その後のフランスの商業調整政策の展開を考える上で興味深い事実である。

第四部では、戦間期から第二次大戦直後までの戦争経済体制とそれを契機として生まれた官僚制国家の実態を分析している。また、この章の最後では、戦後復興のために登場したモネ・ブランが取り上げられている。本章の冒頭で、著者は「戦間期のフランスについての経済史研究をおこなうと、憂鬱な気分陥らざるを得ない。フランス経済のために多くの努力がなされたが、失敗の連続であったと総括せざるを得ないからである。」と述べている。フランスだけでなく、米国をのぞく西欧全体が、経済成長の停滞や深刻なデフレ、農村社会の衰退、労働者階級の困窮などに直面し、有効な経済政策が見つからない時代であった。

第五部は、第二次大戦終了直前からおよそ 30 年間の経済再建とインフレ克服、欧州統合への歩み、さらには産業再生へとフランス経済が歩んだ軌跡を総括している。この章では、戦後のインフレ対策から景気対策、そして財政再建策などに至るマクロ政策と、各種の産業政策が導入された経緯とその成果が議論されているが、いずれも簡単に読み進められるたぐいの内容ではない。正直に言って、この章の内容を、大学で講義するとなると、さらに数倍の解説が必要になってくるものと思う。たとえば、戦後、政府介入主義の時代から市場機構に信頼をおいた経済政策へと転換する経緯は、マクロ政策についても、ミクロ政策についても、フランス独自の理由が多数存在したものと思われるが、その点の解説はもっと詳細におこなわれたほうが良かったように思われる。

1999 年度 日仏経済学会会計報告
(1999 年 4 月 1 日 - 2000 年 3 月 31 日)

《収 入》		《支 出》	
前期繰越	600,337	大会・理事会関係費	3,500
会費	251,070	通信費	53,760
早大大会開催補助	40,000	事務費	6,055
利子収入	80	Bulletin21 号制作費	287,700
		翻訳料	35,000
		アルバイト代	8,000
		葬儀用供花	21,252
		小計	415,317
		次期繰越	536,170
		計	951,487
計	951,487		

《資 産》

手元現金	8,191
普通預金残高	277,779
郵便振替口座残高	250,200
計	536,170

証書書類・点検し、会計の執行は正確であり
堀川喜

2000 年度 日仏経済学会会計報告
(2000 年 4 月 1 日 - 2001 年 3 月 31 日)

《収 入》		《支 出》	
前期繰越	536,170	大会・理事会関係費	19,900
会費	239,280	通信費	70,540
早稲田大学補助	99,600	事務費	14,536
利子収入	173	Bulletin22 号制作費	331,800
立替金	14,801	翻訳費	35,000
		人件費	60,000
		小計	531,776
		次期繰越	358,248
		計	890,024
計	890,024		

《資 産》

普通預金残高	251,428
郵便振替口座残高	106,820
計	358,248

2000年度の会計報告を監査した結果、適正なものと認めます
堀川士良

2001年度 日仏経済学会会計報告
(2001年4月1日-2002年3月31日)

《収 入》		《支 出》	
前期繰越	358,248	大会・理事会関係費	4,150
会費	516,070	通信費	29,360
利子収入	49	事務費	17,929
		人件費	10,000
		小計	61,439
		次期繰越	812,928
計	874,367	計	874,367

《資 産》

手元現金	50,552
普通預金残高	622,890
郵便振替口座残高	139,486
計	812,928

2001年度の会計報告を監査した結果、適正と認めます

堀川 士良 印

日 仏 経 済 学 会 会 則

- 第1条 本会は、日仏経済学会(la Societe franco-japonaise des Sciences Economiques)と称し、これを日仏会館に設ける。
- 第2条 本会は、同一の目的を有するフランスの諸機関との協力のもとに、日仏間の経済学の交流を促進することを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。
イ) フランスの経済学者を日本に受け入れ、また、日本の経済学者をフランスに派遣することにつき斡旋・協力し、並びに両国間における経済学研究者の交換を助成すること。
ロ) フランスの重要な経済学文献の日本語訳を促進し、必要に応じてこれを援助すること。
ハ) 日本の重要な経済学文献のフランス語訳を促進し、必要に応じてこれを援助すること。
ニ) 刊行物、特に主要な経済学または経済学誌を通じて、日仏両国における経済学説並びに経済の動向に関する相互の理解を深めること。
ホ) 両国相互の経済並びに経済学文献の整備、特に両国のビブリオテックの整備に関し、適切な措置を講ずることに努め、かつ、これを促進すること。
ヘ) その他本会の目的に適する事業。
- 第4条 本会の事務所を、附則に定める箇所に置く。
- 第5条 本会は、次に定める会員をもってこれを構成する。
イ) 正会員：本会の事業に実際に参加協力する者。
ロ) 賛助会員：本会对し、精神的または物質的な支持を与える者の中から選ばれた者。
ハ) 名誉会員：日仏両国間の経済学の交流に特に寄与した者の中から選ばれた者。
- 第6条 本会の目的に賛同するものは、正会員となることを求めることができる。この請求は、正会員1名の推薦により、理事会の承認を経なければならない。名誉会員または賛助会員の資格は、理事会がこれを与える。但し、その資格は、本人の同意がなければ確定しない。
- 第7条 会費は、次のように定める。
イ) 正会員 年額6,000円(院生会員4,000円)
ロ) 賛助会員 自然人の場合 年額5,000円
法人の場合 年額5,000円以上
ハ) 名誉会員は会費を納めることを要しない。
- 第8条 会員に重大な義務違反がある場合には、理事会の決定によって、この者を本会から除名することができる。この者の異議があるときは、この決定は総会の承認を得なければならない。
- 第9条 会長は、理事会において理事の中から互選され、本会の事業を統率し、本会を代表する。
- 第10条 理事会は、若干の理事をもって構成され、総会により選挙される。理事会は、本会の業務を執行する。理事の任期は2年とする。
2 会計監査のために、監査役を設けることができる。監査役は、総会により選任される。
- 第11条 会長は、名誉会員のなかから顧問を委嘱することができる。顧問は、会長の請求により、理事会に対して意見を述べることを職務とする。
- 第12条 会長は、本会の発展のために特に功勞のあった者に、総会の議を経て、名誉会長の称号をおくることができる。
- 第13条 総会は、正会員の全員をもって構成する。正式に召集された会員の3分の1が出席し、または、代理されているときは、総会は有効に決議することができる。総会は少なくとも年1回召集され、理事会の報告を聞き、必要な場合には理事を選挙し、本会の事業について決議する。

日 仏 経 済 学 会 役 員

(2003 年 4 月 - 2005 年 3 月)

会 長 西 川 潤

理 事 井 上 泰 夫
大 田 一 廣
長 部 重 康
勝 俣 誠
阪 上 孝
鈴 木 宏 昌
諏 訪 貞 夫
竹 内 佐和子
新 田 俊 三
花 田 昌 宣
菱 山 泉
平 野 泰 郎
廣 田 功
山 田 鋭 夫
若 森 章 孝

顧 問 小 金 芳 弘
林 雄二郎

監 査 堀 川 士 良

事務局 清 水 和 巳
大 町 慎 浩

投 稿 規 程

1. 本【BULLETIN】への投稿は、原則として会員によるものとする。
2. 原稿の分量は、原則として1万6000字(400字×40枚)以内とする(図表等を含む)
3. 使用言語は、日本語・仏語のいずれでもよい。
4. ワード・プロセッサによって作成された原稿とともにフロッピーディスクを提出されたい。
5. 別紙に仏語での表題を書き添えること。
6. 投稿論文の掲載可否は、編集委員会にて決定する。

日仏経済学会・BULLETIN・第23号

2004 年 2 月 15 日

発 行 日 仏 経 済 学 会
代 表 者 西 川 潤
編 集 責 任 者 清 水 和 巳

連絡先: 〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 1-6-1
早稲田大学政治経済学部 清水和巳研究室気付
日仏経済学会事務局
TEL 03-3203-4141 (内線 3355)
FAX 03-3203-9816
E-mail skazumi@mn.waseda.ac.jp
郵便振替口座番号: 00110-8-42423

印刷 株式会社 サナエ (早稲田大学西門前) TEL 03-3203-1119

BULLETIN DE LA SOCIÉTÉ FRANCO-JAPONAISE DES SCIENCES ÉCONOMIQUES

Février 2004 N°23

SOMMAIRE

PREFACE..... Jun Nishikawa

SPECIAL 1

7^e CONFÉRENCE FRANCO-JAPONAISE DES SCIENCES ÉCONOMIQUES

La finance et la monnaie à l'âge de la mondialisation

— Examen comparatif de l'Europe et de l'Asie —

Vers une internationalisation du yen? Anne Androuais

Nouvelle géographie du capital et gouvernance d'entreprise en France —

la convergence des modèles de gouvernance revisitée Dominique Plihon

La mutation du modèle japonais de développement Evelyne Durille-Feer

Un changement monumental, mais un futur incertain- l'interprétation

régulationniste sur la crise du capitalisme japonais Robert Boyer/Toshio Yamada

Le SEL au Japon Yukari Shigeto

RAPPORT DE LA CONFÉRENCE ANNUELLE, 2002

Le secteur de citoyens en France Ken-ichi Kitajima

ARTICLE

La tradition de la recherche sur les sciences économiques et l'histoire

de la pensée socio-économiques françaises à l'Université Waseda Jun Nishikawa

(Extraits de l'*Histoire de la recherche scientifique à l'Université Waseda*, publiée par l'Édition CD-ROM, 2004)

LES CRITIQUES DES LIVRES

Shunzo Nitta, *La Banque Européenne* Jun Nishikawa

Maurice Levy-Léboyer, *La Création d'un marché : Histoire économique*

et sociale de la France aux XIX^e et XX^e siècles Itta Kobayashi

RAPPORT D'ACTIVITÉS DE LA SOCIÉTÉ FRANCO-JAPONAISE DES SCIENCES ÉCONOMIQUES

Le rapport des activités de la Société Franco-Japonaise des Sciences Économiques en 2001-2003

Le rapport des comptes des années fiscales 1999, 2000, 2001

Le règlement de la Société Franco-Japonaise des Sciences Économiques

La liste des membres de la Société Franco-Japonaise des Sciences Économiques

La liste des membres du Conseil d'Administration de la Société Franco-Japonaise des Sciences Économiques